

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1. はじめに	1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公序良俗に反する情報は単なる情報であり、原則としてその排除は表現の自由という最も基本的な人権の侵害行為である。業者が他社との差別化の過程でそういった情報の削除を約款で謳い実行するのは自由であるが、行政が介入して許容される類の問題ではない。 <p style="text-align: right;">(個人23)</p>	<p>有害な情報については、どのような情報を有害と受け止めるかは各個人の価値観等により異なることから、対策が講じられるべき情報や方法については民間の自主的な判断に委ねられるべきものと考えております。</p>
	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上述の通り言葉の定義上、“有害”な情報など存在しない。例えば日本では全裸で往来を出歩けば違法であるが、裸族の社会ではごく当然の行為である。その記録(情報)を公にする行為も日本では違法であるが、裸族の社会では当たり前の行為に過ぎない。 <p>よって情報の適法・違法ですら社会の慣習や個人の観念に左右され、まして害・有害など完全に個人の内面に依拠する問題であり、青少年に対する“影響”は観念や慣習の学習の範囲に限定される問題である。</p> <p>これは明らかに被保護者に対する保護者(親権者)による教育権の範疇の問題に過ぎず、それを行政が左右する“青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律”自体が本来極めて高い違憲性を疑われる。</p> <p>また、そもそも日本国に於ける未成年者は国民全体の1/6以下に過ぎず、フィルタリングによって残り5/6が表現の自由(人権)を侵害される自体は異常である。</p> <p>フィルタリングは家庭内での選択によって利用可能な機能である必要があり、その徹底こそが行政に求められる。</p> <p style="text-align: right;">(個人23)</p>	<p>有害な情報については、どのような情報を有害と受け止めるかは各個人の価値観等により異なることから、対策が講じられるべき情報や方法については民間の自主的な判断に委ねられるべきものと考えております。</p> <p>また、青少年インターネット環境整備法において義務とされているのはフィルタリングの提供であり、その利用については利用者(保護者)の判断に委ねられています。</p>
	3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当案の4ページ目に記載してあるように、この法案の要請はマスコミや国会から規制の声が大きくなつたとある。一方で市井からはこのような声を聞くことは、少なくとも私は殆ど無い。むしろ、マスマディアを通さず、今までならば知りえなかつた生の情報に触れることが出来て良かったと言う喜びの声の方が多い。このことから考えれば、マスマディアが報道しない情報が浸透することにより不都合が生じた一部の企業から規制の要請を出たのではないかと推測せざるを得なかつた。また、一部の企業や一部の議員の要請により国民全体に影響する法案は適さないのではないかと感じた。 <p style="text-align: right;">(個人32)</p>	御意見として承ります。
	4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5ページの「有害情報に関する特別世論調査」についてこの調査報告に関して私たちは疑念を持っています。 <p>理由は以下の通りです。</p> <p>この調査は絶対数が3000人と少なく、調査員による個別面接聴取という意見誘導を極めて行いやすい形式行われております。また、7割近い方が有害情報に対する取組をよく知らないと答えていたにも関わらず、「有害情報に関する特別世論調査」の概要を見ると規制に伴うリスクを十分に説明しておりません。より正確な調査の上、ご検討いただきたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">(コンテンツ文化研究会)</p>	最終取りまとめ(案)において違法・有害情報対策の基礎となる調査の必要性について言及しています。今後の方向性について引き続き検討してまいります。
	5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「2007年9月の内閣府調査(「有害情報に関する特別世論調査」)によると、インタ 	御指摘のような点の重要性は認識しており、最

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>一ネット上の有害情報について規制すべきとの回答が9割を超えており、こうした国民の声を背景とした動きと考えられる」とあるが、該当の世論調査は社会学的調査としては何の役にも立たない問題のある手法(対面での破廉恥行為に関する情報収集)で収集されたことが、社会学者らによって再三指摘されている。</p> <p>例えばインターネット上の情報は現実社会でのそれよりも更に実効性の高い強い規制が世論調査当時に既に施行されているが、該当の調査ではあたかもネット上の規制が全くない、無法状態であるかのような記載になっている。</p> <p>ネット上での規制がないのであれば、一定の規制が必要である、と返答するのは当然である。</p> <p>また、返答結果を属性別に統計処理すると極端に不自然な数値が並ぶこと、統計取得対象に偏りがある可能性が高いこと、該当調査会社がいわゆる各省庁からの“天下り”を受け入れており行政の都合のよい結果を示したとしても不自然がないこと、該当調査会社は過去にも統計を捏造して事件化した実績があること等々が指摘されており、該当調査自体を精査なしに引用する行為は不適切である。</p> <p>(個人23)</p>	終取りまとめ(案)において違法・有害情報対策の基礎となる調査の必要性について言及しています。今後の方向性について引き続き検討してまいります。
	6	<p>○『硫化水素での自殺』</p> <p>元々これは風呂掃除の手抜き(浴槽や床磨きとカビ取りを、一回で終わらせようとした)で起きた事故で、最初にこれを宣伝したのは消防庁や警察といった政府機関です。もしこれを有害情報として流通を禁止した場合、二種の洗剤を混ぜて、または温泉・鉱泉を使った風呂場での洗剤の使用による 硫化水素事故が多発するでしょう。</p> <p>『殺人予告』</p> <p>これ等を禁止にしても、これから重犯罪をやる人間はそんなの無視します。よって意味なし。逆に、警備当局から見たら予告してくれた方がありがたいと思いますが。</p> <p>(個人51)</p>	違法・有害情報対策が社会状況に左右されるケースがあり、そのことが様々な問題を惹起し得ることは最終取りまとめ(案)にも指摘してあります。そのことも踏まえ、最終取りまとめ(案)において違法・有害情報対策の基礎となる調査の必要性について引き続き検討してまいります。
	7	<p>○ センセーショナルな印象を与える“学校裏サイト”という文言自体、単に“学校の運営母体による公式サイト”以外の全てのサイトを指す極めて広範な意味を持ち、“裏サイト”的大半(資料によって7~9割以上)が違法性も有害性もない、生徒同士の他愛のない雑談サイトであることが既に確認されている。</p> <p>そうでありながら、あたかも“学校裏サイト”的存在自体が違法や有害であるといった印象を以って運用されており、事実と乖離した極めて問題の多い造語である。少なくとも公文書で用いてよい造語ではない。</p> <p>(個人23)</p>	御意見として承ります。
	8	<p>○ 実際には携帯電話事業者が利用しているフィルタリングリストの作成会社は何故かただ一社のみであり、その作成に際してはインターネット・ホットラインセンターの職員が携わっている。</p> <p>インターネット・ホットラインセンターは形式上は民間の事業所に過ぎないが、その実質的な責任者が警察庁に請われて外部より就任していること、その運用ガイドラインを無視して規制対象を警察庁が規定していることが暴露されており、同センターが事実</p>	インターネット・ホットラインセンターは、警察庁からの業務委託に基づき、インターネット利用者からの違法・有害情報の通報を受け付け、違法情報の警察への通報や、プロバイダ等への削除依頼、フィルタリング事業者への情報提供等を行っています。削除依頼等の対応については、有

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>上の警察庁傘下の機関であることは明白である。</p> <p>また、警察庁は過去にも同様の“有害”情報を発していると“警察庁が独自に判断した”サイトについてフィルタリング企業に提示していたことも判明している。</p> <p>よって同センター職員によって作成されたリストが“政府による干渉を受けていない”と主張するのは明らかに強弁である。</p> <p>こういった異常な事態を排除できてこそ、青少年インターネット利用環境整備法が正常に運用されていると看做せる。現状ではそうではない以上、更なるフィルタリングの強化は単なる情報統制に過ぎない。</p> <p>(個人23)</p>	識者や業界団体により構成される「運用ガイドライン検討協議会」において策定されたガイドラインに基づいた運用がなされています。
	9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 硫化水素による自殺に関する情報はマスコミ報道によって劇的に増加していることが、各種掲示板の運営者によって示されている。また、自殺に関する情報はWHOによってそのマスコミでの公開を制限すべきであることのガイドラインが提示されているが、日本ではマスコミも行政もそれを無視した対応を行っている。 <p>WHOガイドラインに沿った対応で北欧では自殺者の減少が確認されていることは良く知られており、情報制限を行うのであればマスコミをこそ対象とすべきであることは明白である。</p> <p>(個人23)</p>	インターネット以外のメディアにおける違法・有害情報への対応については、検討会における議論の対象外です。
	10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「2008年6月8日に起きた秋葉原での事件における電子掲示板上の犯罪予告」について、該当掲示板はいわゆる携帯電話専用の簡易掲示板であり、雲霞の如く数多の掲示板の羅列の中から、該当の予告を見ることが出来た人物など少数に限られている。 <p>また、当日は(警察庁が犯行予告を認識していたのか否かは不明であるが)事件現場に警察官が配置され警戒態勢が敷かれており、それ故に該当警官は犯人によってごく最初期に背中を刺され重態となっていた。</p> <p>自暴自棄に陥った人物が(自爆テロ同然に)犯罪を犯そうとした場合、それを防ぐ手立てはないことは多くの歴史が証明している。</p> <p>また、人間には一定の確率で犯罪を犯す異常者が発生する事は避けられず、必要であるのはこういった異常者であっても一定の社会的生活が可能となるような、社会全体のセフティネットの構築であることも再三指摘されている。</p> <p>該当事件ではインターネット云々は瑣末な部分に過ぎず、犯人が唐突な解雇によって衣食住全てが失われる状況に絶望し罪を犯した昔からよくある事例に過ぎず、ネット規制とは全く関係がない。</p> <p>(個人23)</p>	御意見として承ります。
2. (1)安心ネット利用のための基本法制の整備等	11	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的に、ほとんど利にかなっていると思いますが、自主的削除に対する、インセンティブ制度はやりすぎだと思います！この制度でやる場合、結果的にある程度削除を強制する事になり自主規制ではなくなります。ゆえに、インセンティブ制度は除外するのが妥当です。(個人1) 	最終取りまとめ(案)にあるように、自主的取組促進法制については、検討すべき課題が多いものと認識しており、今後、現実に法制化が可能かどうかを含めた慎重な検討が必要と考えます。御指摘の点については、今後の参考とさせていた

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	12	<p>○著作権等侵害に関する違法情報(権利侵害情報)への対策に関しては、いわゆる「プロバイダ責任制限法」が制定されており、また、「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」において、削除要請ならびに発信者情報開示に関するガイドラインの策定と運用に関する議論が権利者・ISP事業者間で行われていることなどから、国内のWebサイトにおける対策には一定の実効性が確保されていると考えられます。</p> <p>しかしながら、最近、Winnyを始めとする「P2Pファイル共有ソフト」を悪用しての著作権侵害の被害が甚大となっているところ、P2Pファイル共有ソフトを悪用して権利侵害情報を発信している者を特定する情報としては、その行為者が利用しているIPアドレスが得られるのみです。このため、まず行為者を特定することを目的とした発信者情報開示をアクセスプロバイダに求め、発信者情報が得られた場合にのみ、削除要請をその行為者に行なうことが可能となります、このように、Webサイト等に関する削除要請よりも障壁が高く、実効性が確保できません。</p> <p>そこで、この問題に対処することも含めて、本年5月に著作権関連団体とISP事業者団体で、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」を設立し、著作権侵害対策における実効性を確保するための議論を開始しております。その議論の中では、プロバイダ責任制限法だけでなく、電気通信事業法等による障壁も散見されています。</p> <p>今後も引き続き、上記協議会を中心としてISP事業者ならびに事業者団体と協議を進めていき、P2Pファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害に対して効果的な対策がとれる体制を整備していくこととなります、法制度の検討をはじめ実務上の問題点の解決に対して、御省には是非、積極的なご協力をお願いしたいと考えております。</p> <p>(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)</p>	<p>だきます。</p> <p>検討会においてファイル共有ソフトの問題に特化した議論はなされていませんが、最終取りまとめ(案)において、P2P方式など情報の流通方法の多様化を視野に入れた枠組みの構築が望まれる旨指摘しております。</p> <p>法制度に関する御指摘については、御意見として承ります。</p>
	13	<p>○「このガイドラインに従った取り扱いをした場合には、仮に情報を誤って削除し、又は放置したことによってプロバイダ等が責任を問われた場合にも、同法3条の「相当の理由」があるものと判断され、プロバイダ等は責任を負わない」とされることが期待される。」とあるが、別紙1-2の該当文書直上に記載されている通り、判断を下すのは司法当局であって、行政ではない。ガイドラインは判例によって示されるべきである。</p> <p>行政がこれを示すことは単にISPに対して安易に表現規制に関するお墨付きを与える効果しか期待できない。</p> <p>(個人23)</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、最終取りまとめ(案)にするとおり、プロバイダ責任制限法関係ガイドラインは、行政機関ではなく、電気通信事業者、権利者団体等で構成される民間の協議会によって策定されているものです。</p>
	14	<p>○「自主的取組を通して適切な管理に努めるプロバイダ等については、そのような取組をしていない通常のプロバイダ等と比較して責任の制限を受けることのできる範囲を拡大し、他方、違法情報の存在を認識してながら放置するというように不適切な管理運営を行うプロバイダ等については、通常のプロバイダ等と比較して放置したことによる責任の追及を容易化することにより、自主的取組をさらに促進するという仕組みが考えられる。」とあるが、削除を行うか否かは単にISPの営業上の判断のみに拠るべきであり、そこに行政によるインセンティブの付加を行うのであればそれは“自主的な取組”</p>	<p>本制度は、プロバイダに対して運営するサイトやサーバーの適切な管理を促すこと目的とするものであり、個々の違法情報を削除するか否かについては従前どおり各プロバイダの自主的判断に委ねています。また、特定の内容や傾向を持った情報の削除に対してのみインセンティブを与えることを内容とするもの</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>とは程遠い、行政による圧力以外に他ならない。</p> <p>一旦そういった圧力が許可されれば、いくらでも飴と鞭を使い分けることが可能になり、行政の、ひいては時の政権の都合のよい情報だけを恣意的に取捨選択できるようになる。その様な事実上の“検閲”を助長する仕組みは許されるべきではない。 (個人 23)</p>	<p>でもありません。</p> <p>なお、本制度については、検討すべき課題が多岐にわたっており、今後、御指摘のような懸念があることも踏まえ、現実に法制化が可能かどうかを含めて慎重な検討が必要と考えます。</p>
	15	<p>○ 特定の“インセンティブ”的取捨選択を行政が行う段階でそれは強い強制力を持つた指導に他ならず、自主的取組とは程遠い方策である。</p> <p>違法情報について判例を整理し、ISPが検索しやすくするといった当たり前の対策こそが必要であり、安易に行政の権限を強化し表現規制を正当化すべきではない。 (個人 23)</p>	<p>本制度については、検討すべき課題が多岐にわたっており、今後、御指摘のような懸念があることも踏まえ、現実に法制化が可能かどうかを含めて慎重な検討が必要と考えます。なお、プロバイダ責任制限法関係ガイドラインにおいて示されている違法性判断の指針については、関係する判例も踏まえて策定されています。</p>
	16	<p>○ 規制を目的とする立法ではなく、民間による自主的な取組を対策の中心とする本報告書案の基本的な方向性(46 ページ)に賛同します。ただし、現在の自主的な取組を評価しそれを推進するにあたって、以下の点に注意すべきであると考えます。</p> <p>(ア) Web 上のサーバやサービスは、事業者のみではなく個人が運営する場合が多くありますが、現在の自主的取組の枠組みの対象には、これらが区別されず、個人でサーバを運営するような事例までもが含まれてしまっています。しかし、個人に対して事業者と同様の義務を課すのは現実的ではありません。</p> <p>(イ) 現行法制の下では、違法有害情報対策として、十分なコストのかけられない事業者ほど、安易に萎縮して、本来的に不必要であるはずのユーザーコンテンツの削除などを行ってしまう傾向がみられます。プロバイダ責任制限法の適用範囲の拡大(31 ページ以降)や、インセンティブの付与といった取組を行う際には、対象となる「違法・有害情報」の明確な定義にもとづく厳密な運用が必要であると考えます。今後の「自主的取組」の結果として、萎縮した事業者による過度な対応や情報カスケードを引き起してはならないと考えます。</p> <p>また、不適切管理に対する責任追及の容易化については、以下の点を懸念します。</p> <p>(ウ) 現在、インターネット・ホットラインセンターが違法情報に該当する内容の判断対象を公表していますが、ホットラインセンターと判断の線引きが異なると「不適切管理」認定される可能性がある点が問題になります。特に最近では警察庁からホットラインセンターに対して違法情報となる内容について「意見」を提出していることから、国家による間接規制になるのではないかという懸念も生じています。適切管理の判断要素は、報告書 40 ページ以降で公開されていますが、違法情報に該当する内容の判断対象は、何らかの意味で透明性を担保した(たとえば事業者や一般ネットユーザーに対して説明責任を果たした)1つ以上の主体が公開することが望ましいと考えます。少なくとも、インターネットホットラインセンターの基準を唯一的な判断基準として、積極的な有責性を決定づけるために用いることは、適切ではないと考えます。</p>	<p>最終取りまとめ(案)に賛成の御意見として承ります。なお、御指摘のうち、個人へ過度な負担を負わせないことの重要性などについては、注釈等により、最終とりまとめに反映させていただきます。</p> <p>また、「不適切管理に対する責任の追及」については、最終取りまとめ(案)において、責任追及が容易化するプロバイダ等の範囲が過度に広がりすぎないように留意する必要があると述べられているとおり、要件の具体的な内容をはじめ検討すべき課題が多岐にわたっており、今後、御指摘にある点も踏まえ、現実に法制化が可能かどうかを含めて慎重な検討が必要と考えます。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>またホットラインセンターは、警察庁からの業務委託で運営されているという経緯から考えると、憲法上の疑義を回避するために、違法・有害情報全般ではなく、違法情報に特化した活動に限定するのが妥当であろうと考えます。すなわち、ホットラインセンターの業務は、警察と綿密に連携し、違法な情報発信者の確実な検挙への協力、及びそれに付随した違法情報拡散の防止に注力すべきであると考えます。</p> <p>(工) 不適切管理に対する責任の追及というのは、本質的には不作為犯に該当する行為を積極的に処罰するものであるということを意識し、積極的な行為要件を付加するなどして、他の諸法規との間でバランスを失すことのないよう、慎重に検討する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(インターネット先進ユーザーの会)</p>	
	17	<p>○ プロバイダ責任制限法について、現在対象が権利侵害情報のみとなっていることに対して社会的法益侵害情報(わいせつ物公然等の違法情報)に拡大し、「違法な情報だと考えて削除したところ、実はその情報は 違法ではなかったという場合について、プロバイダ等において違法と信じるに足りる相当な理由があった場合には、削除したことによる発信者に対する損害賠償責任を制限するという方策が考えられる」とし、「違法情報の存在を認識していくながら放置するというように不適切な管理運営を行うプロバイダ等」については、現行法よりも責任の追求を容易化することを盛り込まれました。</p> <p>これは、違法情報の削除を直接的には奨励するだけのことかもしれません、間接的な圧力となる危険性があります。違法でない情報を削除することの免責を法制化すれば、少しでもプロバイダ等が危険と判断された違法でない情報が軒並み削除される危険性があります。また、第三者(例えば一般ユーザ)から苦情を受けた場合、それに過剰反応し、安易に情報を削除する危険性も考えられます。</p> <p>すでに大手プロバイダや動画共有サイトなどでは、積極的に違法情報や著作権侵害する情報を削除しており、さらに間接的な圧力を加えるのは適当ではありません。「法的知識や判断能力が十分でない小規模なプロバイダ等や個人の掲示板の管理者等に対しては、法律上も責任の範囲を明確にすることで、自主的対応を促進する一定の効果が期待できると考えられる」としていますが、個人の掲示板等では、むしろ各個人の方針(例えばその個人のサイトと関係のない書き込みや業者の宣伝書き込みは削除するなど)により削除は実行されているので必要ありません。</p> <p>プロバイダ制限責任制限法の適用範囲の拡大は実施すべきではありません。</p> <p style="text-align: right;">(個人4)</p>	御意見として承ります。
	18	<p>○ 提案:第三者機関によるサイトの認可およびチェックの徹底。</p> <p>資料にもあったが、第三者機関によるサイト認可に加えて、定期的なサイトの内容のチェックが必要不可欠だと思う。その際、問題があると思われるサイト管理者に対し、アプローチを行っていくことが大切だと思う。常に見られているという意識がサイトの運営に緊張感を生み、無責任な発言やサイト管理ができにくくなると思われる。</p> <p style="text-align: right;">(個人6)</p>	御意見として承ります。
	19	○ 「(1)安心ネット利用のための基本法制の整備等」で、検討されている案は、プロバ	最終取りまとめ(案)は、民間の自主的取組の

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>イダ責任制限法の適用範囲の拡大、行政機関による措置制度、自主的取組促進法 制であるが、プロバイダ責任制限法の適応範囲の拡大について、勝手にニーズが少 ないと断定したり、業績間による措置制度と称して、検閲機関の創設を検討し、自主的 取組推進とでも称して、天下り先となりかねない。</p> <p>違法技術対策の標準的な仕組み、技術、違法性の判断をプロバイダーに押し付けて、役人の天下り利権を拡大し、有害無益な規制強化を望んでいるとしか思えない。</p> <p>更には、一般市民の書き込みを一方的に削除し、恣意的な情報操作などを行いかねない、言論弾圧案といつても過言ではない案件である。</p> <p>検閲機関創設案に反対するとともに、プロバイダーの区別を用いた検討を白紙に戻し、刑事罰を含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討すべきである。</p> <p>この案件は、表現、言論の自由の不当な侵害に繋がるであろう。</p>	(個人 11) <p>一層の促進及び利用者等のインターネットリテラシーの向上のための施策を提言したものであり、安易な規制の導入や検閲機関などの特定の機関の創設を提言したものではありません。</p>
	20	<p>○ フィルタリング実装上の問題</p> <p>「第三者機関が認定するリストをサービスに反映し、実装すること」は携帯電話事業者により実行予定ではあるが、実際のフィルタリングについては、各社共、1社のフィルタリング会社によるデータベースを利用しておらず、1民間会社であるフィルタリング会社については、今回の取りまとめ案には、実効性のある提言が不足していると思う。実質1社独占の状態は、サービスの多様性、改善のスピード、実効性などについて不安が残るため、今後、多様なサービス実現のためにも、複数のフィルタリング会社のデータベースを活用したサービスの実装を果たすような提言を求める。</p>	(個人 13) <p>御意見として承ります。 なお、フィルタリングの様々な問題については、中間とりまとめで検討しました。青少年インターネット環境整備法においても、フィルタリングの多様化を図ることの重要性についての認識は共有されています。今後民間において着実に取り組みが進むことを期待しております。</p>
	21	<p>○ 「社会的法益侵害情報の例としては児童ポルノ公然陳列」について意見があります。</p> <p>当然、児童ポルノを公開したり販売することには、現法で禁じられているとおり賛成ですが、先の国会で与党より提出された児童ポルノ法改正による単純所持罰則化には反対です。理由としては、「一般市民の冤罪が多発」と規制による「実在児童への性的虐待の増加」が心配されるからです。</p> <p>※先行して所持規制を施行している国々で所持禁止後、逆に児童への性的虐待が増えているデータがあります。</p>	(個人 17) <p>児童ポルノの単純所持の禁止の当否については、検討会における議論の対象外です。</p>
	22	<p>○ 権利侵害情報の例として「著作権を侵害する情報」とありますが、当然、他人の著作物を無断使用することは、現法に定められているとおり禁じられている事には賛成ですが、先般、議論された「著作権侵害ファイルのダウンロードの違法化」に反対します。</p> <p>理由としては、一般の人がそれが違法であるかないか判断できない事例も数多く、また違法ファイルをダウンロード後、それを指摘された場合、本人の認識があつたかどうか、問うのはあまりに無理があると思います。</p> <p>一般の人にとって、ただ単にインターネットは誰でも犯罪者になりうる危険性がある印象を持たれることとなり、これからのインターネットの発展の可能性にブレーキをかけることになります。</p>	<p>著作権侵害ファイルのダウンロードの違法化の問題は、検討会における議論の対象外です。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	
		けることになります。		
	23	<p>○ プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン(平成19年2月)の概要についてですが…</p> <p>これって、何だか人権擁護法案に似てませんか？例えば…北朝鮮について批判したら朝鮮人の方が「名誉毀損だ！」とか何とか言ってきてそれが例え正当な批判であっても名誉毀損罪に問われてしましますよね？</p> <p>これは…ネット版人権擁護法案ではないのですか？私の考えすぎならばいいのですが…ちょっと気になったので。</p>	(個人17)	<p>プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドラインは、プロバイダ責任制限法第4条に規定される発信者情報開示請求について、請求の手順や請求があった場合のプロバイダにおける要件の判断基準に関する指針を示したものであり、新たに何らかの権利や義務を創設するものではなく、同ガイドラインに従うことが強制されているものではありません。</p>
	24	<p>○ インターネット・ホットラインセンターは警察のOBがメインであり警察の肝入りで作られた組織である。そこからの情報をメインと考えると自作自演が可能であるので同センターをメインにするのは間違いである。</p>	(個人31)	<p>インターネット・ホットラインセンターは、インターネット利用者からの違法・有害情報の通報に基づき、違法情報の警察への通報や、プロバイダ等への削除依頼等の対応を行っており、違法・有害情報への有効な対策の一つであると考えています。なお、同センターには、平成20年12月22日現在、警察のOBは一人も在籍しておりません。</p>
	25	<p>○ インターネットホットラインセンターは必要ないと思います。警察が深く関わっている組織に違法性の判断どころか削除するか否かを決めるのは間違いだからです。インターネットホットラインセンターを改変・吸収して警察関係者等を排除するのも良いかもしれません。</p> <p>兎にも角にも、表現の自由などを侵害するような事のないように気をつけて欲しいと思います。</p>	(個人37)	<p>インターネット・ホットラインセンターは、インターネット利用者からの違法・有害情報の通報に基づき、違法情報の警察への通報や、プロバイダ等への削除依頼等の対応を行っており、違法・有害情報への有効な対策の一つであると考えています。なお、同センターから削除依頼がなされた情報を削除するか否かは、最終的にはその削除依頼を受けた各事業者において判断されます。</p>
	26	<p>○ 現在フィルタリングの基準を作る会社や、実際にフィルタリングを行う会社はほとんどが独占状態になっているという。ご指摘の通り是非ともこの独占状態の解消をお願いしたい。多くのフィルタリングの基準がないと、その基準を作ってる一社を資本的に押さえるだけで言論弾圧なども可能になりかねない。第三者機関も含めることで更に安全性が増すと思われます。</p>	(個人39)	<p>フィルタリングの様々な問題については、中間とりまとめで検討しました。青少年インターネット環境整備法においても、フィルタリングの多様化を図ることの重要性についての認識は共有されています。今後民間において着実に取り組みが進むことを期待しております。</p>
	27	<p>○ 現在日本国内で運用されている携帯電話の青少年向けフィルタリング機能でも、修学旅行で訪れる観光名所の公式サイトが「宗教関連」として遮断対象になるなど、まったく違法性のないサイトが大量に遮断されてきました。青少年向けフィルタリング分類は第三者機関の指摘によって多少は改善されましたが、まったく違法性のないサイトを不明確な分類によって大量に遮断している問題そのものは改善される予定がなく、本来の目的に合った運用はされていません。現在の青少年向けフィルタリング運用は根</p>		<p>御指摘のような点については、青少年保護という目的とのバランスを取って議論することが重要と認識しています。モバイルコンテンツ審査・運用監視機構のような第三者機関において民間主導で議論が深まることを期待します。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		本的に見直しが必要で、青少年利用者に対する適用義務は除外すべきです。 (個人 43)	
	28	○ 「(イ)刑罰法規の厳正な執行の必要性等」について(P.30) 「社会的法益侵害情報は、すべて何らかの刑罰法規に違反する」としているが、P24 で記述されているとおり、厳正な執行は自由な表現に対し、過剰な自主規制等の著しい損害を与える。そのため、厳正な執行の必要性に対しては同意できない。 (個人 44)	御意見として承ります。
	29	○ 国は、国際競争力の源泉となる産業発展に向け、法規制ではなく民間の自主的取組みを支援すべきである。「青少年インターネット利用環境整備法」の検討過程においては、有害情報であるかどうかの判断は国が行うべきという議論もあったものの、最終的には民間の自主的取組みに委ねられることとなった点は評価できる。 しかしながら、本法律が国民的議論も不十分なまま法制化を迎えた点は否めず、また 3 年以内の法律の見直しが定められていることから、将来、有害情報の判断を国が行うなどの過度な介入が為される可能性も懸念される。モバイルインターネット産業におけるコンテンツや商取引の分野は、今後国内だけでなく、海外でも成長が期待されている分野である。将来的な法律の見直しにおいて、国際競争力の源泉ともなりうる産業の芽を摘むような規制強化がなされることのないよう強く要望したい。 (社団法人関西経済連合会)	有害な情報については、どのような情報を有害と受け止めるかは各個人の価値観等により異なることから、対策が講じられるべき情報の範囲や方法については民間の自主的な判断に委ねられるべきものと考えております。
	30	○ 「フィルタリング推進機関が行う業務として規定されているものは、フィルタリングに関する調査研究並びにその普及及び啓発、フィルタリングの技術開発の推進である(第 24 条)。フィルタリングの性能指針の策定等、青少年有害情報の具体的判断基準を定める活動に関わるものは含まれない。これは国が支援を行うフィルタリング推進機関を、青少年有害情報の具体的判断に関わらせないことで、表現の自由に対する公的関与を最小化しようと配慮したものである。」とありますが、その「フィルタリング推進機関」に国からの天下りや金銭の受け渡しなどがあった場合、事実上、規制に国が関与することになりますので、「フィルタリング推進機関」の組織構成、主要メンバー、株主、取引先、対外情報などの詳細情報を明示し、国との関与がないことを証明することを強く希望します。 (個人 50)	青少年インターネット環境整備法第 30 条の規定により、フィルタリング推進機関や民間団体等に対し、情報の提供や関連する施策の共同立案など必要な支援に努めていくこととしており、その支援の在り方についての御意見として承ります。
	31	○ 携帯電話のウェブサービスに関して、依然として単一なフィルタリングしかない。小学 1 年生と高校 3 年生が同じフィルタリングサービスを利用している現状は、今後のウェブ利用やメディアリテラシーなどの観点から改善しなければならない。もっと年齢や発達段階、本人がおかれている社会的な状況などに応じたフィルタリングサービスの開発をしなければならない。そのためにも、EMA や I-ROI のような審査機関だけではなく、システムの改善をしなければならない。 (ジャーナリスト)	御指摘の点は十分に認識しており、携帯電話フィルタリングの様々な問題については、中間とりまとめで検討しました。その結果、改善に向けた取り組みを行っております。 また、青少年インターネット環境整備法においても、フィルタリングの多様化を図ることの重要性についての認識は共有されています。今後民間において着実に取り組みが進むことを期待しております。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	32	○ 様々な連携というが、たとえば、インターネットのウェブサイトをきっかけに犯罪に走った例を見ると、経済不況の影響や不安定な雇用が背景にある事件も数多い。いわゆる「闇の職業安定所」をめぐる様々な事件は、大きな理由としては借金返済があげられる。このように考えると、ネット犯罪の対策は、単に情報をどのようにコントロールしていくか、表現の自由とは何か、といった総務省的な課題のみならず、経済問題や法律問題といった総合施策が必要になる。そうしなければ、犯罪の予備軍は温存されることになり、事件がネットを発端に起きるとしても、次々とかたちを変えて行くに過ぎない。 (ジャーナリスト)	御意見として承ります。
	33	○ インターネットと犯罪を考えるとき、新たに法整備が必要かどうかを検討しなければならない。しかし、多くの犯罪は現行法の範囲で防ぐことができるものが多いため、現行の捜査態勢を強化すればよいものもある。新たな法整備をするとしても、現行法制がどのように機能し、機能しないのかを見極める必要がある。 (ジャーナリスト)	御意見として承ります。
	34	○ 青少年ネット規制法と出会い系サイト規制法は廃止すべきである。国民には差別なく情報を渡すべきで、「有害情報排除」の名目で、行政が好ましくないと判断した情報を排除するなど言語道断である。業界には自主的な取り組みを推進しようと言う動きもあるが、自主規制とは形を変えた情報統制であって、結果的に国民が情報を参照できなくなるなら、それは、思想警察による言論弾圧とまったく変わらない。むしろ、行政は自主規制すらしないように呼びかけるべきだ。我々が行うべきは教育であり、道具を締め上げることではない。 (個人 55)	御意見として承ります。
	35	○ 最終とりまとめ(案)では、行政機関が表現行為に対して直接介入する方策については、これが必要な状況に至っていないのではないかと考えられ、当面は今後の自主的取組の推移を見守ることですが、一方では、インターネット上の違法・有害情報への対策としては、民間の自主的取組に任せることではなく、むしろ規制を強化すべきとの声を後押しする事案が発生しているとも指摘しています。 県や市町村には、従前より、インターネットの匿名性を悪用して、特定個人・団体や不特定多数の者を誹謗・中傷し、差別を助長するような人権侵害に関する相談が寄せられていますが、有効な対応策がないというのが実情です。 表現の自由との関係において整理すべき課題がありますが、民間の自主的取組の促進に併せて、行政機関も対応できる実効性ある仕組みづくりについて、講じるべき施策として提言すべきと考えます。 (福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課)	御意見として承ります。
	36	○ 権利侵害情報そのものではないものの、「権利侵害を助長する可能性のある情報」として、著作権侵害行為によって「提供」されている著作物に張ったリンクを集めた、いわゆる「リンク集」があります。例えば、家庭用ゲーム機用のゲームソフトのプログラムが権利者の許諾なくアップロードされている海外のWebページへのリンク集などを、当協会でも確認しています。	何を有害情報と捉えるかについては、国などの公権力が関与することは適当でなく、民間の自主的取組を通じて対応すべきものと考えます。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>これらのリンク集は、著作権侵害物(ファイル)を入手するための「道標」として利用されており、一般的のインターネットユーザ等が容易に違法アップロードされた著作物へ到達できることから、上記の例で言えば、当該違法アップロードが行われている国の言語が理解できないユーザーであっても、その著作物を容易にダウンロードすることが可能です。</p> <p>これらリンク集については、SNS やブログ等の事業者が提供する機能を悪用して行われているものも少なくないため、日本国内に所在するサーバ上に公開されているものが多く存在します。一方で、実際に違法アップロードされた著作物が蔵置されているサーバは海外に所在するものがほとんどであり、著作権侵害行為者に対する直接の対策は、前述したとおり、障壁は高くなります。</p> <p>そのため、次善の策として、これらの違法アップロードされた著作物へのアクセスを容易にさせることを目的としたリンク集に関しては、「有害情報」としてフィルタリング等によるアクセス制限の対象としていただきたく、要望します。</p> <p>(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)</p>	
	37	<p>○ インターネット・ホットラインセンターの協力依頼があった場合に応じること、とありますがこれはおかしい。協力依頼があったとしても、依頼された側にも削除するかそうでないかの判断をする権利があると思います。一方的に従わせようとする事はあってはならないと考えます。</p> <p>(個人 60)</p>	<p>インターネット・ホットラインセンターから削除依頼がなされた情報を削除するか否かは、最終的にはその削除依頼を受けた各事業者において判断されます。</p>
	38	<p>○ 麻薬・売買春・暴力行為・詐欺行為など、明らかに犯罪行為を教唆する HP 等の取り締まりは、当然ながら強化するべき。</p> <p>(個人 74)</p>	御意見として承ります。
	39	<p>○ 青少年インターネット利用環境整備法においては携帯電話、パソコン等の環境を問わず、フィルタリングを強制的に導入させる事はそれこそ青少年から情報を得る機会を奪い、知る権利をも阻害する危険性があるため、サーバーの管理者のフィルタリングにおいては努力義務としているように、この点においても自主努力に改めるべきである。</p> <p>そして事実問題として、総務省が推し進めた携帯電話によるフィルタリングにおいては、有害サイトとは言えない普通のブログや政治関連のサイトすら見れなくなる等の弊害も起こっている。</p> <p>何より、この法律では、パソコンにもフィルタリングの導入を原則として決められているようだが、少なくともプリインストール方式であれば、年齢問わずに PC を購入した時点でフィルタリングが導入されてしまう可能性もあり、そして意図せずにフィルタリングが働いてしまい情報の遮断が行われ、その結果国民の知る権利を奪う事にもなりかねず、また現状、フィルタリングに関して言えば一社の独占状態であり、この会社の有害情報の基準等をみればおかしな点も多く、コレでは特定の団体、勢力にとって都合の悪い情報を弾くためのツールとしても利用されかねない。</p> <p>そして何より、まずはフィルタリングの形式をブラックリスト方式で行くのならばその</p>	<p>携帯電話フィルタリングの様々な問題については、中間とりまとめで検討しました。その結果、改善に向けた取り組みを行っております。</p> <p>また、青少年インターネット環境整備法においても、フィルタリングの多様化を図ることの重要性についての認識は共有されています。今後民間において着実に取り組みが進むことを期待しております。</p> <p>なお、サイト認定を行うような、第三者機関については、中間取りまとめで詳細に論じてあるよう行政からの独立が原則であると考えています。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>載せる基準等明確にすべきであり、そして健全サイトの認定機関等はそれこそ天下りの温床にもなりかねないためにやめるべきである。</p> <p>この点からみても至急、青少年に対してのフィルタリングの導入に関して言えば、法律による義務ではなく、企業の努力義務に改めるべきであり、また総務省が携帯各社、企業に対しての要請と言う形での実質的な強制的に促す行為をするようなことも直ちにやめるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(個人 35)</p>	
	40	<p>○ P18 における(a)違法情報に対する取組の現状と課題においてその例に児童ポルノ禁止法をあげているが、これは何たる事か。</p> <p>少なくとも児童ポルノ禁止法における範囲は個人法益のための法律であり、社会法益のための法律ではない。現状の児童ポルノ禁止法においても監督省庁すら決まっておらず、尚且つ、児童の保護が蔑ろにされているのが現状であり、今改正案においても単純所持規制等の冤罪や別件逮捕の危険性が高い規制ばかりが進められており、児童保護という点においてはやはり蔑ろにされているのが現状である。</p> <p>少なくとも規制に関して言えば、現状提供罪が機能している時点でこれ以上の罰則は必要ではなく、これ以上の罰則の強化は闇雲に冤罪等の弊害の危険性を高めるだけである。まず改正をするならば、児童保護の権益等を優先すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(個人 35)</p>	<p>「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」第1条は、「児童の権利を著しく侵害することの重大性にかかるがみ（中略）児童買春・児童ポルノに係る行為等を処罰する（中略）ことにより、児童の権利を擁護することを目的とする。」と規定し、児童の権利侵害という側面を重視しておりますが、同時に、同法は、児童を性欲の対象としてとらえることのない健全な社会を維持するという社会的法益の保護をもその目的としているものと考えられています。したがって、インターネット上における違法情報の類型の整理にあたっては、たとえば名誉毀損情報や著作権侵害情報などと同じ情報類型としては取り扱われてこなかったものです。</p> <p>しかしながら、本最終取りまとめ（案）においても、「被害児童が存在するため権利侵害の側面もある」と記載し、3の（2）において特に「児童ポルノの効果的な閲覧防止策の検討」と題した項目を立てた上、「被害児童保護の要請より、インターネット上の児童ポルノ対策は喫緊の課題」と位置付けて対策を検討しているとおり、児童ポルノに係る犯罪の権利侵害としての側面を否定ないし軽視しているものではありません。</p> <p>もっとも、同様の御指摘を多くいただいたことを踏まえると、児童ポルノに係る情報を社会的法益侵害情報と表記することは権利侵害の側面を否定しているとの誤解権利侵害の側面を否定しているとの誤解を与えるおそれが高いものと考えられますので、最終取りまとめ</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
			(案)において上記の趣旨の説明を追加することとします。 また、児童ポルノ法については法務省の所管となっています。 なお、児童ポルノの単純所持の禁止の当否については、検討会における議論の対象外です。
	41	<p>○ インターネットホットラインセンターについて言えば、例としてあげればまんが児童ポルノ等と言う表現方法を用い、現行法では問題のない権利的に認められた合法であるものについてもまるで違法のように取り上げる等、やはり有害情報の基準についておかしな点も非常に多く、また体裁上民間団体であるため、情報開示すらせず、なおその責任者においても外部から警察の要請で招聘されており、事実上の警察の下位組織であり、運用状況についても非常に怪しい点が多い。</p> <p>また民間組織であるならば、有害情報のことに関する件の組織からの削除要請に必ずしも答えなければいけないと言うわけではない為、その判断はプロバイダ自身が決めるのが当たり前であり、資料に書いているような削除をしないプロバイダを攻めるような文面を書くのはいさか筋違いであるのと、その権限を民間組織であるにも関わらず法律によって拡大しようとするのもおかしな話であり、何より民間組織と言う事もあり、上記のように情報公開の義務もないのに自主基準により、あらゆるもの有害情報にされ、それこそ憲法で禁止されている検閲行為すらこの組織においては平然と行われる危険性があると考える。</p> <p>そのためこれ以上の権限の強化は必要ない。また官営組織であるならば、きちんと情報公開をまずはすべきである。</p> <p style="text-align: right;">(個人 35)</p>	インターネット・ホットラインセンターは、警察庁からの業務委託に基づき、インターネット利用者からの違法・有害情報の通報を受け付け、違法情報の警察への通報や、プロバイダ等への削除依頼、フィルタリング事業者への情報提供等を行っています。削除依頼等の対応については、有識者や業界団体により構成される「運用ガイドライン検討協議会」において策定されたガイドラインに基づいた運用がなされています。また、同センターから削除依頼がなされた情報を削除するか否かは、最終的にはその削除依頼を受けた各事業者において判断されます。
	42	<p>○ 携帯電話フィルタリングのリスト作成は特定の一社のみによって作成されている。</p> <p>このリストのうちどういった分野を対象として採用するか否かは各携帯電話事業者に任せられているが、例えば“政治”カテゴリとして政党や政治家のサイトが規制対象になっていたり、“掲示板・ブログ”として政治家のブログが規制対象にされていたり、大規模イベントの公式サイトが何故か“アダルト”として規制対象にされていたり、“同性愛”といった人権そのものに関する主觀が規制対象になっているなど、そのフィルタリング対象の選定自体が極めて恣意的であることが指摘されている。</p> <p>そもそもリストの項目自体がキリスト教を国教とする各国のリスト項目に酷似している。</p> <p>当然、特定の宗教の価値観を多数の国民に強制するような行為は完全に人権侵害であり、そんな暴挙が許容される要素は皆目存在しない。</p> <p>上述のとおり、青少年インターネット利用環境整備法が政府による有害情報規定を否定し、恣意的な情報規制を否定し、表現の自由を肯定するのであれば、こういった異常事態を是正する完全な第三者機関の制定こそ必要である。</p> <p style="text-align: right;">(個人 23)</p>	携帯電話フィルタリングの様々な問題については、中間とりまとめで検討しました。その結果、改善に向けた取り組みが進行しております。 また、青少年インターネット環境整備法においても、フィルタリングの多様化を図ることの重要性についての認識は共有されています。今後民間において着実に取り組みが進むことを期待しております。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	43	<p>○ 資料に示されているとおり海外の該当情報の8割は“猥褻物”である。多くの場合そういった情報は該当の情報が存在する国家では“適法”な情報に過ぎず、これを社会的法益侵害情報と称するのは日本の法令を諸外国に強制使用とする傲慢な主張に過ぎない。</p> <p>(個人 23)</p>	<p>御指摘の資料は、インターネット・ホットラインセンターに通報のあった情報のうち、違法情報の類型ごとの件数とその中で海外のサーバーに蔵置されていたものの件数を示したものです。海外のサーバーに蔵置され、我が国にも発信されている違法情報が、当該サーバーが存する国の法律でも違法となるかどうかはあくまで当該国の判断に委ねられています。</p>
	44	<p>○ 「主要な社会的法益侵害情報のうち、児童ポルノ公然陳列については、海外から対策を求める声が上がっており、国会においても児童ポルノ禁止法改正案が提出され、警察庁も 2008 年度の総合セキュリティ対策会議の検討課題として「インターネット上の児童ポルノの流通に関する問題とその対策」を取り上げるなど国内外で問題意識の高まりがみられる。」とあるが、国内でそういった要求を行っている団体や政治家と、海外から対策を求める主張する団体や政治家は多くの場合極めて密接に関与しており、国外からの要求=事実ではない。</p> <p>1999 年の児童ポルノ法成立当時の“日本が児童ポルノの主要供給(消費)国である”とする主張はその根拠が示されておらずその後も同様の主張がなされており、南京事件と同様の国家的な誹謗中傷に過ぎない。</p> <p>本来であれば外務省あたりが正式に抗議を行うべき国辱行為である。</p> <p>(個人 23)</p>	<p>御指摘の箇所は、昨今の児童ポルノを巡る国内外の動向に関する事例を紹介する趣旨で記載したものです。</p>
	45	<p>○ 「わいせつ物公然陳列については、確かに善良な性風俗等の社会的法益を侵害する違法な行為であり、見る者に著しい不快感を与える蓋然性の高い」とあるが、わいせつ物に関する議論は諸説あるが、概して社会法益を侵害するとする科学的根拠に欠け、慣習的に規制されていることからも、表現の自由との兼ね合いで世界的潮流として規制がゆるやかになりつつある。</p> <p>我が国も同様であることは過去の判例から明白であり、“見る者に著しい不快感を与える蓋然性の高い”とする根拠が不明である。</p> <p>また、仮に“不快感”的問題であればゾーニングで対処可能な問題に過ぎず、多くの場合はそれは既に為されている。</p> <p>(個人 23)</p>	<p>御意見として承ります。</p>
	46	<p>○ 「2008 年 1 月 30 日付読売新聞朝刊 15 面「論点」に掲載されたシーファーアメリカ駐日大使の寄稿「主要 8か国(G8)で児童ポルノ所有を非合法化していないのは、日本とロシアだけだ。」とあるが、残り 6 カ国の“児童ポルノ”的要件は概ね“(表現の自由の対象とならない違法な規制対象である)わいせつ物”であることを前提とし、さらにその上で“対象が児童である”場合に児童ポルノとする基準である。</p> <p>また、児童ポルノを“児童虐待の記録”と位置づけ、それ以外(家族のスナップや芸術写真、ソフトポルノ等)は除外されるのが通例である。当然、完全に“個人法益保護”的ための法令である。</p>	<p>御指摘の箇所については、海外から児童ポルノ対策の求められた一例として紹介する趣旨で引用したものです。なお、児童ポルノの定義は各国で異なっており、今後、海外における児童ポルノ情報対策について調査研究を進めるにあたっては、定義の違いについて十分に留意する必要があると考えます。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>一方、日本では児童ポルノの基準自体を着衣でも該当するなど、世界でも類を見ないほど極端に広範な対象範囲とし、所持ではなく“その流通を規制する”ことで対応している。</p> <p>準が根本的に異なる以上、運用が異なるのも当然である。運用を同等にするのであれば、基準も同等に改変する必要があるのもまた、当然である。</p> <p>さらに John Thomas Schieffer は該当の寄稿内容にて日本が児童ポルノの消費国であると主張しているが、これも国会答弁によりその様な事実を示す根拠が確認できないことが示されて、Schieffer の主張自体が無根拠な国辱級の侮辱である可能性が高い事が示されている。</p> <p>そもそも Schieffer の母国である米国は“児童の権利に関する条約”に批准していない、世界でもソマリアと並び二カ国しかない異常な国家の一つである。</p> <p>児童ポルノが個人法益保護を目的とする以上、他国を批難するならば個人法益を保護する条約に加盟していない国家が主張できる内容ではないこともまた、明白である。</p> <p>その様な特殊な主張を公文書で持ち出すことが不適切であることもまた、自明である。</p> <p style="text-align: right;">(個人 23)</p>	
	47	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット・ホットラインセンターの“運用ガイドライン”では利用者を含む第三者も招聘して有害情報の範囲を調整する事を謳っているが、実際に第三者が関与した様子は確認できない。 <p>また、上述の様に警察庁が“有害である”と指定した情報を即座に有害情報の対象に組み入れるなど、実際の運用上は警察庁に完全に掌握されている。</p> <p>実質的に警察庁の出先機関に過ぎず、一方で建前上は民間であるため情報公開法の対象にもなっておらず、その運営の不透明さは再三指摘されている。</p> <p>一方、“違法な”情報でありながら“削除に応じない”ISP が存在するのであれば、それ自体が違法行為の継続である以上、直上機関である警察庁が適切に対応すれば良いだけのことであり、15%以上もの“違法な”状態が放置されたのであれば、それは警察庁を中心とする管轄官庁の怠慢の結果に過ぎず、その怠惰な職務状態こそが批難されて然るべきであろう。</p> <p>各種研究会には、こういった省庁の怠慢による不作為によって人権侵害が放置されているといった、大きく抜本的な問題点を是正する対策こそが求められているのではないか？</p> <p style="text-align: right;">(個人 23)</p>	<p>インターネット・ホットラインセンターによる削除依頼等の対応については、有識者や業界団体により構成される「運用ガイドライン検討協議会」において策定されたガイドラインに基づいた運用がなされています。</p>
	48	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的法益侵害情報については、法制度こそ存在しない違法情報であればそもそも発信も違法である。実際に多くの逮捕者が続出している。逆に違法な情報でないのならば ISP が削除に応じる義務はない。削除することが必須であるかのような記載は偏った“意見”であり、公文書である以上削除すべきである。 <p style="text-align: right;">(個人 23)</p>	<p>プロバイダ責任制限法関係ガイドライン等に基づく違法情報の削除は、法的な義務ではなく、プロバイダ等の自主的判断で行われているものです。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	49	○「社会的法益侵害情報の約2割強は海外のサーバに蔵置されているのが実態」とあるが、さらにその8割は単なる(日本国に於いて)猥褻とされるだけの情報であり、日本の猥褻物の規定が世界でも異常に厳しいものの一つである以上、サーバ設置国の多くでは適法である可能性が極めて高い。この場合、そもそも違法であるのは日本国内である以上、対象の業者を“悪質な”と評するのは上記と同様極めて偏った“意見”であり、公文書で記載すべき内容ではない。 (個人 23)	海外のサーバに蔵置され、我が国にも発信されている違法情報が、当該サーバの存する国の法律でも違法となるかどうかはあくまで当該国の判断に委ねられています。
	50	○「一定の場合に、行政機関が、問題となっている情報の違法性を判断した上で、違法情報の流通の事実をプロバイダ等に通知し、この通知を受けたにもかかわらず適切に対処しないプロバイダ等に対しては、行政機関が送信防止措置をとるよう勧告・命令するなど何らかの措置をとるという仕組みが考えられる。」とあるが、違法性の判断は司法当局が行うべきであり、何ら責任を持たない行政当局が行うべきではない。判例を積み上げて判断すべき内容であり、この措置は明らかに行政が国家の司法権に介入しようとする異常な行為である。 (個人 23)	御意見として承ります。
	51	○ドイツは憲法(基本法)にて表現の自由を青少年保護をエクスキューズとして制限できることを定めており、世界でも特異な立憲国家の一つである。テレサービス法はその特殊な憲法下の法令であって我が国とは事情が異なる。 米国の大統領令(CDA)に至っては、その規制内容に科学的根拠を持たず表現の自由を侵害するとし、最高裁にて違憲判決が確定していることは、総務省担当者も当然認識しているはずである。 いずれも極めて特殊な(あるいは違憲とされた)事例であって、公文書で引用する根拠に欠け、削除すべきである。 (個人 23)	最終取りまとめ案で、諸外国の取組を参考するに際しては、御指摘のとおりそれぞれの国の事情を考慮することが重要だととの認識は共有しております。また、法規制についても実効性等を含めよく調査することが必要と考えております。 なお、御指摘の米国通信品位法(CDA)の連邦最高裁における違憲判決とは、1997年6月の判決を指しているものと思われます。同判決は、通信品位法223条の(a)1(A)・(B)及び同条(d)における「下品な情報」あるいは「明らかに不快な表現」との規定について過度にあいまいであり言論の自由を保障する憲法修正第1条に違反する旨判断したものであり、最終取りまとめ(案)において紹介している同条(e)について違憲判断がなされたものではありません。同条を挙げたのは、自主的取組が法的責任の軽減という効果に結びついている事例を紹介する趣旨です。しかしながら、御指摘を踏まえ、同法について違憲の判断があった事実についての説明を追加することとします。
	52	○「当該プロバイダ等の提供する特定電気通信による流通ができなくなるだけであって、発表の機会が全面的に奪われるものではない」とあるが、出版や放送は情報の発	検閲概念についての御指摘は、御意見として承ります。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>信主体が限定され、インターネット上での発信とは明らかに対象が異なる。</p> <p>インターネット利用者が国民の7割を超える現状ではインターネット上でしか情報を発信できない主体も大多数であると見るべきであり、行政が違法化否かを断じて情報発信の規制を行うのであれば、それは完全に表現規制である。</p> <p>司法当局が違法であると判じればそれは違法であり、発信すべきではないのは当然である。しかし権限も責任も持たない“たかだか”行政がそれを断じて行い、情報の流通を規制するのであれば、それはまさに検閲そのものである。</p> <p>ましてインターネット上での情報発信は原則として通信の秘密に当たるとされ、その合法的な事前検閲はそもそも不可能であり、規制を法に則って行うとすれば常に“事後の”検閲となる。</p> <p>よって、「これは、表現行為を事前に抑制するものではないことから憲法が禁止する「検閲」には当たらないと考えられる。」とする主張もインターネットが一般化する以前の旧い判例のみに依拠し実体を無視した稚拙なエクスキューズに過ぎず、該当の表現規制は憲法の禁止する検閲そのものの違憲行為である。必然的に行政主体に許容され得る行為ではない。</p> <p style="text-align: right;">(個人 23)</p>	<p>なお、最終取りまとめ(案)において、「行政権が内容に着目して表現行為を規制するものであるから、表現の自由との関係について整理が必要である」とあるように、本制度には表現の自由という憲法上の権利との関係で課題があると認識しています。</p>
	53	<p>○ 全般に“行政が有害情報と定めた”情報について、“削除を行うこと”前提とし、それを許容するために制度設計されている。</p> <p>表現の自由は立憲国家にとって最も重要な人権の一つであり、原則として“削除をしないこと”を許容する仕組みとして設計されて然るべきである。</p> <p>違法な情報についてはともかくとして、無害であるにも関わらず“有害”と称する情報について削除を行う構造を目的に設計されている状態は明らかに異常であり、見直すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(個人 23)</p>	<p>青少年インターネット環境整備法制定の議論において、有害情報の判断や、民間団体の支援の在り方について国の関与がないことを確認しています。最終取りまとめ(案)においても、この点を原則として、いわゆる有害情報対策が、あくまで民間の自主的取組の進展やリテラシーの強化によって達成されることを期待しているものです。</p>
	54	<p>○ 「失火責任法や民法の緊急事務管理の規定など、政策的理由に基づき一定の場合に責任を制限することは他の法制にもみられるところであり、一般に否定されるものではない。」とあるが、失火責任法は我が国の家屋が木造を主とし、季節によっては極端に乾燥することから火事が多いことを前提とした旧い法令であり、建築材の耐火性が向上した現在では必ずしも適切であるとは判断できない。</p> <p>緊急事務管理規定に至っては当事者の“身体や財産や名誉”といった直接的な資産や財産に対して焦眉の急を要する場合に初めて適用される規定であり、ISPの責任制限とは共通点が少ない。</p> <p>いずれにせよ“一般に否定されるものではない。”として表現規制という人権侵害を求めるインセンティブを正当化するには根拠が希薄であり、牽強付会に過ぎるエクスキューズであって不適切である。</p> <p>むしろこういった極端な牽強付会しかできない段階で、行政によるインセンティブの付与が強力な強制力を持つ行政指導そのものであることの傍証ではないか？</p> <p style="text-align: right;">(個人 23)</p>	<p>これらの規定は、一定の政策的配慮から法的責任を軽減している事例を紹介する趣旨で挙げたものであり、表現規制を正当化する根拠として挙げているものではありません。なお、本制度については、その理論的根拠も含め検討すべき課題が多岐にわたっており、今後、現実に法制化が可能かどうかも含めて慎重な検討が必要と考えています。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	55	<p>○ 「アメリカ通信品位法には、未成年者が違法情報に接することができないよう、予めクレジットカード等を用いた年齢確認によるアクセス制限の仕組みを導入するなど一定の対応をとっていることを、刑事訴追に対する防御方法として主張できるとの規定があり」とあるが、前述のとおり、そもそも該当国家において最高裁による違憲判決の出ている法令を持ち出し、それをエクスキューズにする行為の意図が不明である。</p> <p>不適切な処理が多いが故に違憲であるとされたのであり、その様な欠陥品の法令に見習るべき要点があるのであれば、その科学的・疫学的・統計学的・法学的・犯罪学的な根拠をまず明示してからにすべきである。</p> <p>(個人 23)</p>	<p>御指摘の米国通信品位法（CDA）の連邦最高裁における違憲判決とは、1997年6月の判決を指しているものと思われます。同判決は、通信品位法 223 条の (a) 1 (A)・(B) 及び同条 (d) における「下品な情報」あるいは「明らかに不快な表現」との規定について過度にあいまいであります。同条を保障する憲法修正第 1 条に違反する旨判断したものであり、最終取りまとめ（案）において紹介している同条 (e) について違憲判断がなされたものではありません。同条を挙げたのは、自主的取組が法的責任の軽減という効果に結びついている事例を紹介する趣旨です。しかしながら、御指摘を踏まえ、同法について違憲の判断があつた事実についての説明を追加することとします。</p>
	56	<p>○ 「インターネットの匿名性」とあるが、TCP/IP を基本とする現在のインターネット上にて、発信者の匿名性など存在しない。仮にも公文書でこの様な曖昧かつ矛盾した表現は不適切であり、用いるべきではない。</p> <p>(個人 23)</p>	御意見として承ります。
	57	<p>○ 「これまでに発信者から責任を問われた事例はほとんどなく、電気通信事業法違反で処罰を受けた事例もない」とあるが、そもそも P43 にて「発信者情報開示請求権は実体法上の請求権であるから裁判外での行使も可能であるが、裁判外での発信者情報開示は必ずしも活発に活用されているとはいえない状況であった。」となっている通り、開示請求自体を行った例が少ないと請求を行うほどの侵害が生じていなかつたためであると判断するのが妥当である。</p> <p>大した損害がなくても開示請求を行い、容易に個人情報が開示される事態になれば、必然的に責任を問われる事例が増える道理である。</p> <p>(個人 23)</p>	<p>裁判外での発信者情報開示が活発に活用されていないことについては、①発信者情報開示手続に関する誤解、②要件判断の困難性等、③民事保全制度の未活用などの課題が指摘されていたものであり、活発に活用されていなかつたことから直ちに開示請求を行うほどの侵害が生じていなかつたと結論付けることはできないものと考えます。</p> <p>また、御意見の後段部分は、安易に発信者情報が開示されることに対してご懸念を示されているものと理解されますが、まさにそのような事態を避けるべく、プロバイダ責任制限法において発信者情報開示に厳格な要件が課され、かつ、発信者情報開示ガイドラインの策定により適正な運用が図られているものです。</p>
	58	<p>○意見：</p> <p>「社会的公益侵害」「権利侵害」という意味不明の区別を用いた検討を白紙に戻し、プロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討するべきである。特に、著作権侵</p>	<p>著作権侵害の範囲の問題については、検討会の議論の対象外です。</p> <p>サイト認定を行うような、第三者機関については、中間取りまとめで詳細に論じてあるように行</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>害について、最近の事件から考えて、間接侵害や著作権侵害帮助罪まで含めて、著作権法にきちんとした明確なセーフハーバーが早急に作られるべきである。特に、そのセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第3者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、税金のムダな浪費と技術の発展の阻害につながるだけの危険かつ有害無益な規制強化であり、絶対にあってはならないことである。</p> <p>理由：</p> <p>表現・情報の自由は民主主義の最重要の基礎であり、被害者を伴わない表現・情報に対する規制にほとんど正当化の余地はないのであり、そもそもここで社会的法益侵害と権利侵害という類型分けを使うこと自体不適切である。</p> <p>報告書案中で、プロバイダー責任制限法の適用範囲を拡大するニーズが多くないと勝手に決めつけているが、意味不明の社会的法益侵害と権利侵害の区別による是非や発信者との関係での責任の問題だけを取り上げているから奇妙なことになるので、プロバイダーの責任の問題においては、被侵害者との関係において、民事的な責任制限だけではなく、刑事罰リスクまで含め、明確なプロバイダーのセーフハーバーを作ることは非常に重要である。</p> <p>特に、そのセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第3者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、税金のムダな浪費と技術の発展の阻害につながるだけの危険かつ有害無益な規制強化であり、絶対にあってはならないことである。</p> <p>さらに言えば、動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられた事件や、レンタルサーバー事業者が著作権帮助罪で逮捕され、略式裁判で50万円の罰金を課された事件等を考えても、今現在、間接侵害や著作権侵害帮助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にある。間接侵害事件や著作権帮助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうのでは、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であることを考え、間接侵害や著作権帮助罪も含め、著作権侵害とならない範囲を著作権法上きちんと確定することが喫緊の課題である。</p> <p>また、論外の印象操作等、ほとんど報告書案を全て白紙に戻すべきと私が思っている所以の記載を以下に指摘して行く。なお、以下で指摘して行くのは余りにも目に余る部分だけであるとも念を押しておく。</p> <p>そもそも、青少年ネット規制法は、あらゆる者から反対されながら、有害無益なプライドと利権を優先する一部の議員と官庁の思惑のみで成立したものであり、速やかに廃止が検討されるべきものである。また、出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、</p>	<p>政からの独立が原則であると考えています。また、青少年インターネット環境整備法制定の議論において、有害情報の判断や、民間団体の支援の在り方について国の関与がないことを確認しています。したがって青少年保護を目的としたアクセス制限リストについては民間における取組や、子供の年齢に応じたペアレンタルコントロールの徹底などにより達成されることが望ましいと考えます。</p> <p>児童ポルノに関しては、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」第1条は、「児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ（中略）児童買春・児童ポルノに係る行為等を処罰する（中略）ことにより、児童の権利を擁護することを目的とする。」と規定し、児童の権利侵害という側面を重視しておりますが、同時に、同法は、児童を性欲の対象としてとらえることのない健全な社会を維持するという社会的法益の保護をもその目的としているものと考えられています。したがって、インターネット上における違法情報の類型の整理にあたっては、たとえば名誉毀損情報や著作権侵害情報など同じ情報類型としては取り扱われてこなかったものです。本最終取りまとめ（案）においても、「被害児童が存在するため権利侵害の側面もある」と記載し、3の（2）において特に「児童ポルノの効果的な閲覧防止策の検討」と題した項目を立てた上、「被害児童保護の要請より、インターネット上の児童ポルノ対策は喫緊の課題」と位置付けて対策を検討しているとおり、児童ポルノに係る犯罪の権利侵害としての側面を否定ないし軽視しているものではありません。もっとも、同様の御指摘を多くいただいたことを踏まえ、児童ポルノに係る情報を社会的法益侵害情報と表記することは権利侵害の側面を否定しているとの誤解を与えるおそれが高いものと考えられますので、最終取りまとめ（案）において上記の趣旨の説明を追加す</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものであり、憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反している、今回の出会い系サイト規制法の改正についても、今後、速やかに元に戻すことが検討されるべきである。</p> <p>携帯フィルタリングによるブラックリスト商法を大臣要請で後押しするかのような書き方がされているが、ブラックリスト方式ならば、まずブラックリストに載せる基準の明確化から行うべきなので、不当なブラックリスト指定については、携帯電話事業者がそれぞれの基準に照らし合わせて無料で解除する簡便な手続きを備えていればそれで良く、健全サイト認定第3者機関など必要ないはずである。ブラックリスト指定を不当に乱発し、認定機関で不当に審査料をせしめ取り、さらにこの不当にせしめた審査料と、正当な理由もなく流し込まれる税金で天下り役人を餉うのだとしたら、これは官民談合による大不正行為以外の何物でもない。このようなブラックリスト商法の正当化は許されない。</p> <p>児童ポルノ規制については主に(5)で述べるが、第23～25ページで、海外からの声として、国会でも批判された根拠の無い米シーザー大使の発言などを取り上げ、一方的に児童ポルノ規制強化を正当化している点など行政の報告書として不当の極みである。児童ポルノ規制強化について、優先度が高く個別対処の検討を必要があるとする合理的な根拠は何一つない。また、「権利侵害情報の例としては、名誉毀損情報、プライバシー侵害情報及び著作権や商標権を侵害する情報などがあり、社会的法益侵害情報の例としては児童ポルノ公然陳列罪、わいせつ物公然陳列罪(刑法第175条)、麻薬特例法違反、覚せい剤取締法違反など薬物関連法に係る情報などがある」(第18ページ)、「児童ポルノ関係の情報については、社会的法益侵害情報と整理されるが、被害児童が存在するため権利侵害の側面もある」(第24ページ)と、勝手に児童ポルノ規制の法益を、実在の児童の保護から、意味不明の「社会的法益」に勝手にすり替えようとしていることも、到底許されることではない。</p> <p>第30ページの「エ)刑罰法規の厳正な執行の必要性等」で、一方的な見方で刑罰法規による取り締まり強化を唱えている点も到底許せるものではない。レンタルサーバー管理者が著作権帮助罪で逮捕された事件のことを考えても、情報の違法性の本質的な相対性を忘れ、情報の流通という姑息な言葉で情報の提供者が誰かという最も重要な論点をごまかし、帮助といった曖昧な概念で刑罰法規の適用範囲を不当に広げることはインターネットの法的安定性を大きく揺るがす危険極まりないことである。</p> <p>第31ページ以下の「b)行政機関による措置制度」で書かれている、ほとんど青少年ネット規制法案の初期案の悪夢を彷彿とさせる、行政主導の検閲機関創設案は絶対に導入されてはならない論外の案である。このような問題が大き過ぎる検閲機関創設案が、役所で大真面目に検討されること自体異常なことと言わざるを得ない。</p> <p>第34ページの脚注で、憲法上の検閲の禁止について、過去の最高裁の判決を引いてあたかも狭く解釈ができるかの如きことが書かれているが、学説上は必ずしもそのような狭い解釈が取られている訳ではなく、この最高裁判決自体、昨今のインターネ</p>	<p>ることとします。</p> <p>「行政機関による措置制度」については、最終取りまとめ(案)において、「行政権が内容に着目して表現行為を規制するものであるから、表現の自由との関係について整理が必要である」とあるように、本制度には表現の自由という憲法上の権利との関係で課題があると認識しています。</p> <p>「自主的取組にインセンティブを与える形での責任制限の方策」については、検討すべき課題が多岐にわたっており、今後、御指摘の点も踏まえ、現実に法制化が可能かどうかも含めて慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>その他、違法情報の区分、刑事罰を含めたセーフハーバー規定の導入の必要性、著作権の分野における対策の必要性等については、御意見として承ります。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>ットの普及を踏まえたものでなく今日もなお通用するかどうか怪しいものである。今日ではインターネット上でしか発表・流通の機会を持たない表現物が既に多く存在しているのであり、例え事後規制だとうと、そのような表現物の発表・流通を完全に抑制しかねない規制は、やはり検閲に該当すると考える方が妥当である。</p> <p>第31ページ以下の「a)プロバイダ責任制限法の適用範囲の拡大」で、発信者の関係で責任制限範囲を拡大するニーズがないしながら、第36ページ以下の「c)自主的取組にインセンティブを与える形での責任制限等の方策」では、発信者との関係のみで責任範囲を拡大することがインセンティブになるとされているところなど、天下り役人の考えは心底理解に苦しむ。また、現行のプロバイダー責任制限法でも、プロバイダーが、侵害の事実を知りながら、技術的に可能であるにも関わらず不特定の者に対する送信防止措置を取らなければならない場合、その責任追求を免れないであり、被侵害者との関係で、違法な情報を放置した場合に、現行法よりも責任追及を容易にするとしている点も全く理解不能である。</p> <p>「c)自主的取組にインセンティブを与える形での責任制限等の方策」中で触れられているアクセスログの保存についても、プロバイダー責任制限との関係で検討されるべき話ではなく、それ自体で別途きちんと検討されなくてはならない話である。</p> <p>第45～46ページで、アメリカのDMCAのノーティス＆テイクダウン制度に触れた上で、勝手に否定的な見解を述べているが、別にアメリカのノーティス＆テイクダウン制度をそっくりそのまま日本に輸入しなければならない理由もなく、上であげた事件等を考えても、著作権について特に早急に手当をしておくべき十分な立法事実があると私は考えている。</p> <p style="text-align: right;">(個人 28,33)</p>	
	59	<p>○ 携帯の利用での弊害は平成14年に出会い系が社会問題になった際の警察の統計でも事件の90%以上が携帯でのものであったことが記されています。 (警察庁 サイバー犯罪対策:統計 http://www.npa.go.jp/cyber/statics/index.html)</p> <p>携帯キャリアは昨年総務大臣指針までフィルタリングも違法サイトを排除することなく運営しており、PC環境より悪質なものになっていました。2009年1月から各キャリアのフィルタリングが機能UPするとはいえ、実際にはオーバーフィルタリングの問題やコンテンツ審査が「コミュニケーションの運営者が青少年にとって有害な情報の閲覧防止を取ることのできる体制であるか否かの審査」では認定後でも有害サイトは抜ける問題などがあります。</p> <p>1. セルフ・レイティング(携帯キャリア専用) 通常のインターネットでは不可能ですが(またはW3CのPICS準拠のよう普及不足に陥りますが) 単一の「iモード」や「EZ Web」などでは接続が携帯キャリア1社であることから対応可能のはず、 携帯キャリアは以前には公式以外は認めておらず勝手サイトなどで表わされていま</p>	御意見として参考にさせていただきます。なお、御指摘のような点について、今後民間において議論が深められ、着実に取り組みが進むことを期待しております。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>した。</p> <p>そこで期間は必要ですが W3C PICS 準拠の応用モデル、および簡単にフォルダによる分類を携帯キャリアから Web 製作者へ義務づけて、セルフレイティング行ってないサイトを「その他」とする。</p> <p>例えば アダルトは/porn/ 出会いは/date/ などタグやフォルダを分類することで細かいフィルタリングが出来るようになり、(携帯にURLデータを持つこと不要) 違法サイトの締め出しが可能です。</p> <p>正しい登録が出来ているか?など確認の作業は必要になるが、現状探し当てていくより効果的。</p> <p>携帯でのフルブラウザに関しては規制出来ないと思われるが、モバイル専用としてPCで見えないようにしているサイトがPCでも見れるようになれば通常の Web サイトとして処理できるので、モバイル専用で潜っているよりは良い。</p> <p>2. ホスティング企業</p> <p>実際にケータイサイトなどでは、限られた企業が提供している無料ホスティング、Blog、SNSなど自由度が高く、アフリエイト完備、PCからのIP制限、プログラムでURL表示不能にしており、多くの闇サイトと呼ばれるサイトはこうした無料ホスティングを利用して作成されています。以下代表的な無料モバイルサイトの違反HPについて記載されたものです。殺人予告など以外は報告することさえ難しいのが現状です。違反HPについて書き込みした人間だけでなく、ホスティングや各種サービス提供者へもルール付けや罰則および連絡方法の徹底などをすることで、裏サイト、闇サイトと呼ばれる悪質なものを受け入れるホスティング業者が少なくなることでの無法地帯化を抑えることが出来ると思われます。</p>	
	60	<p>○ 青少年の携帯についてはネット接続規制が妥当だと思います。</p> <p>根本は「義務教育期間は昭和の時代を体験させる」事です。</p> <p>本当は携帯そのものの所持を 15 歳まで禁じても良いと思いますがこれだけ携帯が世に普及している以上、それは難しいと思います。</p> <p>ですから、せめてネット接続できる携帯の所持をさせない事が良いのでは無いでしょうか? そしてそれなら無理というならフィルタリング対応です。それも、接続できるサイトが決まっているホワイトフィルタリング方式にすべきだと思います。</p> <p>ブラックリスト方式では弾くサイトが分かっていても、どのサイトを子供達が見ているのかは分かりません。そして学校裏サイトにしても、新規に作られたらブラックリストに載らない間は接続可能です。</p> <p>ホワイトリスト方式なら、どういうサイトが提供されているのかがわかります。親やその他の目がそのリストのサイトに入る事によって、「そのサイトが適切かどうか?」が判断できます。また、学校裏サイトは問題なく弾けるでしょう。新たに一般人が、あるサイ</p>	<p>青少年の携帯電話利用については、本年4月1日より施行される青少年インターネット環境整備法においても、青少年が有害情報を閲覧する機会の最小化やリテラシーの向上等の基本理念を踏まえ、フィルタリングサービスの導入促進・改善や利用者に対する普及啓発活動を推進して参ります。</p> <p>なお、同法においては、国及び地方公共団体は民間の自主的取組を尊重し、必要に応じてこれを支援するとされており、公的に表現の有害性を定義する旨の規定は含まれておりません。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>トをリストに載せたいと思えば、リスト作成業者に要望すればいいことです。</p> <p>そして重要なのはフィルタリングは親といえども外せないようにはすべきです。学校で友達がフィルタリングを外しているのを見て自分の親にねだり出し、そしてクラスの全員が右にならへで外してしまったら意味がないでしょう。アルコールだって親が飲ませる事はできません。同じようにすべきです。</p> <p>基本的に上記の考えは「子供のうちから携帯に夢中にさせない」事を柱にしています。携帯とネットなどは大人になれば避けて通る事が難しいぐらいです。せめて子供のうちではそれらとは無縁の世界を体験させてやる事が、本当の意味での児童保護ではないでしょうか？上記の方法で、出会い系サイトでの青少年の入場も防げる筈です。</p> <p>実際の運用としては「〇〇年度の新入生から規制する」と全国一斉にやるべきでしょう。これは、同級生同士での仲間外れの防止の為です。</p> <p>青少年の家のネット接続は、法による規制は難しいでしょう。</p> <p>まず、先の法案によって決まった民間業者による有害指定。あれは止めるべきです。民だろうが官だろうが、公的に、ある表現を有害だの無害だのを決めるのは国民の表現の自由に対する一種の妨害です。青少年のためにネットの形を変えるのではなく、青少年のアクセスをどうするかが基本です。</p> <p>親がパソコンを与えなければ良いという考えもあります。ただ、その促進の為には学校の協力も必要です。つまり「ネットで調べてきなさい」とか「パソコンで〇〇しよう」といった課題を学校側が出さない事です。IT革命が盛んに叫ばれていた頃は多分逆だったと推測します。子供のうちから安易にパソコンで調べる癖がつくのが良いことなのか？…考えてみる必要があると思います。</p> <p>次の策として、フィルタリングの親への周知を促進させることです。子供には「アドミニスター以外でパソコンを扱わせる」「各種フィルタリングの設定方法を親に周知させる」「設定を崩されない方法を親に周知させる」「アドミニスターのキーは子供には教えない」行政からパソコン販売店に上記の方法をテキストで配布しておいて、子供用のパソコンを購入されるお客様にそのテキストを配布するなどが一つの方法だと思います。</p> <p>ただし、余り規制しすぎると「次世代のパソコン技術者」の裾野を狭めてしまう恐れがでてきます。プログラマーやSEで有能な人は大抵は子供の内からパソコンに慣れ親しんでいたと思いますので、全てを規制するのは得策では無いと思います。とりあえず携帯を最優先かと。</p> <p style="text-align: right;">(個人 48)</p>	
	61	<p>○ 「当該情報に関しては違法と信じて削除したところ、実はその情報は違法ではなかったという場面も想定されるが、この場合には、プロバイダ責任制限法に規定する範囲・要件の限度で責任の制限を認めることとする(つまり、特に発信者からの責任を問い合わせすることはしない。)」とありますが、これを特定の団体(暴力団・宗教団体)が悪用し、プロバイダへの不当な削除圧力をかける所が出てくるでしょう。</p> <p style="text-align: right;">(個人 51)</p>	<p>本制度については、検討すべき課題が多岐にわたっており、今後、御指摘のような懸念があることも踏まえ、現実に法制化が可能かどうかも含めて慎重な検討が必要と考えます。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	62	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「本方策は、当該表現物について事前に発表そのものを一切禁止するものではないし、当該プロバイダ等の提供する特定電気通信による流通ができなくなるだけであって、発表の機会が全面的に奪われるものではないから、憲法上禁止されている「検閲」そのものには該当しないと考えられる。」とありますが、上記の理論を応用し、以下のような理由付けして電波・紙・街頭演説を「個別に」取り締まる法律を作る可能性があります。 <p>(例)</p> <p>「出版社等の提供する書籍による流通ができなくなるだけであって」 「放送局等の発信する電波による流通ができなくなるだけであって」 「公会堂等の提供する施設による演説・即売会ができなくなるだけであって」</p> <p>このように「(個別法で)個別で取り締まれば検閲にならない」は、詭弁にもならない屁理屈未満の言い訳。よって、『青少年インターネット利用環境整備法』からこの項目・思想の排除、それが出来ない場合は『青少年インターネット利用環境整備法』の廃案を要求します。</p> <p style="text-align: right;">(個人 51)</p>	御意見として承ります。
	63	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット・ホットラインセンターの協力依頼通りに削除することが当然であり、このような検閲の強化が正当化されてしかるべきとの記載があるが、インターネット・ホットラインセンターは単なる一民間団体に過ぎず、しかもこの団体に直接害が及んでいる訳でもないため、本来削除を要請できる訳がないのではないか。勝手に有害と思われる情報を収集して、直接削除要請などを行う民間団体があるということ自体おかしいとおもいます。また、有害と思われる情報を峻別するに当たりマスコミ等があるが当のマスコミの報道を見てもとても正確かつ公正な報道がなされているとはいえない。また、明らかな有害情報については警察等から直接そのサイトの管理人に削除要請をするべきです。最終とりまとめとするにはいさか稚拙に過ぎます。このことがクリアーされない限り、議論を継続すべきです。 <p style="text-align: right;">(個人 76)</p>	インターネット・ホットラインセンターは、インターネット利用者からの違法・有害情報の通報を受け付け、違法情報の警察への通報や、プロバイダ等への削除依頼、フィルタリング事業者への情報提供等を行っています。同センターから削除依頼がなされた情報を削除するか否かは、最終的にはその削除依頼を受けた各事業者において判断されます。
	64	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過保護なビニールハウス温室教育でアップツリーにするより、それぞれが情報おののを判断できるリテラシーカを身に付けさせるべき。むしろ子ども達から知る権利や情報を奪い取ること自体、人権侵害。 <p>これ、秘密基地にエロ本を隠すお年頃のえっち興味の権利を奪うどころのレベルじゃないんですよ。</p> <p>例えば。捕鯨の正当性を必死に説いた日本のサイトが削ぎ落とされ、日本人は鯨を殺す残酷な国民です、というサイトがフィルタリングで上位に来る。ヒロシマ・ナザサキ反戦ページが反アメリカのサイトとして潰される。「赤ずきんちゃん」の結末も、狼と狩人さんが和解してニコニコ握手している大嘘バージョンしか開けられない。グローバルに見れば、フィルタリングとはそういうもの。価値観の世界均一パック教育なんてゴメンだ</p>	御意見として承ります。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	65	<p>ね。(個人 71)</p> <p>○ インターネット・ホットラインセンターは役人達による天下り検閲機関の温床。 宗教家や天下り連中が週3日出勤してデスクに座って月収 60 万、しかも教育者やNPO代表を装った偏狭キリスト宗教家に権限与え、“あらも有害！これも有害！みんな有害♪”と好き勝手にネットを叩き潰してまわらせるなんて。教義の法制化以外、何ものでもなし。 また、明らかにこれは検閲であり、紛れも泣く憲法違反。ホットラインセンターは今すぐ解消すべし。</p> <p>(個人 72)</p>	<p>インターネット・ホットラインセンターは、インターネット利用者からの違法・有害情報の通報を受け付け、違法情報の警察への通報や、プロバイダ等への削除依頼、フィルタリング事業者への情報提供等を行っています。同センターから削除依頼がなされた情報を削除するか否かは、最終的にはその削除依頼を受けた各事業者において判断されます。</p>
2. (2)国際連携推進のための枠組の構築	66	<p>○ 48ページ(b)の「国際的整合性の実現」に関してですが、何が違法・有害情報かという考え方は、国毎に文化的な背景や、政治・宗教関連の考え方によって、大きく異なるものです。国際連携を推進する上では、そういった各国間の文化的・政治的な違いを配慮し、同時に我が国の文化や宗教観も等しく守っていくということを意識する必要があると考えます。</p> <p>51ページ以降にあるように、我が国主導で国際的な取組の実現に向けて働きかける場合も、他国文化への配慮の欠如や表現の自由の侵害などが起こらぬよう、各國間において共通認識をもつことが出来る限定的な範囲に、情報を絞り込んだ上の取組が必要であると考えます。</p> <p>53ページで言及されているとおり、有害情報については、政治・文化・宗教等の違いが大きく影響するものですから、国際的な連携は、技術的な側面に限定されるべきではないかという考えに賛成します。</p> <p>(インターネット先進ユーザーの会)</p>	<p>基本的に最終取りまとめ(案)の方向性に御賛同頂いたものとさせて頂きます。</p> <p>御指摘のとおり、インターネット上の違法・有害情報対策について、国により社会的・文化的背景等に起因する取組の差異があることを踏まえ、適宜適切な形で情報共有等を進めて参ります。</p>
	67	<p>○ 国際協力における警察の連携についての話がなされているが、児童ポルノにおいては海外では単純所持罪や閲覧罪等において、恣意的な運用が怪しまれている事例も多い事もご存知だろうか？</p> <p>例をあげるとすればフリードマン事件やFBIが行ったようなURLを踏んだだけで逮捕されたと言う世間的にワンクリック逮捕と呼ばれるような事例だ。</p> <p>上記のような例をみれば、国やとある団体において不都合な人物を嵌めるためのツールとして運用される危険性があるし、URLを踏んだだけで逮捕するようなFBIのような事例をみれば、それこそネットでうっかりそのURLを踏んでしまったら誰しもが逮捕される危険性が生まれてしまう事にもなりかねない。</p> <p>またイギリスのIWFの例に関して言えば、それこそネットにおいて誰しもが編集できる辞典であるウィキペディアが見れない等のある種、検閲にも近い弊害が生まれており、そもそもメールの情報を政府がデータセンターを構築し、一元的に管理している等の検閲まがいな様な事もしているため、憲法や法律も日本とは全くの別物であるため、イギリスがそうだからといって日本と一概に比べるのは危険である。</p> <p>尚、ドイツに関して言えば、やはり表現の自由が無い等、日本と憲法自体食い違いが大きいため、イギリスと同様、他国がそうだからと言って一概に比べるのは危険であ</p>	<p>インターネット上の違法・有害情報対策について、国により社会的・文化的背景等に起因する取組の差異があることを踏まえ、他の国々の取組を安易に模倣することなく、適宜適切な形で情報共有等を進めて参ります。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>る。</p> <p>少なくともこの点をみても海外でこのような規制や連携等を行っているからと言って日本もそれを安易に真似るような事はあってはならないだろう。</p> <p>(個人35)</p>	
	68	<p>○ 他国(特にイギリス・ドイツ)の例示が多々含まれそれらを導入すべきであるといった論調が見られるが、これらの国家は主に国教としてのキリスト教を強く妄信しており、極度に他罰的かつ加罰的といった傾向、著しい処女性の信奉、それらに反発したアンモラルな文化の発展といった、一定の宗教的コンセンサスを国民全体に得ていることを前提とし、成立している。</p> <p>一方、我が国は(神道と仏教が文化の一つとして生活と密着しているが)概ね宗教といった特殊で自虐的な趣味に縛られる異常な人物の少ない、非常に優れた先進的な国民性を有している。これにより、世界の紛争の大半のエクスキューズとなっている、宗教による対立からほぼ無縁であり、それは犯罪者率の異常な低さとも相まって世界でも最も安全かつ安心で平和な文化を築き上げている。</p> <p>まして近年は史上最も凶悪犯罪の減少した素晴らしい社会を維持しており、こうした我が国の文化的傾向が立憲民主主義国家として優れた資質であることを証明している。</p> <p>圧倒的に犯罪者率も高く民度の低い他国の、非倫理的かつ不合理的で反社会的な“宗教”という特殊な趣味に根ざした旧態依然たる文化をわざわざ輸入し、我が国の優れた文化を汚染する必要性は毛頭も無い。</p> <p>多数決をエクスキューズに“他国がやっているから”必要であるというロジックは、民主主義国家が憲法によって人権の保護をなぜ必要とするのかを理解していない(あるいは恣意的に無視している)極めて悪質な詭弁である。</p> <p>(多数決＝純粋民主主義が正しいのであれば、他国の過半数が「日本は存在すべきでない」と主張すればそれを受け入れることが正しくなるが、もちろんそれは許容されるべきではない)</p> <p>仮にどうしても必要であるとするならば、その科学的・疫学的・統計学的・法学的・犯罪学的な根拠を明示し、国民にその信を問うてから行うべきである。</p> <p>(個人23)</p>	<p>インターネット上の違法・有害情報対策について、国により社会的・文化的背景等に起因する取組の差異があることを踏まえ、他国の取組を安易に模倣することなく、適宜適切な形で情報共有等を進めて参ります。</p>
	69	<p>○ ご承知の通り、インターネット上の著作物の違法流通には、国境を越えた対策が必要です。また、権利者(団体)が海外のWebサイト等における著作権侵害行為への対応を行う前提としては、海外各との法制度およびその運用等の情報収集が必要であり、日本と同様の対策に取り組んでいる諸外国との協調も不可欠となってきます。</p> <p>この点について、各国において新たな類型の著作権侵害に対する法制が整備されているという情報は報道等を通じて権利者も得られるものの、具体的な侵害対策を実行できる程度の情報(法律条文、手続き、必要書類・証明、政府機関やクレーム処理機関の窓口等)は、ほとんど得られていません。</p> <p>このため、実際に海外のホスティング事業者またはWebページ等の公開者、運営者</p>	<p>諸外国の関連機関等との情報共有は重要な政策課題と考えており、御指摘を踏まえて国際連携の推進に向けた取組を進めて参ります。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>に対し削除要請を求める場合には、対象となるWebページの件数が膨大であることや言語の違いが障壁となるだけでなく、上記の通り、各国の法制ならびに実務に関する情報の調査にも時間を要することから、即時に対応できないという実情があります。</p> <p>このため、最低限の情報インフラの整備を行うという趣旨で、権利行使等の基礎情報となる、各国における関連法規等の情報、実務手続き情報、侵害に関する情報の調査ならびに共有ができるスキームの構築をご検討いただきたく存じます。</p> <p>(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)</p>	
	70	<p>○「主要国では、少なくとも一定の違法情報について、プロバイダ等の自主的取組を促すための免責条項が法律により定められている」とあるが、特殊な事例や違憲判決の出ているような法令を根拠にしている段階で“主要国では”と要約するのは牽強付会に過ぎる。世界的な標準はどうなっているのかを、まず多面的に分析してから主張すべき内容ではないか。</p> <p>(個人 23)</p>	<p>米国や仏国等における部分的な違憲判決の結果を踏まえた上で記述となっておりますが、御指摘の点を踏まえ、引き続き国際的な動向を注視して参ります。</p>
	71	<p>○意見：</p> <p>児童ポルノ規制に関して、児童ポルノの閲覧の犯罪化と創作物の規制まで求めていた「子どもと青少年の性的搾取に反対する世界会議」の根拠のない狂った宣言を國際動向として一方的に取り上げ、規制強化を正当化することなどあってはならない。かえって、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の國際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から國際的な場において各国に積極的に働きかけてもらいたい。</p> <p>また、青少年ネット規制法について国際的に紹介する場合には、この法律は、ほぼあらゆる者から反対されながら、有害無益なプライドと利権の保持に走った一部の議員と官庁の思惑のみによって成立したものであるという経緯や、そもそも成立するべきではなく今でも廃止するべきとする意見もあるということも含め紹介するべきである。</p> <p>理由：</p> <p>例えそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持・アクセス・ダウンロード・収集・取得・閲覧等の規制・犯罪化は、恣意的にしか運用され得ず、利用者から見て回避不能の危険極まるものであり、新たな思想犯罪を作り出す非人道的なものとして絶対導入されるべきでない。そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の國際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことである。</p> <p>また、青少年ネット規制法は、有害無益なプライドと利権の保持に走った一部の議員と官庁の思惑のみによって成立したものであり、そもそも成立するべきではなく今で</p>	<p>児童ポルノの単純所持規制はこの最終取りまとめ(案)の検討対象外であり、今後の施策の参考とさせて頂きます。</p> <p>なお、青少年インターネット環境整備法を含む幅広い関連法令・施策について、多角的な視点を交えて国際発信して参ります。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>も廃止するべきとする意見もあるのであり、規制を一方的に是とすることなく、状況が正しく伝えられなくてはならない。</p> <p>なお、インターネット・ホットラインセンターについては主に(4)で述べるが、第47～48ページにおける、「2007年中に同センターにあった違法情報の通報のうち海外のサーバに蔵置されていたものは3,307件であるところ、同年3月から12月までの10か月間にわが国から海外の加盟ホットラインに対して行った通報は児童ポルノ情報及びわいせつ情報350件と一部に限られている。」等の印象操作も本当にひどいものである。350件以外は、インターネット・ホットラインセンターが他国に通報しないという判断をしただけだろうと考えられるにもかかわらず、勝手に全通報件数との比較を行って、海外対応に難があるかの如き記載をしているのは本当に許し難い。このような判断を勝手に行っていること自体、この半官天下り検閲センターの問題点を露骨に示している。 (個人28,33)</p>	
2. (3) 様々な連携の推進	72	<p>○ 地方自治体は、規制強化よりも地域一体となった青少年育成のための環境整備を行うべきである。青少年インターネット利用環境整備法によるフィルタリング義務化の流れとともに、地方自治体でも条例により規制を行うという動きが見られる。</p> <p>住民に近い位置にある地方自治体が、この問題を真剣に受け止め、青少年保護のために対策を講じようとする姿勢は理解できるが、そもそもフィルタリングを適用するかしないかという、本来親の責任で判断すべき問題に自治体が過度に介入するべきではなく、まして、実効性や効率性のみを優先して、責任を事業者に負わせるような考え方には反対である。</p> <p>地域として青少年の育成を図ろうと思えば、事業者のみに責任を課すのではなく、親や教育現場の責任に負うべきところも大きい。携帯電話事業者による学校向けのケータイ講習の実施状況については、地方自治体により温度差も見られるが、ケータイ所持の低年齢化が進んでいる現状においては、本来、より緊密に連携していくべきである。地方自治体は、規制を強化することよりも、地域において家庭や学校、事業者が一体となって青少年育成を推進していくような環境整備を行うべきである。 (社団法人関西経済連合会)</p>	<p>地方公共団体においては、各地域における個別の状況を踏まえた取組が進展しており、関連法制等との関係に留意しつつ、状況を注意深く見守って参ります。</p>
	73	<p>○ 55 ページにある「インターネット上の違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」のような、産官民の交流を推進する基本的な枠組みを設けることには賛成します。また、これに関して、フィルタリングや情報規制対応の実際においては、行政や業界団体だけでなく、これまで以上に広くユーザー側からの意見の吸い上げが行われることを期待します。同時に、官民実務家ラウンドテーブルで共有される取組などの情報は、積極的に公開していくことが求められると考えます。</p> <p>地方公共団体との連携においては、地域の独自性を維持する一方で効率性や内容の統一性を図る必要性があることから、各種民間団体が行っている教育プログラムや教材開発の相互利用や情報共有を強化する取組が期待されます。利用者観点からは、たとえば自治体規制のディレクトリサービスを作ることなどが考えられます。</p> <p>この観点では、「東京都や長野県のように、条例による対応よりも利用者啓発活動</p>	<p>基本的に最終取りまとめ(案)の方向性に御賛同頂いたものとさせて頂きます。</p> <p>官民実務家ラウンドテーブルについては、内閣官房等の関連府省庁等と連携して、積極的に取り組んでまいります。</p> <p>地方公共団体についても、各地域における個別の状況を踏まえた取組が進展しており、関連法制等との関係に留意しつつ、状況を注意深く見守って参ります。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>を積極的に行っている事例を参考にし、地方公共団体の個性を生かした啓発事業法を違法・有害情報対策として強化していく方向性が重要である」という意見に、積極的に賛成します。逆に、規制そのものの連携はすべきでなく、特に上乗せ規制の連携のための抜け道として使われるべきではありません。</p> <p>(インターネット先進ユーザーの会)</p>	
	74	<p>○ 昨今の自治体での見解</p> <p>横浜市や神奈川県では、児童が携帯電話を所有する傾向を鑑みて、具体的な取組を始めている一方で、東京都、埼玉県、大阪府のように、短絡的に学校への持込と児童の携帯電話の利用を混同し、規制する方向性を打ち出している。報道でもこの点の分離については、あまり言及されておらず、明確に学校現場への持込と児童の携帯電話、インターネットの利用について区別するよう政府からも指導するべきである。ましてや通信の所轄官庁である総務大臣が一方的に携帯電話の利用が健全なコミュニケーション能力の発達を阻害するような断定的な発言は慎むべきである。そもそも、わが国はICT立国を目指しており、世界に冠たるICTインフラを有しております、ライフサイエンスなどと並ぶ数少ない先端事業である。また、児童の発達については、医学的、心理学的にもICTメディアの利用との関連性については、学会でも実証されていない。また、障害者がICTメディアを使うことで、コミュニケーションが実現できるようになった事例など、国際的にも誇れるポイントである。</p> <p>(個人13)</p>	<p>御指摘のとおり、小中学校等への携帯電話の持ち込みについては、学校教育上の観点から行かれている取組であり、インターネット利用全般の観点と区別すべきであるという点を踏まえて、今後の施策を検討して参ります。</p>
	75	<p>○ インターネットは社会そのものであり、社会が内包する問題はそのままインターネットにも存在する。</p> <p>一方でインターネットはここ十余年で爆発的に普及したが、インターネット社会を舞台とした、あるいはインターネット社会にのみ起因する犯罪や問題が爆発的に増加している訳ではない。むしろこれだけインターネットが普及しながら犯罪数そのものは減少傾向にあり、特に凶悪犯罪についてはその傾向が顕著である。</p> <p>これは各ISPやネット上の良識ある有志らによる精力的な活動の成果であり、警察組織を中心とする行政が怠慢を続けていたツケを民間が積極的に支払ってきた精華である。暫定的・個別的などといった評価は明らかに事実を誤認した不当なものであり、不適切な記載である。</p> <p>(個人23)</p>	御意見として承ります。
	76	<p>○意見：</p> <p>ニーズの不明な新たな産学連携組織の検討に関しては全て白紙に戻して、そもそものニーズからきちんと再検討がなされるべきである。また、天下りへの国民の血税のムダな浪費はもはや到底許されることではなく、新たな産学連携組織を天下り先とすることなど絶対にあってはならない。</p> <p>理由：</p> <p>「e-ネットづくり！」宣言プログラムの基本的受け皿として必要であると報告書案では書かれているが、報告書案で書かれている産学連携組織の必要性に合理的根拠は</p>	<p>「安心ネットづくり」促進協議会については設立の趣旨などをご覧いただくのが適当です。今後こうした組織の取組が着実に進むことを期待しております。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		ない。このようなムダな産学連携組織は、役人の天下り先となり、国民の血税の天下りへのムダな浪費となる危険性が高く、一国民として到底賛同できるものではない。 (個人 28,33)	
3. 民間における自主的取組の推進 (総論)	77	○ 民間での取り組みのある種の限界 民間での自主的な取組が本提言の中核に当たる論旨であると思われるが、実際に民間での自主的取り組みに期待される範囲は非常に広範かつ中立なものであると考える。民間では、時節柄、景気の後退基調にもあり、資源もかぎられつつある。広範かつ中立な活動を求めるにあたって、政府が表現の自由や情報の機密を保つつつ、財政的な援助・人的な援助・その他活動促進のための助力をより一層求める。 (個人 13)	民間の取組を適切に支援することは重要と考えております。青少年インターネット環境整備法においても国の支援の重要性を謳っており、最終取りまとめ(案)においてもそうした観点から各施策の支援の在り方について記述しております。
	78	○ 62ページに一般の利用者が「漠然と」インターネット上には違法・有害情報が蔓延していると言う認識を持っていると言う箇所であるが、「漠然と」したものに対して法律を作るには同意しかねる。せめてそれを立証できる根拠となる統計等が欲しい。 (個人 32)	2007年9月の内閣府調査(「有害情報に関する特別世論調査」)の結果や国会における議論の動向を踏まえた表現です。 なお、違法・有害情報対策が社会状況に左右されるケースがあり、そのことが様々な問題を惹起し得ることは最終取りまとめにも指摘してあります。そのことも踏まえ、最終取りまとめ(案)において違法・有害情報対策の基礎となる調査の必要性について言及しています。今後の方向性について引き続き検討してまいります。
	79	○ 「現在は、一般の利用者(受信者)が、漠然と、インターネット上には違法・有害情報が蔓延しているという認識を持っている。」とあるが、いわゆる警察庁による“体感治安の悪化”といった表現と同様、実体とは異なる情報を“一部マスコミが”蔓延させ、その結果に過ぎない。放送法に罰則を設け、最低限テレビ放送だけでも虚偽報道に対して(送波停止・免許剥奪といった)影響力に相応した責任と罰を設定すれば、ほぼ完全に解消する程度の問題に過ぎない。管轄官庁である総務省が不作為によって悪化させているだけであり、本来必要な対策を早急に行うべきである。 (個人 23)	御意見として参考にさせていただきます。 なお、違法・有害情報対策が社会状況に左右されるケースがあり、そのことが様々な問題を惹起し得ることは最終取りまとめ(案)にも指摘してあります。そのことも踏まえ、違法・有害情報対策の基礎となる調査の必要性について言及しています。
3. (1) 違法・有害情報対策の推進	80	○ 民間に於て、「自主的」に違法、ないしは「有害」情報を規制すべしとするが、そもそも、本来的に考えて、法執行責任能力を持っていない「民間機関」が独断的に情報の流通の合否を定めることは、「超法規的な情報統制」であり、また、違法ではない情報に「有害」というレッテルを貼り、特定の性質を持つコンテンツを隔離し、不利益な状況に追い込むことは、完全に法を逸脱していると言える。違法要件を満たした情報を、直接法的機関が対処する以外の形でもって、情報の統制を進める合理性は存在しない。 (個人 24)	いわゆる有害情報対策を行う民間の自主的取組の在り方について、御指摘のような点に関して民間で議論が深められることが望ましいと考えます。なお、違法情報対策については、最終取りまとめ(案)に明記させていただいたとおり、別途国においても継続的に議論してまいります。
	81	○ 最近、マスメディアを賑わせている、「学校裏サイト」なる掲示板群の実態は、匿名掲示板に立てられるスレッド以上のものではない。学生か社会人かを問わず、一つの学校や会社に所属する人々が、その機関がテーマとなったスレッドで、学校等の会話を	御意見として参考にさせていただきます。 なお、違法・有害情報対策が社会状況に左右されるケースがあり、そのことが様々な問題を惹

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>展開させることは、公序良俗に反することでも何でもなく、ネットユーザーならごく当たり前の行動である。いじめや誹謗中傷云々といった「問題」についても、学校の校舎内や体育館裏で行われているような行為と何ら変わりがないもので、不特定多数の目に入るネットという場にフィールドが変わったために、外にいる人々の目に留まるようになっただけのことである。むしろ、公然化がなされた分、問題性の認識と対処がしやすくなつたと言えるかも知れない。こうした、誹謗中傷等の問題の原因は、掲示板やサイトではなく、学校や職場での人間関係にある。もし、非公式な場で、誹謗中傷がなされていることを問題視するならば、学校や職場内での関係改善こそが第一に必要な方策であることは明らかだと思われる。</p> <p>(個人 24)</p>	<p>起し得ることは最終取りまとめ(案)にも指摘してあります。そのことも踏まえ、違法・有害情報対策の基礎となる調査の必要性について言及しています。</p>
	82	<p>○ 68ページの「青少年を初めとして必ずしもリテラシーが高くない利用者が多数を占める」と言う文言と73ページの「大部分を占める優良なプレイヤー」と言う表現には大いなる矛盾を感じる。</p> <p>(個人 32)</p>	<p>前者はCGMサイトの利用者である青少年等のリテラシーが十分でないという点を指摘し、後者は、リテラシーの有無にかかわらず、大部分の利用者はインターネット上で意図的、継続的に悪意ある行動をとろうとするものではないということを指摘したものです。</p>
	83	<p>○ 欧米諸国の取り組みについて記載があるが、79ページにあるように諸外国も法規制を行っていないのであれば、日本もする必要はないのではないか。それは、彼らが併せて表現の自由・言論の自由も大切にしている姿勢の表れのように思う。日本だけが、何故独自の試みを模索しなければならないのか、根拠に乏しいのではないかと感じた。</p> <p>(個人 32)</p>	<p>最終取りまとめ(案)は、欧米諸国と同様、日本においても民間の自主的取組の促進とリテラシーの強化で対応することを原則としており、表現の自由にも十分配慮すべきとの立場です。</p>
	84	<p>○ P75において、インターネット利用環境整備の取組は、理念的には個人の発信者までも対象としているが、その方針には同意できない。個人の発信に規制をかけることは、明確な検閲であり反対である。業として行わない個人が行うこまで介入を行おうとする考え自体がそもそも間違っていると考える。</p> <p>(個人 44)</p>	<p>個人の発信に規制をかけることは全く意図しません。ただ、インターネットは個人が発信者になれるメディアである以上、利用環境を良好なものとすることに全く責任がないとは言い切れないと考えております。</p>
	85	<p>○ インターネット・ホットラインセンターに於ける有害情報の基準は非公開となっており、具体的な活動内容自体も非公開である。</p> <p>しかも形式上は民間団体となるため情報公開法の対象とならず、その活動フロー上(違法情報は警察庁の管轄となるが)有害情報についてはインターネット・ホットラインセンター内で処理が完結しており、適切な基準で有害情報を判定しているか否かは全くの不明となる。</p> <p>しかも管轄官庁であり事実上の直上機関である警察庁は、インターネット・ホットラインセンターの業務監査を行う必要がないとして実施しておらず、そういった面からも“有害情報”的範囲が全く確認できない。</p> <p>こういった実質的に警察庁管理下あり、尚且つ不適切な運用状態を監視できない私設の活動を“民間の取り組み”と称するのはあまりにも強弁であり、ます不透明な運用</p>	<p>インターネット・ホットラインセンターによる削除依頼等の対応については、有識者や業界団体により構成される「運用ガイドライン検討協議会」において策定されたガイドラインに基づいた運用がなされています。また、同ガイドラインは、同センターのホームページ上で公開されております。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		状態の改善こそが急務である。 (個人 23)	
	86	○ 「青少年にとって有害な情報については成人の閲覧を妨げることは望ましくない」とあるが、“望ましくない”ではなく、表現の自由は重大な人権の一つである以上“決してあってはならない”事態である。むしろ何らかの誤りにより、フィルタリングやブロッキングが成人に対して情報の排除を行った場合、重大な人権侵害としてきちんと責任追及し、十分な刑事罰を与える法令の整備こそが急務である。 (個人 23)	御意見として参考にさせていただくとともに、御指摘の最終取りまとめ(案)の表現ぶりについては修正させていただきます。
	87	○ インターネット・ホットラインセンターについて、 ・責任者が警察庁の招聘で据えられた人物であり、その人物は自身の職場が警察庁直下の機関であると認識している。 ・活動内容が原則非公開であり、不透明となっている。 ・運用ガイドラインを無視した対応が警察庁により再三行われ、例えば“硫化水素”を用いた自殺についての記述がガイドラインとは全く別に有害情報として追加されている。 ・警察庁による入札の形式をとっているが、実質的にインターネット協会以外が受注できない条件を提示している。 等々インターネット・ホットラインセンターはあまりにも多くの問題を抱えており、不透明極まりない運用状態になっている。形式上民間であることが全ての原因となっているため、きちんと政府の機関として情報公開の対象とするか、第三者による厳正な監査が早急に必要である。 (個人 23)	インターネット・ホットラインセンターは、警察庁からの業務委託に基づき、インターネット利用者からの違法・有害情報の通報を受け付け、違法情報の警察への通報や、プロバイダ等への削除依頼、フィルタリング事業者への情報提供等を行っています。削除依頼等の対応については、有識者や業界団体により構成される「運用ガイドライン検討協議会」において策定されたガイドラインに基づいた運用がなされています。
	88	○ 「違法・有害情報対策として情報の削除を行う場合には、情報発信者により近い場で関与できる者によることが実効性の確保から望ましい。」とあるが、発信自体が違法である情報は削除が当然であり、その範囲の認定の問題となる。一方“有害”と称しながら害を証明できない、“単なる情報”である“有害情報”については削除の根拠が存在しない。なんらかのフラグを立ててフィルタリングソフトが判別しやすくするなど、削除を禁じることを前提とした対応を考慮すべきであり、この様な削除を前提とした記載は明らかに不適切である。 (個人 23)	御指摘のとおり、「削除」だけが対応ではありません。「削除等の対応」と修正させていただきます。
	89	○ そもそもインターネット・ホットラインセンターの運用状態が極めて不適切かつ不透明である。しかもインターネット・ホットラインセンターが行うのは基準不明な有害情報の削除依頼であり、その削除を行った際に生じる責任は原則として削除者が負い、当のインターネット・ホットラインセンターには咎が及ばない。この不適切かつ不透明な仕組みの改善こそ急務ではないのか。 (個人 23)	インターネット・ホットラインセンターによる削除依頼等の対応については、有識者や業界団体により構成される「運用ガイドライン検討協議会」において策定されたガイドラインに基づいた運用がなされています。また、同センターから削除依頼がなされた情報を削除するか否かは、最終的にはその削除依頼を受けた各事業者において判断されます。
	90	○ 「ドイツについては基本的な「行動規範」に加え、サービスごとに行動規範を策定して	自主規範はドイツ以外の国においても欧州指

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>おり、インターネット上の多様なサービス形態に合わせた実効性のある規範作りを志向している点では参考になる。」とあるが、ドイツは憲法によって青少年保護をエクスキューズとして表現規制を行うことを許容している特殊な国家である。</p> <p>表現の自由という人権に対する解釈が我が国とは根本的に異なり、それを参考とするのであればその必要性を示す明確な科学的・疫学的・統計学的・犯罪学的・法学的な根拠を明示すべきである。</p> <p>(個人 23)</p>	令等に基づいて策定されているものではあります が、頂いた御意見も参考として、諸外国との情報 共有を積極的に進めて参ります。
	91	<p>○意見:</p> <p>「e-ネットづくり！」宣言について、そもそも民間が求めていない、「民間による自主的な取組」など取りやめるべきである。検討が必要であるとしたら、今ですら訳が分からぬほど沢山ある各種ガイドラインの整理削減のみである。天下り利権の強化・税金のムダな浪費にしかつながらない、ニーズを無視した「相談センター」の拡充などされるべきでない。インターネット・ホットラインセンターという警察庁の半官天下り検閲センター自体廃止が速やかに検討されるべきものであり、「違法・有害情報通報受付」と称して、総務省版の半官天下り検閲センターをさらに作ることなど論外である。</p> <p>理由:</p> <p>「e-ネットづくり！」宣言は、総務省への参加申請・登録の要請や総務省製のロゴマークの販促といった、ニーズを無視したいつもの官製キャンペーンに過ぎず、普通に考えて税金のムダ使いしかならない。今以上に、規制によりしかならないだろう官製「自主憲章」やガイドラインなども不要である。「ナレッジベース」について、そもそも今以上にどんなガイドラインについて必要なのか良く分からず、もし何か検討するのであれば、そもそも今ですら山のようにあって訳が分らないガイドライン群の整理削減のみを検討るべきである。</p> <p>さらに、「交流プラットフォーム」についても、そもそも現在の「違法・有害情報事業者相談センター」の相談実績が少ないことが、現実のニーズを如実に物語っており、天下り利権の強化・税金のムダ使いにしかならないだろうニーズを無視した相談センターの拡充もされるべきではない。さらに、権利侵害とは直接関係のない天下り先の半官検閲センターに違法性の判断を代替する機能を持たせることなど危険極まりないことであり、インターネット・ホットラインセンターという警察庁の半官天下り検閲センター自体廃止が速やかに検討されるべきものであり、「違法・有害情報通報受付」と称して、総務省版の半官天下り検閲センターをさらに作ることなど論外である。</p> <p>以下、やはり目に余る記載について指摘していく。</p> <p>(1)で述べたプロバイダ責任制限法に関する部分では、「大手のプロバイダ等を中心に、既に自主的対応として違法情報の削除が進んで」いるとしながら、こちらでは、対策について民間にデータの蓄積がないとしているなど、この報告書案は矛盾・不合理だらけで到底読むに耐えない。</p> <p>第65ページの「近年、これらの情報の流通をきっかけに、マスコミに大きく取り上げ</p>	<p>御意見として参考にさせていただきます。なお、この分野については、御指摘の「天下り利権の強化」は決してあってはならないと認識しております。</p> <p>なお、「特定電気通信役務提供者」と「特定サーバー管理者」の定義が同一でないことは御指摘のとおりであり、厳密には異なるものですが、結果的にその対象となる者は概ね重なるため、同義と考えても差し支えないと記載したものです。この点をさらに明確化するため、表現を若干修正させていただきます。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>られるような事案が頻発しており、インターネットの規制を強化すべきとの議論を拡大させる主な要因となっている。」のような記載は、マスコミの一方的な印象操作に悪乗りする形で、ネガティブな事件のみを取り上げ、ネット規制の強化が正当化されるかのような、ひどい印象操作を含む記載である。なお、第6ページの「さらに、硫化水素による自殺誘引サイトの問題や、2008年6月8日に起きた秋葉原での事件における電子掲示板上の犯罪予告など、インターネット上の違法・有害情報対策として、民間の自主的取組に任せるとではなく、むしろ規制を強化すべきとの声を後押しするような事案も引き続き発生している。」も同断である。</p> <p>第73ページの脚注で、プロバイダー責任制限法の「特定電気通信役務提供者」と、青少年ネット規制法の「特定サーバー管理者」を同義と考えて良いと断定している事もありにも軽率という他ない。それぞれの条文を読めば分かるが、「特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者」(「特定電気通信役務提供者」と、インターネットを利用した公衆による情報の閲覧の用に供されるサーバーを用いて、他人の求めに応じ情報をインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置き、これに閲覧をさせる役務を提供する者(「特定サーバー管理者」)は同義では全くない。実際に法運用を行っているはずの官庁が公の報告書案にこのようなことを堂々と書くのだから本当に呆れる他ない。</p> <p>また、第75～76ページで、インターネット・ホットラインセンターについて、インターネット・ホットラインセンターの協力依頼通りに削除することが当然であり、このような検閲の強化が正当化されてしまうべきであるかの如き記載があるが、インターネット・ホットラインセンターは単なる一民間団体に過ぎず、しかもこの団体に直接害が及んでいる訳でもないため、本来削除を要請できる訳がないのである。勝手に有害と思われる情報を収集して、直接削除要請などを行う民間団体があるということ自体おかしいと考えるべきであるという最も基本的なことも忘れ、国民の基本的な権利をないがしろにしても自身の利権拡大のみ大事とばかりに、あらゆる者はこの半官検閲センターの言うなりに情報を削除しろという傲慢を示すとは、天下り役人の考えは気違い染みている。削除を依頼されたところで、自身のリスクで削除をしないという判断をすることは当然あって良いことである。</p> <p>インターネット・ホットラインセンターの事業が警察からの委託事業であるため、そこに蓄積された情報を柔軟に活用し、自主的取組の向上に役立てることは難しいと、インターネット・ホットラインセンターが、民間団体でありながら、ほぼ警察の下部組織であることを政府の報告書が公に認めている点など、完全に語るに落ちている。必要であれば、きちんとした取り締まりと削除要請ができる人員を、法律によって明確に制約を受ける警察に確保するべき話であり、通報受付についてもきちんと警察に設け、それを周知するべき話であって、それ以上の話ではなく、インターネット・ホットラインセンターのような半官天下り検閲センターは即刻廃止が検討されるべきである。</p> <p>(個人 28,33)</p>	
	92	○ 80 ページ以降にある、事業者間での自主憲章を定める「e-ネットづくり」宣言(仮称)	最終取りまとめ(案)に賛成の御意見として承り

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>で示された、基本的な取組の方向性には賛成します。そして、「e-ネットづくり」宣言でのガイドラインづくりやオペレーションマニュアル作成においては、同ページにある通り、事業者間だけでの閉じた取組では不十分なものになる可能性があります。ユーザー団体や消費者団体の参加、相談窓口の一般への開放といった、開かれた取組が期待されます。</p> <p>85 ページから 86 ページにある、オペレーションガイドラインの作成に関しては、実際の違法・有害情報対策の現場において最も求められるであろうことは、何が「違法・有害か」という判断基準において、グレーな領域を残さないことであろうと考えます。サービスの利用者の観点からも、ここまで黒である、それ以外については白なのであるから求めない、というシンプルな原則に基づいた運用が求められます。</p> <p>特に「有害情報」と言われている情報については、定義や対象が不明確であり、現状の枠組みのまま推進することは、表現の自由や通信の秘密のいたずらな侵害に繋がります。最低限、具体的な内容や項目を限定列挙することが必要であると考えます。</p> <p>65 ページでは「サーバ管理者等は契約約款や利用規約に基づく送信防止措置や注意喚起等の対応を行うことが求められる」と、あたかも法的な根拠のある対応を求められているかのように記載されており、不適切であると考えます。本報告書として記載するのであれば、あくまでこれらを当業者に「期待する」にとどめるべきものと考えます。</p> <p>また、65 ページに、秋葉原無差別殺傷事件についての言及がありますが、この事件に際して行われたネット上の書き込みは、それ自体が公序良俗に反する情報ではないため、公序良俗の反する書き込みの例として、対策の必要性を煽るかのような言及は不適切であり、報告書から削除すべきであると考えます。</p> <p>76 ページでは、ホットラインセンターと事業者の間で有害情報についての判断基準が一致しない場合について言及されていますが、2. (1)でも指摘したとおり、ホットラインセンターの取組を基準とするかのように位置づけることは好ましくないと考えます。この意味で、注 89 の「有害情報についてはホットラインセンターの取組のみで進めていくことについては慎重に考えるべきである」は、現報告書案では単なる注として記載されていますが、本文に記載すべき重要な指摘であると考えます。</p> <p>(インターネット先進ユーザーの会)</p>	<p>ます。 なお、御指摘のあった表現ぶりについては修正させていただきます。</p>
	93	<p>○ フィルタリングに関しては国内でも1996年からSmaretFilterなどの海外製品を国内の3社(アスキー、アルプラス情報システム、ヴァート)が同時期に国内でも販売から始まり、多くの企業が参入、先行しています。「官民がヨーイドンで「チームマイナス6%」を目標にそれぞれが出来ることをする」ものとは企業としての参加意味は異なると考えます。</p> <p>ただし弊社を含め、どの企業もフィルタリングの普及活動を行うことに関しては異議ありません。</p> <p>学校や父兄に対して、携帯やPCなどでどんな危険があるのか?実際にある程度危険なサイトを見せながらのプレゼンなどはURLを収集している企業などが行うメリット</p>	<p>最終取りまとめ(案)に賛成の御意見として承ります。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>になるかと思います。</p> <p>またそれぞれに各社がURLのデータを作成していますが、現在警視庁が行っているように、フィルタリングすべきURLや違法サイトのURLを提供や悪質なサイトや1部カテゴリに関しては相互で共有するような仕組みは必要だと考えます。警視庁だけでなく地方自治体や学校、フィルタリング企業で、どこかのフィルタリングを利用して、最低限の違法サイトと児童ポルノはフィルタリングされる。+URLやカテゴリは各社、今まで通りに独自のもので競争する。などは利用者のためになります。</p> <p>(株式会社ネオブラッド)</p>	
	94	<p>○ 「e-ネットづくり！」宣言は無意味。クレーマーや狂信的な宗教家がウゾウゾ押し寄せて“何でも有害弾圧団”溶かすだけの血税無駄遣い・役立たず制度。却下！！</p> <p>(個人 72)</p>	御意見として参考にさせていただきます。
3. (2)児童ポルノの効果的な閲覧防止策の検討	95	<p>○ 基本的に、だいたい利にかなっている内容だと思いますがブロッキングでの規制は、児童ポルノ問題だけに限定し他の違法・有害な情報などは、自主的削除に委ねる方法を将来的に継続していくべきです。グレーな情報もなんでもかんでも、基本的に見れなくしていたら、とても自由なインターネットとは言えなくなると思います。</p> <p>将来的にブロッキング規制の該当情報を、総務省は増やしていくのではないか?という懸念を持っている人が多いようです。</p> <p>(個人3)</p>	<p>最終取りまとめ(案)は、児童ポルノ情報に限定してブロッキング等の手法を検討しているものであり、その他の違法・有害情報に対してまで同様の手法による閲覧制限を行うことは意図しておらず、今後そのような方向で進むべきとも考えておりません。</p> <p>ブロッキングの対象を安易に拡大すべきでないとの課題は認識しています。</p>
	96	<p>○ 児童ポルノのブロッキングについてですが、児童ポルノ以外の情報も閲覧できなくなる危険性があります。しかも、フィルタリングと違って全てユーザが対象になって事実上違法でない情報が遮断されてしまいます。</p> <p>また、この技術は適用範囲を拡大した場合、例えば公的機関が管理することになれば、自分たちの都合の悪い情報を遮断する方法に悪用される危険性があります。したがって、この技術に関しては全面的に民間に委ねるべきです。公的機関が一切関与するべきではありません。情報統制的な国家にならないためにもこれは必要なことではないでしょうか?</p> <p>また、努力義務や自主規制を促す法律、条例、各省庁の通達は間接的な強制に当たりますので、不適当です。</p> <p>(個人4)</p>	<p>最終取りまとめ(案)は、児童ポルノ情報に限定してブロッキング等の手法を検討しているものであり、その他の違法・有害情報に対してまで同様の手法による閲覧制限を行うことは意図しておらず、今後そのような方向で進むべきとも考えておりません。</p> <p>また、オーバーブロッキングなど表現の自由との関係で課題があることは御指摘のとおりであり、今後、最終取りまとめ(案)にて提言されている民間の自主的枠組みの中で、十分な調査検討がなされることが望ましいと考えます。</p>
	97	<p>○ 児童ポルノに関してですが、児童ポルノ禁止法における定義が曖昧なせいで、有効的かつ効率的な対策が取りにくくなっています。そのため定義の厳格化に言及して欲しい。児童ポルノのブロッキングにおいてリスト作りは国・検察・弁護士会の3つが共同して作成する方が望ましい。現在、所轄官庁が定められていない状態で、予算が安定的でない事と国による調査が不十分であるため、整備を進めるのと並行してやって欲しい。</p> <p>(個人 37)</p>	<p>最終取りまとめ(案)において、「『児童ポルノ』の定義については立法措置等により、可能な限り明確化・客觀化が図られることが望ましい」と記述しています。</p> <p>また、閲覧規制対象リストについても、最終取りまとめ(案)において、「事業者同士のほか、児童ポルノ問題に取り組んでいる国内外の団体、警察などの行政機関との連携を深め、情報の共</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
			有を図っていくことが不可欠である。」と記述していますが、御意見については今後参考にさせていただきます。
	98	<p>○ 「また、閲覧規制リストに抵触するもののみ接続を拒否するものであるから、閲覧規制リストが正確である限り、問題のない情報まで接続拒否されるおそれは少ないとあります、その正確さを担保できるのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">(個人 39)</p>	閲覧規制対象リストについては、最終取りまとめ(案)において、「精度の更なる向上のためにには、事業者同士のほか、児童ポルノ問題に取り組んでいる国内外の団体、警察などの行政機関との連携を深め、情報の共有を図っていくことが不可欠である。」と記述しているとおり、今後、関係機関が連携して対処していくことによりリストの正確性を高めていくことが重要と考えます。
	99	<p>○ 児童ポルノの流通の防止は喫緊の課題であり、プロバイダによるブロッキング、検索エンジンにより児童ポルノが検索結果として表示されないようにする施策は極めて優れた取組であり、その取組は早急に推進する必要がある。そのための政府の経済的・技術的支援も積極的に行うべきである。</p> <p>上記の施策の推進に当たっては、プロバイダ、検索エンジンの各事業者の取組に差異があるとその効果が殆どなくなってしまうことから、一部の事業者ではなくすべての事業者の取組が必要であること、ブロッキング等の対象とされたサイトの管理者からの抗議等法的トラブルも予想されることなどから、事業者がこれらの施策を効果的に、かつ、不当な責任を問われることなく推進するために、かかる取組について法的位置づけを与えることが適当であると考えるので、その旨明示していただきたい。</p> <p>児童ポルノの流通防止の取組について検討する場を設ける場合には、事業者、関係省庁のみならず、長年児童ポルノ問題に取り組み、専門的知見と経験を有するNGOの参加が不可欠であると考えるので、その旨明示していただきたい。(p100 関連) (後藤コンプライアンス法律事務所)</p>	全体として最終取りまとめ(案)に賛成の御意見として承ります。 ブロッキングの実施対象、実施時のトラブル対応の枠組み、最終取りまとめ(案)にて提言されている民間の自主的枠組みの在り方等に関する御意見については今後参考にさせていただきます。
	100	<p>○ プロバイダは、児童ポルノについては風俗営業等規制法に基づき削除が義務付けられていることから(同法 31 条の 8 第 5 項、31 条の 9 第 2 項、第 3 項)、その取組は規模の大小を問わず法的な義務であって、自主規制に委ねられているものでないことを明示していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">(後藤コンプライアンス法律事務所)</p>	御指摘の条項については、最終取りまとめ(案)において紹介されていますが、同条項は映像送信型性風俗特殊営業を営む者がわいせつな映像又は児童ポルノ映像を自動公衆送信装置の記録媒体に記録した場合に関する規定と認識しています。
	101	<p>○ p62 で「インターネットの利用環境の整備は法規制によるのではなく、まずは民間の自主的取組によって推進することが最良の方策である。」とされているが、近代立憲主義においては「法の目的は自由を廃止または制限するのではなくして、それを保持拡大するにある。」(ロック「市民政府論」岩波文庫 p60)とされており、法規制をそもそも避けるべきものであるとの認識は一方的すぎる。かかる認識は少なくとも自主規制が効</p>	まずは、民間の自主的取組において効果が上がるが望ましく、法規制を導入する場合には、法目的を超えた規制となる可能性を慎重に検証しなければならないと考えます。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		果的に推進されるという前提でのみ適用するのであるが、わが国の状況から見てかかる前提が妥当するか疑問なしとせず(読売新聞平成20年9月29日夕刊等ご参照)、適切な記述とは思われない。 (後藤コンプライアンス法律事務所)	
	102	○ p79で「インターネットの利用環境整備に向けてハードルの高い自主規制を課するのではなく・・」という記述は、自主規制の程度は社会の要請ではなく事業者の取り組みやすさによるという趣旨であれば、効果は期待できず、適切な記述とは思われない。 (後藤コンプライアンス法律事務所)	利害が共通する業界団体の自主規制は別途考えられても良いということは、最終取りまとめ(案)に明記されています。ここではインターネット上の幅広い関係者が取り組むことのできるものについての条件を記述したものです。
	103	○ たとえ児童ポルノ法を社会的法益のためであると仮定したとしても、第3条3項「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」という、諸外国と比較しても極めて曖昧な定義によって、P.96以後で検討されるDNSポイズニングやハイブリッドフィルタリングなどといった、インターネットの自律性に大きな影響を及ぼす規制を行うことについては、その規制によって得られるメリットとデメリットを慎重に計測し、トレードオフを慎重に検討する必要がある。そのため、P.133以後で述べられる違法・有害情報対策の基礎となる調査では、社会学・経済学・統計学・情報学などの複合的・学際的なアプローチを促進し慎重に検討するべきであり、印象論に基づくような対応は慎むべきである。 (個人46)	ブロッキングについては、その影響の大きさに鑑み、効果と弊害を慎重に計測する必要があることは御指摘のとおりであり、方向性については共有しているものと考えます。今後は、最終取りまとめ(案)にて提言されている民間の自主的枠組みの中で、十分な調査検討がなされることが望ましいと考えます。
	104	○ 児童ポルノ法は、実情に比すれば、現状ですら過剰であり、これ以上の厳罰化や規制範囲の拡大は絶対に避けるべきである。すみやかに児童ポルノ法を廃止するか緩和し、たとえば親告罪に移行すべきである。情報の単純所持を規制するのは愚の骨頂であり、総務省で行われようとしているブロッキング実証実験も行うべきではない。「子どもと青少年の性的搾取に反対する世界会議」は反対意見を受け入れない名ばかりの国際会議であって、その見解に従うことは百害あって一利なしである。 (個人55)	児童ポルノの単純所持の禁止及び擬似児童ポルノの規制の当否については、検討会における議論の対象外です。 ブロッキングについての御指摘については、御意見として承ります。
	105	○ 諸外国における児童ポルノの定義について、基本的に“わいせつ物である”ことを前提とする規定となっているにも関わらず、その点について全く言及していない。日本の基準とは異なる点については明確に示すべきである。 (個人23)	最終取りまとめ(案)において、児童ポルノの定義は各国によって異なるとして、米国、欧州、英國、獨国、仏国における児童ポルノの定義を紹介しており、我が国の児童ポルノとは基準が異なることは明確にされているものと考えますが、御指摘を踏まえ、我が国の児童ポルノの定義についての紹介を追加することとします。
	106	○ 例えそれが児童ポルノであろうと何であろうと、情報の単純所持や単なる情報アクセスではいかなる被害も発生しません。 現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持まで規制	児童ポルノの単純所持の禁止及び擬似児童ポルノの規制の当否については、検討会における議論の対象外です。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は決して許されません。そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利から絶対あってはならないことです。海外サーバーの児童ポルノコンテンツについても、児童ポルノの提供が罪になっていない主要国もないであろうから、日本の警察なりが海外の捜査機関に協力すれば良いだけの話である。国民の情報・表現・思想等々の最も基本的な精神的自由と安全を脅かす理由にはなりません。</p> <p>児童ポルノ対策については今以上の規制は必要ないこと、特に単純所持規制・創作物規制のような情報・表現に関する国民の基本的な権利を侵害する危険な規制は導入すべきでないこと、そしてやはり情報・表現に関する国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないブロッキングについても、その実証実験すらするべきではありません。</p> <p style="text-align: right;">(個人 51)</p>	<p>また、ブロッキングの手法は、表現の自由など憲法において保障されている基本的人権との関係で課題があることは御指摘のとおりであり、今後、最終取りまとめ(案)にて提言されている民間の自主的枠組みの中で、そうした課題について十分な検討がなされることが望ましいと考えます。</p>
	107	<p>○ P94(2)児童ポルノの効果的な閲覧防止策の検討 3)今後とりうる手法 (a) 諸外国における児童ポルノの定義の中の米国の部分につきまして、ビジュアルに描いたものの、そのビジュアルな描き方がデジタルイメージ、コンピュータイメージ、コンピュータ作成イメージで未成年の性的に露骨な行為を描いたもの、または、身元がわかる未成年が性的に露骨な行為をしていると見えるように作られたり、適用、修正されたものとありますが、根拠法令を見ますと「実在児童と見分けのつかないもの」と範囲が限定されており、この部分について明確に記述すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(個人 34)</p>	<p>御指摘を踏まえて適切な表現に修正させていただきます。</p>
	108	<p>○ 児童ポルノの定義について、アメリカでは実在児童と見分けのつかないものが規制対象であり(18 U.S.C. § 2256)、マンガやアニメなどは規制の対象になっていません。記述は正確にお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(個人 39)</p>	同上
	109	<p>○ 94 ページの諸外国における児童ポルノの定義について この部分に関しては極めて曖昧な表現となっておりますので補足させていただきます。 理由は以下の通りです。 この内容によるとアメリカはマンガ、アニメなどのイラストも規制しているように取れますか、18 U.S.C. § 2256 では「実在児童と見分けのつかないもの」と明確にイラスト類を除外しております。</p> <p style="text-align: right;">(コンテンツ文化研究会)</p>	同上
	110	<p>○ アメリカにおける児童ポルノの定義に関してですが、資料において、絵画やコンピューターイメージ等いわゆる創作物も含まれるように書かれておりますが、その法律に関しては 2002 年 4 月 16 日に連邦最高裁にて「表現や思想・思考の自由を侵す」として違憲判決が下されており、その様に施行されてはおりません。その後の法整備において</p>	同上

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方																														
		も、「本物の子供と見分けがつかない」CGイメージに関しての規制が提出されましたが、未だ議論の最中と聞いております。表現の自由とはかくも重要視されるべきものであるということでしょう。この問題に関心のある多くの市民にとって既に常識となっている点なのですが、総務省様において把握されていないのでしょうか、疑問であります。 (個人 75)																															
	111	<p>○ 児童ポルノ公然陳列 国内 1,072 海外 537 とありますが、イタリアの児童保護団体、テレフォノ・アルコバーノの調査によりますと、インターネット上の児童ポルノサイトは</p> <table> <tbody> <tr><td>1. 米国</td><td>10,503</td><td>61,72%</td></tr> <tr><td>2. 韓国</td><td>1,353</td><td>7,95%</td></tr> <tr><td>3. ロシア</td><td>1,232</td><td>7,24%</td></tr> <tr><td>4. ブラジル</td><td>1,210</td><td>7,11%</td></tr> <tr><td>5. イタリア</td><td>423</td><td>2,49%</td></tr> <tr><td>6. スペイン</td><td>288</td><td>1,69%</td></tr> <tr><td>7. チェコ</td><td>285</td><td>1,67%</td></tr> <tr><td>8. 日本</td><td>165</td><td>0,97%</td></tr> <tr><td>9. スウェーデン</td><td>123</td><td>0,72%</td></tr> <tr><td>10.カナダ</td><td>116</td><td>0,68%</td></tr> </tbody> </table> <p>となっており、日本は諸外国と比較しても少ない結果となっております。よって該当部分の数値についてはより正確な調査の上、検討いただきたいと存じます。</p>	1. 米国	10,503	61,72%	2. 韓国	1,353	7,95%	3. ロシア	1,232	7,24%	4. ブラジル	1,210	7,11%	5. イタリア	423	2,49%	6. スペイン	288	1,69%	7. チェコ	285	1,67%	8. 日本	165	0,97%	9. スウェーデン	123	0,72%	10.カナダ	116	0,68%	児童ポルノの問題に関しては、その実態等につき、より正確な調査を期すべきと考えております。調査結果の問題点についての御指摘は、今後の参考とさせていただきます。
1. 米国	10,503	61,72%																															
2. 韓国	1,353	7,95%																															
3. ロシア	1,232	7,24%																															
4. ブラジル	1,210	7,11%																															
5. イタリア	423	2,49%																															
6. スペイン	288	1,69%																															
7. チェコ	285	1,67%																															
8. 日本	165	0,97%																															
9. スウェーデン	123	0,72%																															
10.カナダ	116	0,68%																															
	112	<p>○ 児童ポルノ公然陳列 国内 1,072 件 海外 537 件 合計 1,609 件と日本の被害状況が深刻なようにみえますがイタリアの児童保護団体、「テレフォノ・アルバコーレ」が纏めた「インターネット上における小児性愛者の活動レポート 2007」から 2007 年「小児性愛者用」サイトの多い国は 1 位ドイツ(25599)、2 位オランダ(4530)、3 位アメリカ(3174)、4 位ロシア(1569)、5 位キプロス(1514)、6 位カナダ(1167)、7 位日本(457)、8 位スロバキア(445)、9 位パナマ(383)、10 位韓国(111)……</p> <p>2008 年 9 月のレポートでは 1 位ドイツ(2139) 2 位アメリカ(560) 3 位ニュージーランド(413) 4 位ロシア(259) 5 位キプロス(174) 6 位中国(138) 7 位カナダ(77) 8 位ウクライナ(22) 9 位ポルトガル(13) 10 位フランス(9) 11 位ベトナム(7) 12 位 日本(6) 13 位韓国(5) 14 位イギリス(2) となっています。</p> <p>インターネットホットラインセンターの統計は調査件数、調査手法において精度的な問題があるのではないかでしょうか？</p> <p>より正確な調査の上、ご検討いただきたいと存じます。</p>	同上																														
	113	○ 3 ページのインターネットホットラインセンターの統計について この統計に関しては私達は疑惑を持っています。 理由は以下の通りです。	同上																														

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>インターネットホットラインセンターの統計によれば児童ポルノ公然陳列は日本 1,072 件、海外 537 件と日本が突出した印象を与える結果になっています。しかし、IWF の IWF reveals 10 year statistics on child abuse images online (2006)、イタリアの児童保護団体「テレフォノアルコバレーノ」の MONITORING PEDOPHILIA ON THE INTERNET ANNUAL REPORT (2007)、を見ても日本の状況は他国と比較して極めて低くなっています。調査件数、調査手法において精度的に問題があるのではないかと考えております。該当部分の数値に関してはより正確な調査の上、ご検討いただきたいと存じます。</p> <p>(コンテンツ文化研究会)</p>	
	114	<p>○ 児童ポルノ公然陳列罪につきまして、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」のそもそも目的は児童の人権を擁護することであり、すなわち個人法益であることから、社会的法益侵害情報に含めることは適当でなく、専ら権利侵害情報として取り扱うべきだと考えます。</p> <p>(個人 34)</p>	<p>「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」第 1 条は、「児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ（中略）児童買春・児童ポルノに係る行為等を処罰する（中略）ことにより、児童の権利を擁護することを目的とする。」と規定し、児童の権利侵害という側面を重視しておりますが、同時に、同法は、児童を性欲の対象としてとらえることのない健全な社会を維持するという社会的法益の保護をもその目的としているものと考えられています。したがって、インターネット上における違法情報の類型の整理にあたっては、たとえば名誉毀損情報や著作権侵害情報などと同じ情報類型としては取り扱われてこなかったものです。</p> <p>しかしながら、最終取りまとめ（案）においても、「被害児童が存在するため権利侵害の側面もある」と記載し、3 の（2）において特に「児童ポルノの効果的な閲覧防止策の検討」と題した項目を立てた上、「被害児童保護の要請より、インターネット上の児童ポルノ対策は喫緊の課題」と位置付けて対策を検討しているとおり、児童ポルノに係る犯罪の権利侵害としての側面を否定ないし軽視しているものではありません。</p> <p>もっとも、同様の御指摘を多くいただいたことを踏まえ、児童ポルノに係る情報を社会的法益侵害情報と表記することは権利侵害の側面を否定しているとの誤解を与えるおそれがあるものと考えられますので、最終取りまとめ</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
			(案)において上記の趣旨の説明を追加することといたします。
	115	○ 18 ページ「社会的法益侵害情報の例としては児童ポルノ公然陳列罪(以下略)」とあります、被害者が存在する児童ポルノは、他人の権利を侵害する情報(権利侵害情報)にあたると思います。児童ポルノ公然陳列罪を社会的法益侵害情報ではなく、権利侵害情報の一例として扱うべきだと思います。 (個人 22)	同上
	116	○ 児童ポルノに関する犯罪は社会法益保護ではなく、被害にあった児童を保護して虐待をやめさせるための個人法益保護の観点から論じなくてはなりません。児童ポルノ禁止法の趣旨を見れば明らかです。個人法益の保護という観点が弱いために、児童虐待画像の流出についてちゃんとした集計がとられていないというではないですか(名前と住所のわからない子どもは被害人数に数えられず、警察などは違反の件数を数えてるだけ)直ちにこの認識を改めなくてはなりません。 (個人 39)	同上
	117	○ P.18において、児童ポルノを「社会的法益侵害情報の例」として取り上げているが、これは法の本来の目的からすれば、間違いである。「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(以下児童ポルノ法)」というその名称、またその目的を記した第 1 条には、「児童の権利を擁護すること」とあり、本来は個人的法益を守るものである。「善良な風俗」を守るためにあるのではない。個人的法益である以上、その権利は公共の福祉によって制限されると考えるのが妥当である。極端な言い方ではあるが、一部の被害児童のためにインターネット全体を規制することのデメリットを考える必要もあるのではないか。例えば不幸な数人の被害者によって、全てのこんにゃくゼリーの販売を規制することについては、数多くの批判意見があった。本来個人的法益であるはずの児童ポルノを社会的法益と誤解して規制することによるトレードオフを考える必要があるだろう。 (個人 46)	同上
	118	○ 児童ポルノの公然陳列を社会的法益侵害とするのは、本来被害者として保護されるべき児童を「それを見たくないと考えている『良識的な』大人」にたいして「社会法益を侵害した主犯」とする、それ自体が大変危険かつ有害な人権侵害思想の元であると考えます児童ポルノの公然陳列は問題です。ならばこそ、児童個人を守るにはどうすべきかを考えるべきであります。 汚いものは見たくない ポルノは見たくないものだ よって児童は、女は汚い 汚いものは排斥してよい ポルノの被写体になった「汚い」児童や女性は「有害」なので排斥するべきであるという、偏った暴力的な見方であるとすらいえます。	同上

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>「有害」情報の対応という名の人権侵害を総務省が進んでおこなうことがないように お願いしたいと思います。</p> <p>(個人 49)</p>	
	119	<p>○ 18 ページの「違法情報に対する取組の現状と課題」について この項目に関しては児童ポルノを社会的法益侵害としている点について異論を提出 させていただきます。理由は以下の通りです。 児童ポルノ規制法は個人法益として児童の人権を守ることを目的とした法律である ため、児童ポルノを社会的法益侵害情報としてここで列挙するのは適切とは言えませ ん。児童ポルノ規制法を社会法益の保護を目的とした法律にした場合、虐待児童が 「被害者」として扱われず「違反者」として扱われる懸念が出てきます。児童ポルノに関 しては社会的法益侵害情報に含めるのではなく、個人法益の侵害情報として取り扱う べきだと考えます。</p> <p>(コンテンツ文化研究会)</p>	同上
	120	<p>○ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律は、 > 第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく 侵害することの重大性にかんがみ、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向 を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等に より心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童 の権利を擁護することを目的とする。 と定められており、“児童の権利を守る”即ち“個人法益保護”を絶対の目的とする法 令である。 国会答弁でも児童=実在する自然人であることが必要要件であること、その人権保 護のための法令であることが管轄官庁より示され、実際にその様に運用されている。 仮に社会法益保護を目的とするのであれば(犯罪そのものを構成する)児童自身 も裁く必要があるが、特殊な事例を除き児童側は被害者として処罰対象にな っていないことからも、該当の法令が個人法益保護のためのものであることは自明である。 児童ポルノ関連の刑事事件を専門とし同法の実務上の第一人者である奥村弁護士 も、自身のブログにて同法が個人法益保護の法令でありながら社会法益保護のよう に運用される面があり、児童保護のための本来の機能が不全している場合があること、 これによって児童ポルノ法違反の犯罪者保護の要素になっている面があることを再三 に渡り強く批難している。 また、個人法益保護(人権保護)であるが故に、児童ポルノはその重い罰則や所有 の違法化・(本来違憲であるはずの)遡及しての違法化など、非常に強い規制力を以つ て運用されることが望まれている。単に社会法益保護であれば、こういった議論自体 が存在し得ない。 総務省も過去の研究会などで児童ポルノ法の保護法益が那辺に在るのかは再三 検討している様子が確認できる。この期に及んで児童ポルノ法の保護法益を“社会法 益”と主張するのであれば、その根拠を明確に示すべきであるし、誤りであれば個人法</p>	同上

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		益保護の法令であることを訂正して詫びるべきである。 (個人 23)	
	121	○ 児童ポルノを社会法益侵害であるとするならば、その科学的・疫学的・統計学的・法医学的・犯罪学的な根拠を明示すべきである。 (個人 23)	同上
	122	○ 18 ページ「社会的法益侵害情報の例としては児童ポルノ公然陳列罪(以下略)」とあります。もともと児童ポルノは被害者が存在し、また、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」においても保護法益は個人であることから、児童ポルノは他人の権利を侵害する情報(権利侵害情報)であり、児童ポルノ公然陳列罪を社会的法益侵害情報ではなく、権利侵害情報の一例として扱うべきであると考えます。 (個人 25)	同上
	123	○ P.18 に問題箇所があります。 「(a)違法情報に対する取組の現状と課題 インターネット上の違法情報には、大別すると特定の他人の権利を侵害する情報(権利侵害情報)と社会的法益を侵害する情報(社会的法益侵害情報)がある。権利侵害情報の例としては、名誉毀損情報、プライバシー侵害情報及び著作権や商標権を侵害する情報などがあり、社会的法益侵害情報の例としては児童ポルノ公然陳列罪、わいせつ物公然陳列罪(刑法第 175 条)」とありますが、個人法益である児童ポルノ法を社会法益にしてしまっている点が完全に NG です。 (個人 59,66)	同上
	124	○ 91 ページ『2007 年に内閣府が対面で行った調査によれば、児童ポルノの単純保持について「規制すべき」「どちらかといえば規制すべき」との意見が計 90.9%に達しており』についてですが、当該調査の質問票は誘導的な内容であり、信頼に欠けるのではないかと考えます。 1)現在の児童ポルノに対する取組 93 ページ「フィルタリング以外の閲覧防止策としては、検索エンジンを提供するプロバイダの画像検索におけるセーフサーチの機能がある。」の箇所は、セーフサーチ機能における除外対象が児童ポルノに限定されておらず、またすべての児童ポルノを現実的に除外できているわけでもないことを強調する必要があると考えます(詳細は後述)。 2)海外における児童ポルノ対策の現状 94 ページ(a)「諸外国における児童ポルノの定義」について、表の内容が不完全であると考えます。わが国における規制との比較という意味では、わが国の定義についても記載するべきです。また、児童ポルノの定義は法律の条文上だけでは曖昧な部分が存在することもあり、より詳細なガイドラインが存在する場合もあります。 たとえば、米国フロリダ州法執行省のコンピュータ犯罪センターによれば、Many websites appear to contain child pornography, but in reality contain "Child Erotica"(i.e.	修正のご提案については、頂戴した御指摘を踏まえて、必要な修正を加えることとします。 ブロッキング等については、御指摘にあるようなオーバーブロッキングの問題、規制対象リストの正確性の問題、実施によって生じる弊害など検討すべき課題が少なくない手法であり、今後、最終取りまとめ(案)にて提言されている民間の自主的枠組みの中で、海外での運用実態等のより正確な調査と、御指摘にある問題点も含めた十分な検討がなされることが望ましいと考えます。 その他の御指摘についても、御意見として承ります。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方										
		<p>children photographed nude or partially nude posed in a manner that does not meet the criteria for sexual conduct, see below). Child Erotica is not illegal.(http://www.fdle.state.fl.us/FC3/childpornography.html)とのことです。</p> <p>また、英国の場合、Sentencing Guidelines Council の Sexual Offences Act 2003 についての ガイドライン(http://www.sentencing-guidelines.gov.uk/docs/82083-COI-SCG_final.pdf)の 109 ページによれば、以下のものが児童ポルノにあてはまるとされています。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">Level 1</td><td style="padding: 5px;">Images depicting erotic posing with no sexual activity</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">Level 2</td><td style="padding: 5px;">Non-penetrative sexual activity between children, or solo masturbation by a child</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">Level 3</td><td style="padding: 5px;">Non-penetrative sexual activity between adults and children</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">Level 4</td><td style="padding: 5px;">Penetrative sexual activity involving a child or children, or both children and adults</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">Level 5</td><td style="padding: 5px;">Sadism or penetration of, or by, an animal</td></tr> </table> <p>これについて「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」で Dr. Ethel Quayle が発表した "Child Pornography and Sexual Exploitation of Children online" (http://www.iiicongressomundial.net/congresso/arquivos/thematic_paper_ictpsy_eng.pdf)によれば、上記のガイドラインはアイルランドの COPINE プロジェクトが定めた COPINE スケール(Taylor, M., Holland, G., and Quayle, E. Typology of Paedophile Picture Collections. The Police Journal, 74 (2), 2001,97–107(http://www.copine.ie/attachments/typology.pdf))に由来するものです。具体的には以下のものです。</p>	Level 1	Images depicting erotic posing with no sexual activity	Level 2	Non-penetrative sexual activity between children, or solo masturbation by a child	Level 3	Non-penetrative sexual activity between adults and children	Level 4	Penetrative sexual activity involving a child or children, or both children and adults	Level 5	Sadism or penetration of, or by, an animal	
Level 1	Images depicting erotic posing with no sexual activity												
Level 2	Non-penetrative sexual activity between children, or solo masturbation by a child												
Level 3	Non-penetrative sexual activity between adults and children												
Level 4	Penetrative sexual activity involving a child or children, or both children and adults												
Level 5	Sadism or penetration of, or by, an animal												

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>Level 1: Indicative.</p> <p>Non-erotic and non-sexualized picture showing children in their underwear, swimming costumes, etc. from either commercial sources or family albums; pictures of children playing in normal settings, in which the context or organization of pictures by the collector indicates inappropriateness.</p> <p>Level 2: Nudist.</p> <p>Pictures of naked or semi-naked children in appropriate nudist settings, and from legitimate sources.</p> <p>Level 3: Erotica.</p> <p>Surreptitiously taken photographs of children in play areas or other safe environments showing either underwear or varying degrees of nakedness.</p> <p>Level 4: Posing.</p> <p>Deliberately posed pictures of children fully, partially clothed or naked (where the amount, context and organization suggest sexual interest).</p> <p>Level 5: Erotic Posing.</p> <p>Deliberately posed pictures of fully, partially clothed or naked children in sexualized or provocative poses.</p> <p>Level 6: Explicit Erotic Posing.</p> <p>Emphasizing genital areas where the child is either naked, partially or fully clothed.</p> <p>Level 7: Explicit Sexual Activity.</p> <p>Involves touching, mutual and self-masturbation, oral sex and intercourse by child, not involving an adult.</p>	

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要		御意見に対する考え方
		<p>Level 8: Assault.</p> <p>Pictures of children being subject to a sexual assault, involving digital touching, involving an adult.</p> <p>Level 9: Gross Assault.</p> <p>Grossly obscene pictures of sexual assault, involving penetrative sex, masturbation or oral sex involving an adult.</p> <p>Level10:Sadistic/Bestiality.</p> <p>a. Pictures showing a child being tied, bound, beaten, whipped or otherwise subject to something that implies pain. b. Pictures where an animal is involved in some form of sexual behaviour with a child.</p>		<p>これらのうち、レベル1～4(Indicative, Nudist, Erotica, Posing)は児童ポルノとしなかったというのが英国の判断です。このように、例示された諸国での児童ポルノ定義では、わが国の児童買春・児童ポルノ禁止法第二条3項3号に定義される「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」のすべてが必ずしも児童ポルノと定義されているわけではないことを報告書の上で明確にしておく必要があると考えます。</p> <p>また、報告書の表の法令が最新のものでない部分についての指摘を次に行います。</p> <p>英 国 に つ い て は 、 “Criminal Justice and Immigration Act 2008”(http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2008/ukpga_20080004_en_1)の 69 条、70 条で定義の拡大が行われており、従来の写真に加えて、トレース画などの由来物が含まれることになりました。この部分は 2008 年 7 月に施行されています。 (http://www.justice.gov.uk/publications/criminal-justice-act-implementation.htm)</p> <p>独国については、根拠法について刑法典第 184c 条を追加しサイバー犯罪条約を除くべきです(刑法典の改正で批准可能になったにすぎない)。刑法典 184b 条は従来どおり 14 歳未満(kinderpornographischer Schriften)であり、これと別に第 184c 条において 14 歳以上 17 歳未満(jugenepornographischer Schriften)を新たに対象としています(改正は 8 月に成立し 11 月 5 日に施行)。ブロッキング等とは直接の関係はありませんが、jugendpornographischer Schriften では 18 歳未満の人物が被写体の人物からの同意により譲渡され所持することは処罰対象外となっています。</p> <p>95 ページの最後の段落ではブロッキングの紹介が行われていますが、単に児童ポルノが悪いということを越えて、「児童ポルノ単純所持違反からユーザーを護るための</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>「自主規制」としてブロッキングを位置付けることで、北欧やイギリスでのブロッキングが正当化されているという点が欠けているのではないかでしょうか。当該事実について記載することを提案します。</p> <p>3)「今後とりうる手法」</p> <p>検討された「DNS ポイズニング方式」及び「ハイブリッドフィルタリング方式」は、両者とも通信のエンドユーザーに見えない部分で通信内容に介入する手法であり、インターネットのエンド to エンドの原則を崩そうとするものです。こうした手法は、理念的に不適切だといわざるを得ません。また、技術的な実現性にも問題があると考えられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. DNS フィルタリングは、自律・分散・協調といった優れた分散コンピューティングの特徴を持つ DNS の利点を損なうものです。運用形態として個々の利用者や利用組織の自律的な DNS 運用から接続 ISP に依存した運用形態へと変更を迫るものであり、さらに数々のフィッシング対策や DNSSEC などといった、安全な名前解決の実現のための真摯な技術開発及び運用努力といった取り組みとも逆行しており、全く現実的ではありません。 2. ハイブリッドフィルタリングは、ISP の自律的なルーティング情報に意図的に大きな改変を加え、さらに透過的な URL フィルタをインターネットのトラフィックにかけることから、これもインターネットの自律性・分散性・協調性を破壊するものであるといえます。また、挙げられている問題点以外に、経路数の増加によりルータへの負荷が大きく増大することも予想され、ISP など事業者の負担は一層大きくなるものと想像されます。 <p>インターネットの優れた特徴を破壊するこうした取り組みは、インターネットを本質的な意味で「安心・安全」にしないばかりか、一元的な管理が容易にできるネットワークへと変質させてしまう可能性を持つものであり、極めて危険であると考えます。</p> <p>(a) DNS ポイズニング方式</p> <p>96 ページの「ユーザーがウェブページにアクセスしようとする場合、まず、ISP の DNS サーバに目的のウェブページのドメイン名に対応する IP アドレスを問い合わせ、DNS サーバから返ってきた IP アドレスによって目的のウェブページにアクセスすることになる(この仕組みを「名前解決」という。)。」</p> <p>は次のように改めるべきです。</p> <p>「ユーザーがウェブページにアクセスしようとする場合、まず、DNS のキャッシュサーバに目的のウェブページのドメイン名に対応する IP アドレスを問い合わせ、当該キャッシュサーバから返ってきた IP アドレスによって目的のウェブページにアクセスすることになる(この仕組みを「名前解決」という。)。家庭の個人向け ISP の利用者や、無線 LAN などのモバイル ISP の利用者は、自分で DNS のキャッシュサーバを用意せず ISP の提供する DNS のキャッシュサーバを利用することが多く、個人向け ISP やモバイル ISP のサービスもそれを前提とした接続情報を提供している。」</p>	

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>97 ページの「また、DNS サーバで名前解決する際にブロックするものであるため、ユーザーが直に IP アドレスを入力したり、ISP ではない外部の DNS サーバで名前解決したりして、ISP の DNS サーバを経由することなく児童ポルノサイトにアクセスすればブロッキングを回避でき、仕組みとして脆弱な面がある。」</p> <p>は、次のように改めるべきです。</p> <p>「また、キャッシュサーバで名前解決する際にブロックするものであるため、ユーザーが直に IP アドレスを入力したり、ISP ではない外部のキャッシュサーバで名前解決したりして、ISP のキャッシュサーバを利用することなく児童ポルノサイトにアクセスすればブロッキングを回避できる。また、そもそも、SOHO や企業では自ネットワーク内に DNS のキャッシュサーバを設けて ISP のキャッシュサーバに依存しないことは珍しいことではなく、むしろ通常の運用である。さらに家庭においてもブロードバンド化やホームサーバなどの常時通電のネットワーク機器が増えることで、キャッシュサーバを自ネットワーク内に設ける場合も珍しくなく、抑止効果はフィルタリングと大差ないと考えられる。」</p> <p>そのほか、97 ページ中の「DNS サーバ」は「DNS のキャッシュサーバ」「キャッシュサーバ」などに置き換えられるべきです。</p> <p>(b) ハイブリッドフィルタリング方式について</p> <p>98 ページの「他方、DNS ポイズニング方式に比べて中継する ISP の通信設備への負荷が大きく、通信速度の低下やシステムの障害を生ずる危険性が高まり、これを避けようとすれば相応の設備投資を要することになるため、実施にあたっての負担が大きくなる。」</p> <p>に、次の内容を追加することを提案します。</p> <p>「具体的には、第 1 段階のフィルタとして行う ISP ルータへの経路情報の追加によりルータへの負荷が大きく増大することも予想されるほか、第 2 段階の URL フィルターが大規模サービスの特定の URL に適用される場合、過負荷による顕著な障害の発生が予測される。さらに、第 2 段階の URL フィルターの実装方法によって、多くのユーザーのウェブアクセスがサーバー側からみて特定少数の IP アドレスに集約されて見えることがあることから、全体としては問題のない大規模 CGM サービスの特定の画像等がブロッキングの対象になる場合に、サービス側の荒らし対策や SPAM 対策としての IP アドレス制限やプロキシサーバー制限と衝突し、多くのユーザーからサービス利用上の不具合として問題が可視化する危険性もある。実際にイギリスにおいて IWF が 2008 年 12 月に Wikipedia 英語版の特定のページをブロック対象とした(イギリスと米国の児</p>	

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>童ポルノの定義の違いからこの措置はとられた)とき、中継するISPでの通信速度の低下が顕著に観察されたほか、Wikipedia側の荒らし対策との問題で多くのイギリスのユーザーが Wikipedia にログインしない状態でのコンテンツ編集が不可能となり、英語圏で大きなニュースとなった。IWF は抗議をうけ、結果的にコンテンツの分類は間違っていましたとしつつもブロッキング対象とする判断は誤っていたとして撤回することになった。」</p> <p>*「実際に～撤回することになった。」は注でもかまいません。</p> <p>98 ページの「filtration」と同様、通信の秘密との抵触が問題となり、ユーザーの同意なく実施することは困難である。」以下に、次の内容を追加することを提案します。</p> <p>「加えて、ハイブリッドフィルタリング方式では、第1段階と第2段階でパケットの経路が異なることから、ユーザーからの IP アドレス空間のスキャンによって第2段階に送られる IP アドレスの一覧を取得することが可能であり、IP アドレスからホスト名への逆引きによって、児童ポルノ提供サイトの情報として有意なものが含まれるもの生成することが可能であることが指摘されている(注:</p> <p>Richard Clayton: Failures in a Hybrid Content Blocking System. In George Danezis and David Martin, editors, Privacy Enhancing Technologies, Fifth International Workshop, PET 2005, Cavtat, Croatia, May 30–June 1 2005, volume 3856 of LNCS, pages 78–92, Springer Verlag.)」</p> <p>98 ページの「DNS ポイズニング方式、ハイブリッドフィルタリング方式のいずれも、今後の児童ポルノ情報の閲覧防止策として期待の持てる手法といえるが、どちらの方式にも一長一短あり、それぞれに解決すべき課題を抱えている。」以下の段落、また、次の「なお、別の視点として、適法なサイトやファイルが誤ってブロッキングの対象となってしまった場合の扱いについても併せて考えておく必要がある。」とあわせた部分は、課題の洗い出しが不十分です。</p> <p>前に述べたイギリスの IWF が Wikipedia をブロック対象とした問題では、児童ポルノと直接判断されたのは音楽レコードのアルバム記事で引用されていた当該アルバムのジャケット写真でしたが、ブロック対象にはジャケット写真にとどまらず、写真とは URL 上区別できるアルバムの内容を紹介する文章まで含まれていました。児童ポルノブロッキングの実務においては、DNS ポイズニングに限定されず、このようなオーバーブロッキングが行われるということが明るみになりました。IWF のブロッキング撤回前の説明では、サイト側でのブロッキング回避を予防するためにオーバーブロッキングすることが通例であるとのことでした。イギリスの ISP である Demon Internet の Clive D. W. Feather によれば (http://www.chiark.greenend.org.uk/pipermail/ukcrypto/2008-December/085789.html)</p>	

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>IWF のリストで画像の拡張子をもつものは 2004 年時点で 3%、2008 年 12 月時点で 32% に留まるとのことです。</p> <p>わが国の児童ポルノの定義が諸外国よりも幅広い面をもつことを考えると、ブロッキングを導入した場合に商業的児童ポルノサイトのみならず、全体としては適法かつ有用と考えられている大規模サイトに対してブロッキングが適用される可能性や、そのさいにオーバーブロッキングが行われる可能性は十分にあると考えられます。</p> <p>現時点でのブロッキングのリスト提供元として考えられるインターネットホットラインセンターは、(財)インターネット協会が警察庁からの受託事業として実施していますが、受託事業としての性格から委託元の警察庁から完全に独立した方針決定がなされることは考え難く、実際に「公序良俗に反する情報」の定義に関して警察庁の方針が色濃く反映されています。また、運営について、民間の第三者機関による監視があるわけではなく、透明性に欠けているといわざるをえません。ブロッキングの検討にあたっては、リスト提供元の運営の透明性の問題を避けるのは適切ではありません。</p> <p>99 ページ「次に、検索エンジンによる対応が考えられる。」以下のセーフサーチに関しては、セーフサーチは自動的にポルノ画像を画像検索結果から除外する技術ですが、完全にポルノ画像を除外するものではありません。また、児童ポルノを他のコンテンツと自動的に区別することは、ポルノ一般を他のコンテンツと自動的に区別することに比べると、はるかに技術的なハードルが高いと考えられます。セーフサーチをブロッキングの代替手段として検討することは、適切でないと考えられます。</p> <p>ただし、既存の検索サイトにおいては、通報ベースで個別の URL を検索結果から除外することはすでに行われており、例えば Google に対するイギリスの IWF からの通報については Chilling Effects Clearinghouse で確認できます(下記以外にも検索することで通報者が表示されない通報について知ることはできます)。</p> <p>http://www.chillingeffects.org/notice.cgi?sID=1161 http://www.chillingeffects.org/uncat/notice.cgi?NoticeID=3533</p> <p>また、検索サイトについては、サイトへのリンクを提供する文字検索と、サイト上の画像のサムネイル画像を検索サイトであわせて提供する画像検索では、後者では検索サイトからユーザーへ児童ポルノ画像が提供される場合があるため、問題を分けて議論する必要性があると考えます。</p> <p>4)「今後のインターネット上の児童ポルノ情報対策の方向性」</p> <p>100 ページ「精度の更なる向上のためには、事業者同士のほか、児童ポルノ問題に</p>	

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>取り組んでいる国内外の団体、警察などの行政機関との連携を強め、情報の共有を図っていくことが不可欠である」とありますが、運営上のオーバーブロッキングへの懸念から、透明性確保について言及する必要があると考えます(前述)。</p> <p>100 ページ「今後、海外における運用実態の調査研究をしつつ」については、単に海外のホットラインや法執行機関へのインタビューに留まらず、ISP 関係者やホットラインの運用とは独立した立場をとることのできる研究者等へのインタビュー等も含めて行われるべきと考えます。</p> <p>100 ページ「趣旨に賛同する ISP の協力を得て実証実験等を実施し、実際の効果や弊害を測定すること等の作業が不可欠である。」については、現状ではユーザーの選択の余地のない、あるいは、オプトアウトの形での実証実験には反対します。</p> <p>日本におけるブロッキングで起こりうる弊害についてはまだ未知数の部分が大きく、そもそも「実証実験」の段階ではないと考えます。もし実際にブロッキングを行う形での試験が行われるとしたら、それはオプトインの形式でなければならないと考えます。仮にオプトアウトの形で行われるとすれば、ISP の DNS のキャッシュサーバにおいてドメイン検索結果を匿名化した形でリストと照合するなどの形をとった非侵襲的調査が先になると考えます。</p> <p>また、オプトアウトもないハイブリッドフィルタリング方式の実証実験については、通信の秘密との関係が整理されていない現時点においては、いかなる形であれ実施に反対します。URL 単位での非侵襲的調査については、プロキシサーバのログを利用する方法も考えられますが、インターネットのブロードバンド利用が進んでいる現在では、携帯電話のネットサービスを除いて ISP のプロキシサーバを利用することもすでに一般的な利用形態とはいえないため、ログの照合にどれだけ意味があるかは疑問があると考えます。</p> <p>(インターネット先進ユーザーの会)</p>	
	125	<p>○ はじめに、児童ポルノは憎むべき犯罪であり、被害者の実在する児童ポルノ根絶にはもちろん、児童の健やかな成長を守るためにも賛成した上で、以下の問題点について言及する。</p> <p>1) 現在の児童ポルノに対する取組</p> <p>児童ポルノを「社会的法益を侵害する情報」と記載しているが、児童ポルノ規制はその作成の課程で発生する児童虐待を防ぐ「個人的法益」を目的とした規制である。</p> <p>従って、この「社会的法益」という記載がそもそも明確な間違いである。総務省のような、日本の情報通信を統括する省庁の官僚が、このような基本的な知識も持たず、公式な書類に記載することに危惧を覚える共に、訂正を求める。</p> <p>あくまで児童ポルノ規制は、「個人的法益の追求」「権利侵害を防ぐ」ためのものであ</p>	「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」第1条は、「児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ(中略)児童買春・児童ポルノに係る行為等を処罰する(中略)ことにより、児童の権利を擁護することを目的とする。」と規定し、児童の権利侵害という側面を重視しておりますが、同時に、同法は、児童を性欲の対象としてとらえることのない健全な社会を維持するという社会的法益の保護をもその目的としているものと考えられています。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>り、わいせつ物規制のような「社会的法益の追及」のためのものではない。</p> <p>3)今後とりうる手法</p> <p>諸外国に比べ、児童ポルノへの対策が遅れていると記載されているが、そもそも世界の中での日本発の児童ポルノの割合は、たったの0.97%であり、また、現行法でも十分な取締りが行われているし、実効性のある法律もある。</p> <p>諸外国との相対比較でこれを論じることがまずおかしいのであり、自国の現状を踏まえ、有効な対策が出来ていれば問題ない。</p> <p>あくまで法律は自国の利益を追求するのが目的であり、現状、日本よりも数十倍、児童ポルノの多い国に足並みを合わせる必要は無いものと考えられる。</p> <p>(a) DNSポイズニング方式</p> <p>問題点が的確に記載されている。特に、オーバーブロッキングは、わが国の憲法が保障する表現の自由を明確に侵害するものと考えられ、また、知る権利にも抵触する。</p> <p>(b) ハイブリッドフィルタリング方式</p> <p>やはり問題点が明確に記載されている。憲法で保障されている通信の秘密を明確に侵害するし、また単純所持が違法化されても、憲法が改正されない限り、児童ポルノ法の方が上位法優先の原則により違憲となる可能性もある。</p> <p>また、児童ポルノ法の中の条項にも国民の生活をむやみに侵害しないようにとの記載もあるため、現行憲法下では利用者が望まない限り、このようなブロッキングは行つてはならない。</p> <p>そしてそれは結局、フィルタリングとなんら変わりはない。「趣旨に賛同するISPの協力を得て実証実験等を実施し…」とあるが、そもそも総務省という公の官庁がこのような閲覧制限の音頭をとる事が「検閲」にあたる。</p> <p>また、民間事業者でももちろん、検閲の実施は違憲に当たるため、この実証実験の実施自体が違憲である。そして児童ポルノ規制は「被害児童の個人法益追及」のためのものなので、製造・販売を取り締まることは問題ないが、閲覧を規制することは「個人的法益の追求」を逸脱してしまうことも考えられる。</p> <p>そして、世界で最も日本の児童ポルノの適用範囲は広い(年齢が18歳未満と最も高く設定され、また、3号ポルノ条項により、定義が極めてあいまいになっており、さらに憲法で保障されている内心の自由を侵害しているとの指摘もある。)ため、この閲覧制限が戦前の治安維持法のような情報統制に利用される危険性は容易に考えられる。</p> <p>また、一部の団体は、保護法益の無い架空の児童の性描写があるものに対しても規制を要求している。</p> <p>これらのことからも、児童ポルノを通じた「第二の治安維持法」の危険性が考えられるためこれに強く反対する。</p> <p>「検閲」の容認や音頭とり、児童ポルノを「社会的法益」として捉えていることなど、他の項目に比べ、総務省の不勉強やバランスを著しく欠いたきわめて不適切な記載が本項目には目立つ。</p>	<p>したがって、インターネット上における違法情報の類型の整理にあたっては、たとえば名誉毀損情報や著作権侵害情報などと同じ情報類型としては取り扱われてこなかったものです。最終取りまとめ(案)においても、「被害児童が存在するため権利侵害の側面もある」と記載し、3の(2)において特に「児童ポルノの効果的な閲覧防止策の検討」と題した項目を立てた上、「被害児童保護の要請より、インターネット上の児童ポルノ対策は喫緊の課題」と位置付けて対策を検討しているとおり、児童ポルノに係る犯罪の権利侵害としての側面を否定ないし軽視しているものではありません。もっとも、同様の御指摘を多くいただいたことを踏まえ、児童ポルノに係る情報を社会的法益侵害情報と表記することは権利侵害の側面を否定しているとの誤解を与えるおそれが高いものと考えられますので、最終取りまとめ(案)において上記の趣旨の説明を追加することとします。</p> <p>また、ブロッキングについては、御指摘にあるように検討すべき課題が少なくない手法であり、今後、最終取りまとめ(案)にて提言されている民間の自主的枠組みの中で、海外での運用実態等のより正確な調査と、御指摘にある問題点も含めた十分な検討がなされることが望ましいと考えます。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		総務省の担当者は児童ポルノについてよく調査し、被害に在った児童の保護・法益を追求するという児童ポルノ規制の原則に立ち返った適切な記述を強く要求する。 (個人2)	
	126	○ 日本が児童ポルノ大国だとおっしゃいますが、それらを裏付ける情報はありますか？そちらの資料にあるシーファー大使の言い分は科学的根拠が皆無の特定宗教の価値基準を元にしたものです。 つまり全くのたらめに基づいて単純所持の犯罪化を求めていた訳です。 経済学で考えれば全ての人間は己の利害に基づいて行動するので、この支離滅裂な単純所持の犯罪化推進派にはそれぞれの利益が存在するのでしょうか。 しかしそれら利益を全て鑑みても民主主義の根幹を破壊する思想犯罪の公認による不利益は甘受できません。 よって単純所持犯罪化には反対です。 (個人 19)	児童ポルノの単純所持の禁止及び擬似児童ポルノの規制の当否については、検討会における議論の対象外です。
	127	○ これらの一一番の利害関係者である小中学生に対して、この児童ポルノ単純所持犯罪化と情報統制の論理的な賛否を討論したらよろしいのではないかでしょうか。 これらのものが小中学生に取って真に価値あるものならば彼らであっても論理的な賛成意見を提出してくれるでしょうから。 逆に論理的な反対意見が出るならば、それはそれで彼らには論理的思考能力があることの証明になりますしね。 (個人 54)	児童ポルノの単純所持の禁止及び擬似児童ポルノの規制の当否については、検討会における議論の対象外です。
	128	○ 96 ページ「諸外国における取組みと比較しても遅れている面があることは否めない」と記されていますが、94 ページの「(a) 諸外国における児童ポルノの定義」に日本における児童ポルノの定義について記されていません。 既にご存じだと思いますが、日本における児童ポルノの定義は「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したもの」と諸外国と比較しても曖昧な定義となっています。 この表現だと、18 歳未満の人間(性別関係なし)のほぼ全ての写真類を児童ポルノと定義することができます。 具体例を挙げれば、グラビアアイドルの公式 Web ページやファンサイトのみならず家族写真を公開した Web ページまで児童ポルノと定義されかねず、範囲は非常に幅広いです。 定義が非常に曖昧であるため、思いもよらない Web ページが児童ポルノとしてブロッキングされてしまう可能性があるのです。 96 ページに記されているような諸外国に準じる規定にするのであれば、その前に児童ポルノの定義を「性行為または性的類似行為」に限定すべきだと思います。 (個人 22)	最終取りまとめ(案)で述べているとおり、「『児童ポルノ』の定義については立法措置等により、可能な限り明確化・客觀化が図られることが望ましい」と考えますが、具体的にどのように定義すべきかは検討会の議論の対象外です。なお、ブロッキングの手法を検討するにあたり、児童ポルノ情報以外の適法な情報がブロッキングの対象になることがないようにすることは重要な課題と認識しています。
	129	○ 日本における児童ポルノ、あるいは児童ポルノサイトの総数は、人口が一億人以上	児童ポルノの単純所持の禁止及び擬似児童

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>と多く、カメラ付き携帯電話が数千万機単位で普及し、その上、極めてIT化が進んでおり、児童の総数と撮影機器が極めて多く、しかもその撮影機器から直接的に画像や映像がネット等に配信される状況が作り出されているにも関わらず、国際的に見て、極めて少ないことが、客観的な様々なデータから明らかになっている。日本の児童ポルノ禁止法の定義する年齢が、十八歳未満と高いことや、児童ポルノそのものの定義が、海外諸国に比べずっと広く、多くの画像や映像が児童ポルノ扱いされうる法律上の条文と併せて考えると、まさに特筆すべき成果と言え、完璧に近い児童ポルノ被害の抑制に成功していると言える。</p> <p>規制を進めているアメリカ等の諸国の方が遙かに「児童ポルノ大国」であるという事実は、現行法以上の規制強化は、児童ポルノの抑制に何の成果ももたらさないばかりか、いわゆる情報と刑事的責任性の原則を崩壊させ、市民生活と獄を極めて近接化するというような不利益しか生み出さないということを示している。欧米流の規制強化に追随する意味は全くないと言える。</p> <p>また、児童ポルノ閲覧禁止、いわゆるブロッキング導入措置については、海外で、既に、「児童ポルノをブロッキングしたつもりが、その大多数が全く関係のない一般サイトだった」というような実務的な問題が発生しているのが確認できる他、閲覧が犯罪として定められていない日本において、情報を見ること自体を禁止するのは完全な超法規の方策で、検閲であるという問題を挙げることができる。また、どこまでが「児童ポルノか」の基準を、一方的に当局やブロッキング担当機関に委ねることになるので、常に恣意的な判断による検閲の危険と直面しなければならないという危険性もあり、到底賛同することはできない。</p> <p style="text-align: right;">(個人 24)</p>	<p>ポルノの規制の当否については、検討会における議論の対象外です。</p> <p>ブロッキングについては、オーバーブロッキングの問題及び閲覧規制対象の選択の主体やその方法などの課題を抱えていることは御指摘のとおりであり、今後、最終取りまとめ(案)にて提言されている民間の自主的枠組みの中で、十分な調査検討がなされることが望ましいと考えます。</p>
	130	<p>○ 今回の取りまとめ案では、児童ポルノサイトに対するブロッキングについて言及していますが、児童保護を最大の目的とする児童ポルノ法において、営利、提供目的の所持ならともかく、単純所持禁止や情報のブロッキングなどは、実際に虐待を受けている児童の保護に対しては効果が薄いと思います。そればかりか実際の加害者でもない人々までがいわれのない不利益を被る可能性も大きいため、これら規制は必要ないと思います。</p> <p>また、海外における児童ポルノの扱いについては、他国との検査協力が一定の成果を上げていることから、今後も密な検査協力を続けることが最も効果的だと思います。</p> <p>児童ポルノの扱いについては国によってかなり意見が割れています。一部の国や地域からの要請にのみ耳を傾けるのではなく、国内状況や発生件数など、あらゆる事案に注視する必要があります。また一部の異常な嗜好による犯罪と決めつけるのではなく、力の強いものが弱いものを虐げる犯罪であると認識するべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">(個人 27)</p>	<p>ブロッキングを含めた海外における児童ポルノ対策の実態やブロッキングの実施による効果・弊害等については、今後、最終取りまとめ(案)にて提言されている民間の自主的枠組みの中で、より正確な調査研究が実施されることが望ましいと考えます。</p>
	131	<p>○ 児童ポルノ対策については今以上の規制は一切必要ない。特に単純所持規制・創作物規制のような情報・表現に関する国民の基本的な権利を侵害する危険な規制は</p>	<p>児童ポルノの単純所持の禁止及び擬似児童ポルノの規制の当否については、検討会におけ</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>導入するべきでない。</p> <p>よく言われている日本は児童ポルノ大国だ というのは、デタラメである。</p> <p>イタリアの児童保護団体《テレフォノ・アルコバレーノ》<http://www.telefonoarcobaleno.org/> の統計を抽出してみるとよく分かる。</p> <p>— 児童ポルノサイト国籍別利用者数 —</p> <p>【2004年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①アメリカ 32.71% ②ドイツ 5.72% ③ロシア 3.93% ④日本 3.59% ⑤フランス 2.52% ⑥イタリア 2.25% ⑦オランダ 1.94% ⑧スイス 1.57% ⑨ポーランド 1.55% ⑩イギリス 1.54% ⑪カナダ 1.26% ⑫ベルギー 1.19% ⑬ブラジル 1.16% ⑭オーストラリア 1.07% ⑮メキシコ 1.06% ⑯オーストリア 0.85% ⑰スウェーデン 0.77% ⑱デンマーク 0.59% ⑲スペイン 0.28% <p>……そして3年後。最新のデータ。</p> <p>【2007年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①アメリカ 22.82% ②ドイツ 14.57% ③ロシア 8.39% ④イギリス 7.02% ⑤イタリア 6.14% ⑥フランス 3.56% ⑦カナダ 3.16% ⑧スウェーデン 2.94% ⑨スペイン 2.05% ⑩日本 1.74% ⑪ポーランド 1.66% ⑫オランダ 1.65% 	<p>る議論の対象外です。</p> <p>最終取りまとめ(案)は、児童ポルノ情報に対する民間の自主的取組の選択肢の一つとしてブロッキングの手法を提言しているものであり、公的機関が主体となって実施することや民間にその導入を法的に義務付けることは提言していません。また、ブロッキングについて、オーバーブロッキングなど表現の自由との関係で課題があることは御指摘のとおりであり、今後、最終取りまとめ(案)にて提言されている民間の自主的枠組みの中で、十分な調査検討がなされることが望ましいと考えます。</p> <p>また、国の関与の在り方は、表現の自由等を踏まえ、慎重に対応すべきとの認識は共有しています。なお、インターネットが正体を完全に隠せるものではないとの御指摘については、御意見として承ります。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>⑬オーストラリア 1.58% ⑭ブラジル 1.35% ⑮スイス 1.29% ⑯ベルギー 1.15% ⑰オーストリア 1.09% ⑯メキシコ 0.80% ⑯デンマーク 0.80% ⑳中国 0.15%</p> <p>ご覧の通り、ここ3年で日本の児童ポルノユーザーは半減していたことが判明している</p> <p>日本も単純所持規制しろと主張しているアメリカの方こそ児童ポルノ大国であり、海外は性暴力の少ない日本を見習うべきである。</p> <p>よって、表現規制派連中が、参照元や資料をはっきり示さずに“日本の児童ポルノ犯罪がここ3年で急増！日本は児童ポルノ大国！”と喧しくわめき続けている論調は、誠に信憑性が低く、ウソ同然の吹聴である、と断言する。</p> <p>日本の人口、ネット普及率、ウェブサイト数を考えれば、むしろ不健全なくらい少ないとも言える。また日本の女性は欧米人のそれと比べると「童顔」で、しかも「設定としての児童（未成年）」も多いので（18歳以上の女性がセーラー服を着てビデオに出るなど）、児童人権団体のバッシングは勘違いも相当数含まれている。</p> <p>アメリカでは毎年数千人の規模で児童の行方不明が起きているというし（日本では1～2人行方不明になっただけで連日大騒ぎになる）、質量ともに、「日本人のモラルだけがなってない」などといわれる筋合いは全くない。</p> <p>更に現行法でも十分すぎるほど規制範囲が広すぎる。これ以上のこと（新たな規制拡大）に反対する！18歳未満の意思是関係なく行政や取り締まる警察の判断で18歳未満の衣服をつけてない写真を撮影しただけで（児童ポルノ法違反）で逮捕され（性犯罪者）のレッテルを貼られて社会的に抹殺される現状でも異常である。</p> <p>更に2004年の同法改正で（単純製造罪）が新設されたことにより自分のセルフヌードをインターネットに投稿した少女の方が摘発されている。</p> <p>これは国家による少女への人権侵害であり、このような（少女を守る法律で少女を裁く罰則規定）は今すぐにでも廃止すべきである。</p> <p>例え18歳未満のポルノであろうと、情報の単純所持や単なる情報アクセスではいかなる被害も発生しない。（一例として戦争の虐待記録を持っているだけで人権侵害の継続にならない）現行法でも、インターネット上であるか否かに関係なく、提供及び提供目的の所持まで規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は見過ごすことは出来ない。</p> <p>最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはならない</p> <p>ブロッキングによる検閲には絶対に反対！</p>	

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	132	<p>総務省なり警察庁なりの下心はブロッキングサイト指定機関への天下りにあるのだろうが、総務省なり警察なり天下り先の検閲機関・自主規制団体なりの恣意的な認定により、全国民がアクセスできなくなるサイトを発生させるなど、絶対にやってはならないことである。例えそれが何であろうと、情報の単純所持や单なる情報アクセスではいかなる被害も発生し得ないのであり、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由(知る権利・情報アクセスの権利)や通信の秘密、検閲の禁止と言った国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないブロッキングも また導入されてはならない規制の一つである。</p> <p>今日ではゲーム・漫画・映画業界などの自主規制によりインターネット上でしか発表・流通の機会を持たない表現物が既に多く存在しているのであり、ブロッキングのような規制は、例え事後規制だようと、ゲーム、漫画、映画などの表現物の発表・流通そのものを完全に抑制しかねないものであり、やはり検閲に該当すると考える</p> <p>また表現物だけでなく 近年のテレビ、新聞等は政府に都合の悪い法律のニュースを殆ど報道しない傾向にあり、今日では法律ですら インターネット上でしか知る機会がない場合も少なくない。</p> <p>一例として共謀罪のような2人以上で会話しただけで逮捕される法律がテレビのニュースで報道されないのは異常である。確かに何度かはテレビで報道されたこともあるが、非常に規模が少なかった。国籍法改正もテレビ、新聞が取り上げないのは異常である。</p> <p>ブロッキング検閲は、創作物の発表の場を奪うだけでなく 政府に都合の悪い情報を国民が知る機会を奪うものであり 間違いなく日本を1940年代の戦前のような体制に戻す恐ろしい政策であり 絶対に見過ごすことは出来ない！！！</p> <p>インターネットは正体を完全に隠して悪事ができる無法地帯ではない。</p> <p>例えれば、学校や社内のいじめでは物的証拠が残らないケースが大半なので、加害者側が自分の責任を認めない場合が多々あるにしても、掲示板などで誹謗中傷を行えばその書き込みが記録されるだけでなく、IPアドレスも記録される。つまり、物的証拠がはっきりと残る。しかるべき手続きを行えば、そのIPアドレスからどこに誰が 加害者かを特定することも可能。悪性情報をネット上に提示している場合でも同じで、現実の社会よりも容易に特定することが今は可能となっている。</p> <p>日頃のインターネット掲示板などへの犯行予告した人が逮捕されているということは、現行の法律が十分に機能している証拠である</p> <p style="text-align: right;">(個人 29)</p>	
	132	<p>○ P94 に問題箇所あり。 >(a)諸外国における児童ポルノの定義 アメリカがマンガなどのイラストも規制している事になっています。18U.S.C.2256 条では「実在児童と見分けのつかない」ものと明確にマンガやアニメを除外しており、ミスリードが行われています。</p> <p style="text-align: right;">(個人 59,66)</p>	<p>御指摘を踏まえて適切な表現に修正させていただきます。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	133	<p>○ ブロッキングの導入のことに書かれているが情報の単純所持や單なる情報アクセスではいかなる被害も発生し得ないのであり、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由(知る権利・情報アクセスの権利)や通信の秘密、検閲の禁止と言った国民の基本的を権利を侵害するものである故ブロッキングを入れるのはおかしいものである。実証実験すらするべきではないことなのに青少年のためになるといいだすのはおかしなことである。</p> <p>(個人 31)</p>	<p>最終取りまとめ(案)は、児童ポルノ情報に対する民間の自主的取組の選択肢の一つとしてブロッキングの手法を提言しているものであり、公的機関が主体となって実施することや民間にその導入を法的に義務付けることは提言していません。また、オーバーブロッキングなど表現の自由との関係で課題があることは御指摘のとおりであり、今後、最終取りまとめ(案)にて提言されている民間の自主的枠組みの中で、十分な調査検討がなされることが望ましいと考えます。</p>
	134	<p>○ プロバイダ等によるブロッキング制度は、制度の目的・範囲を超えてネット上の情報を遮断してしまう傾向があることは、イギリスやフィンランド、スウェーデン、オーストラリア、中国などブロッキング制度を導入している各国で、ブロッキングするサイトのリストが膨大なものになり、違法情報と無関係な合法的なサイトが大量に遮断されて問題になっていることからも明らかです。制度運用に構造的な欠陥があるので、日本に導入するべきではありません。</p> <p>日本でもオンライン監視団体にはさまざまな通報がよせられていますが、そのほとんどが違法性のないサイトに対するただのクレームです。実際のブロッキング制度の運用では遮断されたサイト管理者や利用者からの抗議が届きにくくなり、表現の自由は一方的に妨害されることになってしまいます。</p> <p>そもそも「有害情報」という用語は法律に基づくものではなく、対象となる範囲が不正確なので、このような対応を考える上で使用するべきではありません。</p> <p>(個人 43)</p>	<p>ブロッキングの海外における効果、弊害その他の運用実態については、今後、最終取りまとめ(案)にて提言されている民間の自主的枠組みの中で、より正確な調査研究がなされることが望ましいと考えます。</p> <p>なお、御指摘の後半部分については、御意見として承ります。</p>
	135	<p>○ 全体において、児童ポルノを過大に主要な論点にしようと見受けられる。しかし、現状の法に背く物を優先的に論議を行うべきであり、様々な問題のある閲覧防止策は今のところ行うべきではないと考える。</p> <p>(個人 44)</p>	<p>最終取りまとめ(案)にするとおり、インターネット上に児童ポルノ画像等を掲載する行為は児童ポルノ公然陳列罪(児童ポルノ規制法第7条第4項)に該当するものであり、現行法上も違法となります。</p>
	136	<p>○ P22:b)社会的法益侵害情報への対応 (ア)社会的法益侵害情報の実態 P91:(2)児童ポルノの効果的な閲覧防止策の検討 P96:3)今後とりうる手法</p> <p>これら等に書かれる、児童ポルノへのこれ以上の規制及びネットへのブロッキング実行に反対する。もちろん、児童ポルノは許されることでなく、それらへの対処は十分必要なのであるが、だからと言って捜査権の乱用や情報、思想統制の危険を冒して良いわけではない。それは、児童ポルノ規制の単純所持規制等によるこれ以上の規制強化は、冤罪並びにネット利用に無用のリスクを及ぼしかねない。単純所持禁止では間違ってネット上で閲覧しただけで、警察捜査が及びかねないので。配布及び配布目的</p>	<p>児童ポルノの単純所持の禁止及び擬似児童ポルノの規制の当否については、検討会における議論の対象外です。</p> <p>また、児童ポルノ規制法は、児童の権利の保護とともに、児童を性欲の対象としてとらえることのない健全な社会を維持するという社会的法益の保護をもその目的としているものと考えられますが、最終取りまとめ(案)においても、「被害児童が存在するため権利侵害の側面もある」と記載し、3の(2)において特に「児童ポルノの効果</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>の所持禁止が既にあり、現行でも対応できる。</p> <p>また、これらへの規制は社会的法益でなく、個人保護が目的のはずである。麻薬等と違い、直接的悪影響の客観的科学的な証明がない以上、勝手な法律の解釈変更は許されない。</p> <p>さらに、海外の規制要求はあくまで実写的なCGIに対してであるが、創作物規制は実際上の被害が存在しない。</p> <p>それと、IWF等の児童保護、ネット監視団体によると、日本のネット上の児童ポルノは全体数からも日本でのネット普及率から鑑みても少ない。また、児童への性犯罪被害、児童ポルノの流布数はアメリカやドイツなど強力な児童ポルノ規制を持つ各国に比べ日本は少ない。であるのに社会的法益を名乗り規制強化を図る理由は理解したい。</p> <p>ついで、ネットの有害情報に対するブロッキングは民間、国家等管理者にかかわらず、通信の秘密、知る権利への侵害及び検閲であり憲法に反する。児童ポルノすら、見るだけではいかなる実害も発生しない。拡散への対策は配布所持禁止で十分対応できる。</p> <p>さらには、児童ポルノと関係のないものまでブロッキングしてしまう恐れがあり、思想や情報統制の危険すらある。必要なのは新たな法律ではなく、被害を受けた者に対するケア、調査などする組織強化である。</p> <p>以上によりこれらに反対し、保護法益としての面からの強化を求める。</p> <p style="text-align: right;">(個人 45)</p>	<p>的な閲覧防止策の検討」と題した項目を立てた上、「被害児童保護の要請より、インターネット上の児童ポルノ対策は喫緊の課題」と位置付けて対策を検討しているとおり、児童ポルノに係る犯罪の権利侵害としての側面を否定ないし軽視しているものではありません。</p> <p>また、ブロッキングについては、通信の秘密や表現の自由などの法的問題やオーバーブロッキングなどの課題を抱えていることは御指摘のとおりであり、今後、最終取りまとめ(案)にて提言されている民間の自主的枠組みの中で、十分な調査検討がなされることが望ましいと考えます。</p>
	137	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童ポルノ対策については、民間の自主的取り組みとして、ブロッキングという手法がとられることが検討されている。このことは、実在する子どものポルノをインターネットで拡大させないという理念のもとで行われるために、一定、評価できる。しかし、ブロッキングされたデータが、真に「児童ポルノ」だったのかどうかをチェックする機関が必要ではないか。あるいは、データをブロッキングされたことを不当に思うユーザーからの苦情を処理する機関が必要であろう <p style="text-align: right;">(ジャーナリスト)</p>	<p>最終取りまとめ(案)に賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお、最終取りまとめ(案)において、ブロッキングの対象となったユーザーからの反論を受け付け、必要に応じて規制対象リストから除外する仕組みの必要性に言及しております。</p>
	138	<ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的被害者の存在する児童含む猥褻画像に関しての取り締まりは進めるべきであるが、漫画等創作物について検討されている(児童含む)猥褻画像等の単純所持については、その適用範囲を指定することは極めて困難で実効性に乏しいと同時に、見せしめや冤罪に繋がる恐れがある。また、ハイカルチャーとの境界も曖昧であり、表現の自由を抑圧する恐れがあるため、軽々に実施すべきではないと考えます。 <p style="text-align: right;">(個人 74)</p>	<p>擬似児童ポルノの規制の当否については、検討会における議論の対象外です。</p>
	139	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット上における児童ポルノの流通に対しては現行法の提供罪で十分対応が可能であり、尚且つ機能しているためにこれ以上の厳罰化は必要がない。 <p>法律としては流通に関して言えば、上記で言ったように提供罪で取り締まる事が可能であるため、これは単に警察の怠慢でしかない。</p> <p>また単純所持罪や取得罪を新設する事はそれこそ上記における海外の事例をみて</p>	<p>児童ポルノの単純所持の禁止及び擬似児童ポルノの規制の当否については、検討会における議論の対象外です。</p> <p>また、ブロッキングについては、オーバーブロッキングなどの課題を抱えていることは御指摘のとおりであり、今後、最終取りまとめ(案)にて提言されている民間の自主的枠組みの中で、十分な調査検討がなされることが望ましいと考えます。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>も冤罪や別件逮捕の温床となる危険性があり、さらに言えば、これ等の規制が行われているアメリカやカナダ等においてはいまだ高い犯罪率がみられ、これ等の規制が効果があがっているのかすら疑問があり、これ等を導入する事は無駄な混乱や冤罪の犠牲者を生む結果を招く事にもなりかねないため規制の強化には反対する。</p> <p>そして何より日本においては児童買春や強姦等の犯罪も他国に比べると犯罪率が低いため、効果が上がっているかすら怪しく、冤罪の危険性が高く、更に言えば現状ですら高い犯罪率がみられる他国の規制を真似る必要などドコにもない。</p> <p>そして P94にマンガ等をあげているが日本における児童ポルノ禁止法はあくまで児童の権利を守るための法律であり、実在しないキャラクターについては含まれないのは当たり前の話である。</p> <p>何より漫画やアニメ等が犯罪に影響したなどと言う科学的なデータは現状存在しない。</p> <p>良く取り上げられている漫画等の危険性と言う話については強力効果論に基づいたものばかりであり、全くのデマカセである。</p> <p>また上記の文ではアメリカでもイラスト等の規制が行われているように書かれているが、実際には 2002 年を初めとした裁判で違憲判決が数度出ているため、児童ポルノの範囲としてはその対象に含まれない。</p> <p>このような一文を書くこと自体、日本と言う国家としてあるまじき行為であり、尚且つミスリードを招くので訂正していただきたい。下手をすれば国際問題ものである。</p> <p>そして何よりあくまで風紀を取り締まる法律ではなく、児童の権利を守る法律であることを強調しておく。</p> <p>それとブロッキングについて言えば、上記のウィキペディアにおいてのイギリスの例をみると児童ポルノの名を冠した、検閲のツールに使われる危険性があること、またフィルタリングで指摘した問題と同じように、他の関係ない情報まで遮断されてしまい知る権利すら奪われてしまう危険性があること、更に言えば特定の URL にアクセスできると言う特性を生かし、政府にとって不都合な情報を遮断するツールとして機能しかねず中国の金盾のような運用がされかねない事、また天下りの温床になる危険性など余りにも問題点が多すぎるためこれ等についても反対する。</p> <p style="text-align: right;">(個人 35)</p>	おりであり、今後、最終取りまとめ(案)にて提言されている民間の自主的枠組みの中で、十分な調査検討がなされることが望ましいと考えます。
	140	<p>○ 「欧米諸国では、すでに販売や提供等の目的のない児童ポルノの単純所持自体が犯罪化されるに至っており、単純所持を処罰の対象としていない我が国に対して、いつそうの規制強化を求める声も上がっている。」とあるが、そもそも諸外国とは児童ポルノの範囲が異なる。単純所持を規制するのであればその範囲も諸外国と準じるべきである。</p> <p>更に、警察機関による不当捜査や違法操作、更にそれを許容するかのような司法当局の判断といった大問題も頻発しており、司法当局の暴走を食い止める手段の確保が大前提となる。</p> <p style="text-align: right;">(個人 23)</p>	児童ポルノの単純所持の禁止及び擬似児童ポルノの規制の当否については、検討会における議論の対象外です。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	141	○ 「2007 年に内閣府が対面で行った調査によれば、児童ポルノの単純保持について「規制すべき」、「どちらかといえば規制すべき」との意見が計 90.9%に達しており、一般国民の児童ポルノに対する問題意識は高まっている。」とあるが、問題の多い調査であり、そもそも対面調査で破廉恥な内容を聞き取ればバイアスがかかることは社会学上の常識である。事実上価値のない無意味な統計に過ぎず、公文書で持ち出すにはあまりにも根拠薄弱である。 (個人 23)	児童ポルノ問題に関しては、その実態等につき、より正確な調査を期すべきと考えており、調査手法の問題点についての御指摘は、今後の参考とさせていただきます。
	142	○ シーファーアメリカ駐日大使の寄稿は、根拠が示されていない言いがかりに近い内容であり、このような戯言を根拠に持ち出すのであれば、まずその必要性について科学的・疫学的・統計学的・犯罪学的・法学的な根拠を明示すべきである。 (個人 23)	御指摘の寄稿は、海外から児童ポルノについての対策強化を求められている一例という趣旨で紹介したものです。
	143	○ 「インターネット上には、児童ポルノ画像などの情報が多数流通しているのが現状である。」とあるが、我が国の児童ポルノの範囲は極めて広範であり、必然的に流通についてもカウントが大きくなる。諸外国との比較を持ち出すのであれば、まず児童ポルノ法を改正し、その基準を諸外国のそれに合わせることが急務である。 (個人 23)	現行の児童ポルノ規制法における定義の当否については、検討会における議論の対象外ですが、今後、諸外国における児童ポルノ対策の実態等について調査研究を進めるにあたっては、国ごとの児童ポルノの定義の違いについては十分に留意する必要があるものと考えます。
	144	○ 91 ページ目以降から、児童ポルノの閲覧規制の方式について多くのページが割かれているが、これも無駄と言わざるを得ない。92 ページ目に下記の一文がある。 「被害児童保護の要請より、インターネット上の児童ポルノ情報対策は喫緊の課題ということができる。」児童を守るために規制なのだから、「被害児童の保護」をするほうが最優先かつ喫緊であるのは自明ではないか？出発点からして間違っていると思うが、その後の技術的方法論なども税金の無駄遣いである。以下にその理由を述べる。 インターネット上有る違法サイトは児童ポルノだけではない。ウィルスを散布するサイト、銀行等の信用情報を抜き取るフィッシングサイトなど、その形態は多種多様に渡る。このような、インターネットそのものを破綻させかねないサイトへの対策の歴史は長いが、ここに述べられたような方法でアクセス遮断を行なって効果が出たという話はあまり聞かない。何故かといえば、これらの違法サイトは、ウィルスなどによって乗っ取られた個人のパソコンなどを使って構築されていることが多いからである。これらをアクセス遮断で規制しようと、ウィルスに引っかかる者がいる限り無限に新サイトが現れる。このため、その上位プロバイダによる「一時的切り離し」以外のアクセス遮断を行なったという話をほとんど聞かない。犯罪をやるなら盗難車を使うのは違法組織の常識であり、無防備なサイトやパソコンを乗っ取るのは車を盗むより遥かに容易である。児童ポルノサイトであろうが、ウィルス散布サイトであろうが違法サイトなのは同じである。ウィルス散布サイトに対して有効性が認知されていない対策が、児童ポルノサイトに対して有効とは到底思えない。むしろ、先日の英国の「Wikipedia 遮断事件」のようなトラブルの元にしかならない。違法サイトの駆逐は目的ではなく手段である。手段にと	インターネット上に児童ポルノ情報が流通し、不特定多数の人間の閲覧しうる状況に置かれ続けていることは、児童にとって大きな打撃となりうるものであり、そのような状況を解消することは、被害児童の保護の見地から非常に重要と考えます。 また、違法サイトを自動的に探索する手法についての御指摘は、今後の参考とさせていただきます。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>って重要なのはイデオロギーではなく、有効か否かである。</p> <p>唯一、科学的に有効な方法は、51 ページ目で述べられた方法、国際的な「児童虐待映像データベース」を構築し、この情報に基づいて、クローラー等の自動巡回ロボットが探索を行ない、違法サイトを発見することである。データベースの内容が流出などしないよう万全を期すべきではあるが、現在主流の人力検索よりも効率的になる可能性が高い。また、「先に問題の画像を登録しておいてパターンマッチングをする」という方法は、大手ビデオ投稿サイトなどで著作権侵害コンテンツの検出に使われている方法であり、実績もある。</p> <p>(個人 41)</p>	
	145	<p>○ 児童は、家族の言うことを聞くしかない。しかし、児童虐待の多くのケースにおいて、加害者は家族である。家庭内の問題について、児童が親に秘密で訴えることの出来る窓口を作ったほうがよいのではないか？</p> <p>報告される家庭内問題の多くは、単なる児童の我慢かも知れないが、そのようなときには、児童のほうを説教すればいい話である。窓口にはプロの担当者を置いて秘密厳守で相談にあたる。学校教師は、窓口の連絡先情報の周知や問題を抱えている児童の発見には努めるが、問題に深入りはしない。このような家庭の問題を相談できる「子供相談窓口」のようなものは既にあるのかも知れないが、少なくとも私自身が児童であった 1980 年代には、そのような情報は無かった。こういった社会インフラを構築し、学校などでもその存在を周知させ、児童虐待などの深刻な問題を見つけやすい仕組みを作ること、それが本当に「児童を守る」ということではないか？ これは、古い時代には存在したであろう、地域社会や親戚といった相談先を代替するものである。</p> <p>(個人 41)</p>	<p>最終取りまとめ(案)はインターネット上の違法・有害情報への対応に関するものであり、頂いた御意見は検討の対象外と考えます。</p>
	146	<p>○意見：</p> <p>児童ポルノ対策について今以上の規制は必要なく、児童ポルノを理由とした新たな規制、特に情報・表現に関する国民の基本的な権利の重大な侵害となる単純所持規制・創作物規制の検討に反対する。やはり情報・表現に関する国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないブロッキングについても、その実証実験すらるべきではない。</p> <p>理由：</p> <p>例えそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持や単なる情報アクセスではいかなる被害も発生し得えない。現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持まで規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許され得ないのである。そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること 자체、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはならないことである。海外サーバーの児童ポルノコンテンツについても、児童ポルノの提供が罪になっていない主要国もないであろうから、日本の警察なりが海外</p>	<p>児童ポルノの単純所持の禁止及び擬似児童ポルノの規制の当否については、検討会における議論の対象外です。</p> <p>また、ブロッキングの手法は、表現の自由など憲法において保障されている基本的人権との関係でも課題があること、海外において生じている弊害等にも留意すべきであることは御指摘のとおりであり、今後、最終取りまとめ(案)にて提言されている民間の自主的枠組みの中で、十分な調査検討がなされることが望ましいと考えます。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>の捜査機関に協力すれば良いだけの話である。例え児童ポルノだろうが、新たな思想犯罪を作り、国民の情報・表現・思想等々の最も基本的な精神的自由と安全を脅かす理由には全くならない。児童ポルノ規制について何か検討することがあるとしたら、今ですら曖昧に過ぎる児童ポルノの定義の厳密化のみである。</p> <p>また、ブロッキングについても、総務省なり警察なり天下り先の検閲機関・自主規制団体なりの恣意的な認定により、全国民がアクセスできなくなるサイトを発生させるなど、絶対にやってはならないことである。例えそれが何であろうと、情報の単純所持や単なる情報アクセスではいかなる被害も発生し得ないのであり、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由(知る権利・情報アクセスの権利を含む)や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないブロッキングもまた導入されではならないものである。</p> <p>対面調査で回答の誘導を行うなど有害かつ悪質な世論操作がそこら中で行われた、全く信用できない今年1月の内閣府の調査をあげ、国民の問題意識が高まっているとしたり、サイバー犯罪条約について未批准であることや児童ポルノ規制に関しては留保条項もあることを明記していなかったり、欧米キリスト教諸国の中でも狂った規制のみを例に挙げていたり、インターネット・ホットラインセンターにおける通報件数のみを使って日本における児童ポルノ事件数が多いかの如き印象を与えようとしたりと、この部分における、悪辣な印象操作・欺瞞も枚挙にいとまがない。</p> <p>さらに、第92～93ページの、「1)現在の児童ポルノに対する取組」の、児童ポルノを思想犯罪化し、国民の情報・表現・思想等々の最も基本的な精神的自由と安全を脅かして良いかの如き記載に至ってはもはや絶句するしかない。この文章を書いた役人は完全に気が狂っているとしか思えない。</p> <p style="text-align: right;">(個人 28,33)</p>	
	147	<p>○ 諸外国の児童ポルノの定義を見るにつけ、現在国会において議論されている日本での児童ポルノの定義には問題が多いと感じます。海外においては明確に、児童による性行為や性器、もしくは疑似的な性行為が描かれているものとして定義されています。日本では、18歳未満の、“衣服の全部または一部を脱いでいる”ものとして審議されていますが、線引きが非常にあいまいで無用の混乱を招き、表現の萎縮をもたらすものであると考えます。また、すでに国会議員の中からの指摘もあるように、これを取り締まる警察において恣意的に運用される危険性も考えられます。日本における児童ポルノの定義も、諸外国同様充分に明確化されるべきです。</p> <p>ところで、海外で言うポルノに当たるものは、日本では対象が児童であるか如何にかわらず“わいせつ物”としてそのほとんどがすでに違法化されているものあります。日本の規制が遅れているというのは誤りであるとも考えます。</p> <p style="text-align: right;">(個人 75)</p>	<p>最終取りまとめ(案)で述べているとおり、「『児童ポルノ』の定義については立法措置等により、可能な限り明確化・客觀化が図られることが望ましい」と考えますが、具体的にどのように定義すべきかは検討会の議論の対象外です。なお、今後、諸外国における児童ポルノ対策の実態等について調査研究を進めるにあたっては、国ごとの児童ポルノの定義の違いについては十分に留意する必要があるものと考えます。</p>
	148	<p>○ IWF が“児童ポルノである”と強弁し、日本の成人グラビアアイドルの URL サイトが Google 社による検索結果から削除された事例や、過去に発売されたロックバンドの CD 画像を児童ポルノであると強弁しその画像が掲載された Wikipedia を有害サイトとして</p>	御意見として承ります。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>ブロッキングしている事実が存在している。</p> <p>建前上は民間の団体であっても、行政や特定の宗教による強制力が強い団体では同様の事態が起こりうることを端的に示唆しており、我が国のインターネット・ホットラインセンターも事実上警察庁傘下であり、全く同根の問題を抱えており、不適切である。</p> <p>こういった明らかに恣意的な表現規制を許容する余地を残したままで情報規制を行うとしている現状こそが“検閲”との誇りを受ける最大の理由であり、まずそれを解消すべきである。</p> <p>(個人 23)</p>	
	149	<p>○日本では児童ポルノは氾濫していない。児ポサイト数もG8中最小。現行でも逮捕者続出で厳格すぎるほど。全部権勢力拡大を狙う役人たちの自作自演によるウソ八百。</p> <p>日本より児ポ被害が500倍にものぼるアメリカの間違ったポルノ法律制度を、なぜ内政干渉してくる海外相手に言われるがまま取り入れなければならないの？児童保護には無意味だったり逆効果だったり、はたまた免罪逮捕や濡れ衣削除が続出しているじゃないの。</p> <p>「ジーザスクライストは世界の正義！U.S.A.イズナンバーワン！漫画も禁止だ裸も逮捕だ、ヒヒッ、ゲームも徹底追放だヒヒヒッ！単純所持処罰だ！逮捕だ！投獄だ一つ！クエーケケケケケケー!!!」と、アメリカや欧米諸国が狂気の沙汰で振り回してゐる“二次三次児童ポルノブロッキング・保持処罰”という巨大な刀が、ますます市民の安全を脅かして更なる混乱へ陥れてるだけで、児童保護にはまるで逆効果だっていう明らかな統計結果が弾かれているといふのに、「ねーえーアレかっこいーいー！ウチも欲しいったら欲ーしーい!!ワーンじたばた！」とダダこねる日本ユニセフやら公明党の喚き声なんぞズバッと斬り捨て、現行法でピシッと対処すればよいだけの話。</p> <p>むしろ、[子どもの虐待を防止]するはずが、[少女漫画ひとつ描けないような性表現弾圧の魔女狩りシステム]に摩り替わった時点で、制度として崩壊。</p> <p>(個人 72)</p>	<p>御意見の趣旨は、児童ポルノの単純所持禁止及びブロッキングには反対であることと理解されます。まず、児童ポルノの単純所持の禁止の当否については、検討会における議論の対象外です。また、ブロッキングの効果、弊害等については、今後、最終取りまとめ(案)にて提言されている民間の自主的枠組みの中で、十分な調査検討がなされることが望ましいと考えます。</p>
3. (3)コンテンツ・レイティングの普及促進	150	<p>○ 100 ページ以降で、セルフレイティングと第三者レイティングを比較し、セルフレイティングが普及していないことを主張している。</p> <p>しかしながら、年齢制限コンテンツを供給する側に、全く広報をしていないので当たり前である。まず、周知されるための活動をお願いしたい。多くのサイトでは、「18 歳未満お断り」といった警告文がトップページに設置されているが、規格化された PICS レイティングのタグがついているサイトは稀である。サイト運営者側にその意図があるのにタグが付かないのは、単純に広報の不足である。W3C で定義された PICS の規格は非常に難解かつ自由度が高く、簡単に設置できるものではない。まず、ほとんどを占めるであろう、「18 歳未満お断り」「15 歳未満お断り」などの雛形を用意し、分かりやすい形で広報しないことには、日本の自主レイティング制度はスタートラインにも立てないと見える。</p> <p>私は、本文書中にも登場する SafetyOnline に準拠して「性的コンテンツを含む」とした PICS タグを設置したサイトを試しに作成し、普段使っているプロバイダのフィルタリング</p>	<p>最終取りまとめ(案)には、セルフレイティングを普及させるための周知活動の重要性について明記しています。今後、民間において取組が行われる際、御指摘のような点が検討されることを期待しております。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>グサービスを通してそのサイトにアクセスするという実験を行なってみたことがある。結果は、まったくブロックされなかった。サイト運営者が、そういう意思表示を行なっているにも関わらず、フィルタリングサービス側がそれを見ていないのでは何の意味も無い。フィルタリングサービスを開発する側すら知らないようでは、サイト運営者が知るはずもない。</p> <p>そして、セルフレイティングと第三者レイティングの関係である。セルフレイティングと第三者レイティングは対立するものではなく、両方を行なうことで極めて有効に機能する。セルフレイティングは現在、前述のように周知不足で機能していないわけだが、これが正常に機能すれば、第三者レイティングを非常に効率よく行なうことができる。セルフレイティングにおいて、「性的コンテンツを含む」「18歳未満禁止」等の表示を行なっていれば、第三者のレイティング機関はそのようなサイトに性的コンテンツ等が含まれているか調査する必要がなくなる。第三者機関は、「性的コンテンツが無い」「全年齢」「レイティング未設定」といったサイトを審査し、本当にそうであるのか認証するだけでよい。また、サイトを運営する側から見れば、18歳未満にアクセスして欲しくないなどの意思表示を行なう道具として利用することもできる。大人向けのサイトを運営する者にとって、「荒らし」の原因になりやすい未成年者を排除したいという需要は意外に多いものだ。また、このような分かりやすいレーティングタグの「デファクト・スタンダード」を作り、そこで定められた「xx歳未満禁止」などの情報を読み取るということを、フィルタリング業者の最低限の義務とすべきである。</p> <p>(個人 41)</p>	
	151	<p>○ 101 ページ 1) (a)のセルフレーティングの取組に関しては、レイティング／フィルタリング連絡協議会による「SafetyOnline3.1」への改定が言及されております。この改定案では CGM サイトへの対応が盛り込まれましたが、この部分に関しては「リスク回避」的なものではなく、「リスク管理」的な方向性への転換を期待します。</p> <p>CGM サイトのリスクと有用性は表裏一体のものであり、単にリスク回避的な対応を全ての関係者に求めたり、リスク回避的な教育を青少年に行なうだけでは、「青少年の健全な育成や次世代を担う者の IT リテラシー向上等に資する」ことになりません。リスクのある機能の有用性を維持しつつ、リスクを低減する方法について検討するべきであり、教育にあたっても、いかにリスクある機能を安全に利用していくかという方向で内容を検討するべきであると考えます。</p> <p>103 ページ 2)普及促進のための方策(b)方策に関しては、セルフレイティングの基準策定機関とコンテンツ発信者が、より深い協調関係を持てるようにする必要があります。</p> <p>たとえば、現在 ICRA を運用している Family Online Safety Institute(FOSI)は、準会員制度によって多くの成人向けコンテンツ事業者との関係を作っていました。最近になってこの準会員制度について会員一覧を FOSI ウェブサイトで提供していたことにより、米国の保守系団体 Morality in Media によって非難されることになった(http://news.prnewswire.com/DisplayReleaseContent.aspx?ACCT=104&STORY=/ww)</p>	御意見として参考にさせていただきます。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>w/story/12-09-2008/0004939290&EDATE=) ことを鑑みると、基準策定機関と成人向けコンテンツ事業者間の関係については慎重に考える必要がありますが、セルフレイティングの普及という関係において既存の取組で不足してきた部分であるとはいえる。日本においては、AU 携帯端末向けサービスに関して、モバイル成人コンテンツ倫理協議会(http://www.mobarin.jp/)の取組があります。</p> <p>また、パッケージメディアの成人向けコンテンツを提供してきたメーカーが、ネット上のコンテンツ事業者となることが増えていることを考えると、それらのパッケージメディアの自主規制機関(日本映像倫理審査機構、コンテンツ・ソフト協同組合、日本映像ソフト制作・販売倫理機構、コンピュータソフトウェア倫理機構など)を通した加盟メーカーへの働きかけなども検討する必要があるのではないかと考えます。</p> <p>(インターネット先進ユーザーの会)</p>	
3. (4) 違法・有害情報対策に視する技術開発支援	152	<p>○ 「国が有害情報の定義などに関与することがないよう十分な留意が必要である。」とあるが、インターネット・ホットラインセンターの有害情報に“硫化水素による自殺”をガイドラインを無視して警察庁が追加する、フィルタリング企業に対して警察庁が有害と定めた URL リストを提示するなど、すでに関与が明確である。こういった事態に対し、刑事罰を含む罰則を設け、十分に監視する法令の施行が急務である。</p> <p>(個人 23)</p>	<p>インターネット・ホットラインセンターは、警察庁からの業務委託に基づき、インターネット利用者からの違法・有害情報の通報を受け付け、違法情報の警察への通報や、プロバイダ等への削除依頼、フィルタリング事業者への情報提供等を行っており、削除依頼等の対応については、有識者や業界団体により構成される「運用ガイドライン検討協議会」において策定されたガイドラインに基づいた運用がなされています。</p>
	153	<p>○ 表現自体が“違法”とされる情報に関しては一定限度で検出ができると思われるが、隠語を使うなどした場合はそもそも違法であるか否かの判断は困難である。警察庁の一部では隠語表現も違法と看做す見解を示しているが、これは明らかに越権行為であり問題である。まして有害情報に関してはそもそも“害”が“証明できない”無害な情報であり、原則的に論理的手法では検出しようがない。(“害”が存在しない以上、閾値の設定ができない)</p> <p>いくつものパラメータをフィルタリングを必要とする人物が設定することで“その人の認識として”有害であるとする情報の設定は可能であり、民間ベースで商品としてのフィルタリングソフトを販売するのであれば自由であるが、これほど曖昧模糊として一歩間違えれば表現の自由を極めて侵害する可能性の高い業務に対し、公務員が何らかの形で関与することは好ましいとは到底いえない。</p> <p>(個人 23)</p>	<p>青少年インターネット環境整備法制定の議論において、有害情報の判断や、民間団体の支援の在り方について国の関与がないことを確認しています。最終取りまとめ(案)においても、「違法・有害情報の検出技術開発支援を行うに当たっては、インターネット上の表現の自由と民間事業者の自主的な取組に最大限配慮し、国が有害情報の定義などに関与することがないよう十分な留意が必要である」とあるとおり、この方向性を踏襲しております。</p>
	154	<p>○ 106 ページ 2) (a)の「民間における技術開発の現状」に言及されているような、自然言語処理を考慮した違法・有害情報検出の技術など、要素技術開発を支援するという部分については基本的には賛成します。ただし、違法有害情報の自動検出技術の設計・実装においては、それらがいたずらな規制強化に繋がらないよう、常に配慮しておく必要があると考えます。</p> <p>また、それらの技術を実施するにあたって、オープンソースの取組などと矛盾するこ</p>	<p>最終取りまとめ(案)の方向性に御賛同頂いたものとさせて頂きます。</p> <p>なお、技術開発支援に関して、民間の自主性を阻害することのないよう配慮する必要があるという点について、認識は共有されているものと考えます。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		とが無いよう、技術レベルでの透明性を確保しておく必要があると考えます。 (インターネット先進ユーザーの会)	
4. 利用者を育てる取組の促進(総論)	155	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供達を無菌状態で育てるなんて不可能です。ではどうすればいいか?簡単です。子供達に対してメディアリテラシー教育を徹底すればいいですよ。大人がしっかり教えてあげればいいのです。そうすれば、フィルタリングなんかしなくともネットを正しく使えるようになるはずです。 <p>結局貴方は子供達にやましいことを知られるのが嫌なだけでしょう?このような規制は言論弾圧に繋がりかねません。規制だの何だのくだらない事を言ってる暇があったら、変な業者を取り締まったり、子供達への教育を徹底してください。</p> <p style="text-align: right;">(個人30)</p>	総務省としても、本年4月1日より施行される青少年インターネット環境整備法において利用者のリテラシーの向上が基本理念として掲げられていることを踏まえ、利用者を育てる取組を積極的に進めて参ります。
	156	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロフに写メを簡単にUP、アフレイトのこすかい欲しさにセルフヌードをUP、サポート希望、キメ友、家出での神を求める書き込みなど、児童みずから危険なサイトへのアクセスなども多く、何をしたらどうなるか?という結末をつけた上での普及が必要だと考えます。 <p>学校裏サイト、闇サイトなどの曖昧な表現ではなく、コミュニケーションサイトにおける怖さを指導。</p> <p>(学校裏サイトの定義は公式ないものを全てのために、非公式の管理届いたサイトも含まれる http://sankei.jp.msn.com/life/education/080415/edc0804152336006-n1.htm)</p> <p>BBS、チャット、blog、SNS、アバター、プロフなどコミュニケーションサイトに関しては審査団体のお墨付けがあっても、閲覧できることだけでリスクが発生することの理解が必要になります。</p> <p>例えば事件にまつわるサイト(と憶測されたもの)では、違法ではなく、読んだだけでは有害なのかの判別つかないような内容の書き込みあげられます。</p> <p>フィルタリングの普及、およびログレポートなど保護者が確認できる機能を普及させることにより、問題を抱えたままという状態にしないで済むことができますので、ログで保護者が確認する重要性を普及させることも事件を未然に防ぐために必要になります。</p> <p>保護者の教育も重要で児童が水着できわどい写真集などを出すということは親も関与しているということですので、保護者や教諭(教諭に関しては性的不祥事なども含め)にもWebサイトの現実を理解して頂く必要があるはずです。</p> <p style="text-align: right;">(株式会社ネオブラッド)</p>	保護者を含む利用者を育てる取組の推進という最終取りまとめ(案)に賛成の御意見として承ります。
	157	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提案:憲法に基づいたインターネット上のモラルの法制化 <p>人権等の問題について、より詳しく定義していくことにより利用者の意識を高める必要があると思う。民事や刑事等の裁判でも、基本となる法律があつたほうがよいと思う。</p> <p style="text-align: right;">(個人6)</p>	今後の施策の参考とさせて頂きます。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
4. (1)家庭・地域・学校における情報モラル教育	158	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年のケータイやインターネット利用に関する問題は、フィルタリングにより青少年を有害情報から保護するだけでなく、情報を主体的に取捨選択し判断できる能力を養うためのメディアリテラシーや情報モラルに関する教育(以下、メディアリテラシー教育)を継続的に実施するなど、総合的な取組みによってはじめて解決に向かうものである。 <p>ところが現在、メディアリテラシー教育は、高等学校では「情報」または「総合的な学習の時間」において必履修科目として実施されているものの、小中学校ではほとんど実施されていない。さらに、パソコンに関する授業は小中高にかかわらず実施されているが、ケータイに関する授業はほとんど実施されていないのが実情である。ケータイやインターネット利用の低年齢化が進んでいることも考えれば、できるだけ早い時期から問題意識を持たせるために、小中学校においてこそ、メディアリテラシー教育を必履修科目として義務化すべきである。</p> <p>また、こうした教育を実効あるものとするためには、教育委員会が中心となり、教師の育成に積極的に取組んでいくことが不可欠である。ケータイやインターネット業界の変化のスピードは速いことから、例えば専任講師を採用し、教員免許が無くてもメディアリテラシー教育について指導できる体制を取るなどの柔軟な取組みも求められよう。あわせて、携帯電話事業者との連携や民間のノウハウ活用なども積極的に進めていくことが望まれる。</p> <p>このようなメディアリテラシー教育の必履修科目化にあたっては、文部科学省の能動的な取組みが不可欠である。学校における体系的な教育の重要性を認識した上で、学習指導要領の改訂など、必履修科目化にあたっての制度面での環境整備など迅速かつ積極的な取組みを、是非とも強く求めたい。</p> <p style="text-align: right;">(社団法人関西経済連合会)</p>	<p>利用者を育てる取組の推進という最終取りまとめ(案)に賛成の御意見として承ります。</p> <p>学校等における取組の強化に向けて、関係府省庁や民間事業者等と連携しつつ、積極的に取り組んで参ります。</p>
	159	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者教育という点では、初期段階で情報モラル教育やメディアリテラシー教育が必要である。しかし、いじめ、いやがらせ、誹謗中傷については、情報モラルやメディアリテラシーを理解した上でなされることが想定される。つまり、モラルがなくリテラシーもないために、結果としていじめいやがらせ、誹謗中傷になるケースは、教育で防止できる。しかし、意図的になされた場合は、それ自体を止めることは困難になる。そのため学校教育を利用するにあたっては、単なる「安心・安全」という枠組みではなく、いじめ防止対策、人権教育とセットで行われなければ効果を発揮しないと思われる。 <p style="text-align: right;">(ジャーナリスト)</p>	<p>利用者を育てる取組の推進という最終取りまとめ(案)に賛成の御意見として承ります。</p> <p>ネットいじめ等への対応の強化に向けて、関係府省庁等と連携しつつ、積極的に取り組んで参ります。</p>
	160	<ul style="list-style-type: none"> ○ 121ページにあるように、塾に対しても一定の役割を期待する方針については、賛成します。現在多くの保護者が小学生のうちから携帯電話を持たせている理由として、学習塾への道のりでの安全確保という側面が小さくありません。また塾通いの子供たちの携帯保有率の高さが、そのまま私立中学での携帯保有率の高さに繋がっている現状を鑑みれば、塾に一定の役割を持たせることは効率的であると考えます。 <p style="text-align: right;">(インターネット先進ユーザーの会)</p>	<p>最終取りまとめ(案)に賛成の御意見として承ります。</p>
	161	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「わいせつな画像や残虐な映像に容易に接することができるようになったことは、十 	<p>本字句は、親権者による監護権を侵害する意</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		分なりテラシーを持たない青少年にとって、健全育成の観点から望ましくない。」とあるが、望ましくない、とは該当文書作成責任者の倫理観に基づくものであり、実際の児童についてその判断を行うのは児童の親権者である。親権者の教育権を侵害を正当化するかのような文言は公文書として不適切である。 (個人23)	図に基づいて使用したものではなく、一般論として青少年の健全育成の観点からの問題の所在を指し示したものであり、適切と考えます。 御指摘の点につきましては、今後の施策の参考とさせて頂きます。
	162	○ 「青少年に与える影響の大きさが浮き彫りになった」とあるが、何がどう影響し、結果はどうなっているのか、について全く言及されていない。基本的には単なる情報が人間に不可逆かつ重大な影響を与える事例は確認されていない。公文書である以上、文言は正確かつ正確に記し根拠を明示すべきである。 (個人23)	本字句は、インターネット上の情報が人間に不可逆かつ重大な影響を与えることを旨として使用したものではなく、学校非公式サイトに関して公式の調査結果に基づいて問題の所在を示したものであり、適切と考えます。 御指摘の点につきましては、今後の施策の参考とさせて頂きます。
4. (2)ペアレンタルコントロールの促進	163	○ 子どもとの関わりを深め、適切な監督・管理(ペアレンタル・コントロール)を行っていくことが、親の重要な責務である。親が子どもに教える際に大きな課題となるのが、親よりも子どものほうがケータイやインターネットに詳しいということである。この親子間の知識ギャップを埋めるべく、親が子どもを指導できるだけの知識を身につけていく必要があるが、一人ひとりの親が対応していくには限界がある。そのためには、学校と連携して「PTA 教育プログラム」を作成し、親同士が情報共有、相互啓発を図るような取組みや、事業者が親に働きかけ、事業者の視点から、子どもを指導するための知識をわかりやすく伝授するような補完的な取組みなどを、積極的に推進していくべきである。 先般、文部科学省は、父母ら保護者を「ネット指導員」として養成する事業を 2009 年度より始めるとの計画を発表した。子どもへの指導方法やトラブルが発生した際の対処法について研修を受けたボランティアが、各地域で教職員や保護者を集めて授業を行うことで、知識を持つ大人を増やしていくという意欲的な試みであり、学校、家庭での指導が十分に追いついていない現状を補完する取組みとして、是非前向きに推進してもらいたい。また実施にあたっては、国の支援のもと、教育・啓発についてのノウハウを持つ第三者機関や事業者が養成プログラムを推進していく仕組みを構築するなど、官民の連携が有益であり、積極的に進めてもらいたい。 (社団法人関西経済連合会)	保護者を含む利用者を育てる取組の推進という最終取りまとめ(案)に賛成の御意見として承ります。 保護者等に対する情報提供の強化に向けて、関係府省庁や民間事業者等と連携しつつ、積極的に取り組んで参ります。
	164	○ 124ページでは、青少年インターネット利用環境整備法に基づいたフィルタリングの普及が言及されていますが、子供の利用実態を把握するという意味でのペアレンタルコントロールと、フィルタリングのカスタマイズ等の方策は似て非なるものです。現在携帯事業者のペアレンタルコントロールに対する取組は、十分とは言えません。 子供に携帯電話を持たせている保護者が、子供の携帯利用率を計る指針としては、毎月送られてくる請求書に記載されるパケット数しかないのが現状です。しかしこのパケットという指標は、一般消費者には意味のない数値であり、正確な利用実態の把握は困難です。通信の秘密の概念を確保しつつ、米国の例に見られるような利用時間やメール数、あるいは参照ページ数、文字発信数といった具体的な指標を保護者に報告	保護者が子どもの利用実態を知ること等を通じてインターネット利用環境を整備するという最終取りまとめ(案)に賛成の御意見として承ります。 保護者等に対する情報提供の強化に向けて、民間事業者等と連携しつつ、積極的に取り組んで参ります。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>する機能の実装は、ペアレンタルコントロールにとって必要不可欠であろうと思われます。</p> <p>またその情報提供頻度についても、利用日時からなるべく離れず、翌日もしくは翌週といったペースで行なわれることが望ましいと考えられます。なぜならば日数が経過してからのレポートでは、利用する子供たち自身が何にそんなに利用したのか記憶していない例が多いため、携帯利用の指導に困難を来たすからです。</p> <p>言うまでもなくこうした取り組みは、122 ページの注 122 にあるとおり、青少年をコントロールするためではなく、ICT 社会における健全な維持と発展を担う主体としての青少年を育成するために行われるものでなくてはなりません。</p> <p>(インターネット先進ユーザーの会)</p>	
	165	<p>○ フィルタリングにせよペアレンタルコントロールにせよ、基本的には“(主に親権者が被保護者に対し)特定の情報を見ない・見せないで済む”ための方策である。</p> <p>従ってその普及に際してはあくまで選択性が最重要であり、フィルタリングや他者による情報制御を必要としない、ごく一般的の国民に対しフィルタリングやペアレンタルコントロールの実施によって“決して影響が出ないこと”を絶対的に要求されるものであるが、この視点が決定的に抜け落ちている。これは完全に片手落ちな対応であり、不適切である。</p> <p>(個人 23)</p>	<p>フィルタリングについては、本年4月1日より施行される青少年インターネット環境整備法において携帯電話フィルタリングサービスの提供が親権者による同意を条件としている等、選択性を有した形で普及が図られていくこととなっておりますが、御指摘の点を今後の施策の参考とさせて頂きます。</p>
4. (4)利用者を育てる取組の協調的な推進	166	<p>○ 129 ページより言及されている「面的な拡大」の箇所では、取組が不足する地域が生じており、啓発活動全体として面的な広がりを欠くという指摘には賛成します。ただ、そもそも首都圏に集中する通信系企業が、独力によって各地域の事情を吸い上げて啓蒙活動を行なうことには無理があります。</p> <p>現時点では、各自治体が主体的に行なう啓蒙活動に依存せざるを得ない状況ですが、これらの活動がいわゆる「青少年健全育成条例」などの中に組み込まれることに對しては、反対します。一般に青少年健全育成条例は、有害図書規制や青少年の深夜徘徊などを規制するものであり、ネット上の違法有害情報とはレーティングその他が異なる上、協力を求める人材にも違いが大きく、今後展開されるリテラシーの啓蒙とは乖離した、過剰な規制を産むことを懸念します。</p> <p>今後は、都市部を中心として啓蒙活動を行なう通信系企業と、地方自治体での取組で大きな齟齬が生まれないよう、双方を効率的に結びつける仕組みの構築が求められます。一方で、すべての地域が特異な事情を有するものとも考えられないことから、未成年者への携帯の普及率や主要交通機関のあり方、また主要経済活動が農業型であるとか地場産業型であるなどの事情で、地域特性を類型化することは可能であろうと思われます。それらの中からいくつかのモデル地域をピックアップし、複数かつ段階的なリテラシ 教育モデルを構築するといった手法も有用であろうと考えられます。</p> <p>131 ページにある(b)「自立性」の箇所では、「民間における啓発活動の結節点としての性格上、基本的には参加企業の自主的な拠出を通じて安定的に運営していくことが望ましい」とされています。しかしながら企業の多くは、これらの啓蒙活動に広報・宣</p>	<p>利用者を育てる取組を協調的に推進する枠組みを構築するという最終取りまとめ(案)に賛成の御意見として承ります。</p> <p>リテラシー教育モデルの構築、教材の共同制作等による新たな枠組みの中立性の確保等、頂いた御意見については、今後の施策の参考とさせて頂きます。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>伝・広告費を投入するケースが多く、その成果として自己への強い利益誘導的性格を持つ可能性も否定できません。例えば企業の取組として、非営利法人や大学など性質の異なる団体の取組を支援したり、教材の共同制作を促進するなど、内容の「中立性」を保つための方策が必要であると考えられます。</p> <p>また各企業が作成する教材を学校や地域で利用する際に、著作権によって利用が制限される可能性は指摘しておくべきであろうと思われます。もともとこの方策のめざすゴールは、企業の取組が行なわれればよいということではなく、ネットリテラシー教育に関する多くのプレイヤーを産むことにあります。その点から考えれば、企業によって作成された教材の改善や二次利用などが著作権法によって制限されることとは、望ましくありません。</p> <p>例えば Creative Commons のような新しい著作物許諾の仕組みも取り入れつつ、多くの教材がプールされ、共有できる仕組み作りを行なうことも、考慮にいれるべき事項であろうと思われます。</p> <p style="text-align: right;">(インターネット先進ユーザーの会)</p>	
4. (5) 違法・有害情報対策の基礎となる調査の実施	167	<p>○意見:</p> <p>役所の調査項目作成への関与を極力無くし、予断を与えないように調査項目の作成には細心の注意を払うべきである。複数の調査機関によって項目の偏重をチェックし、対面調査で直接規制の是非を問うような片寄りしか生まない手法を取らないようにし、ウェブ調査も含め、幅広く調査を行うべきである。</p> <p>理由:</p> <p>今年の1月28日に公表された「インターネット上の安全確保に関する世論調査」は、例えば、インターネットホットラインセンターについて、知らない者が9割近くにも上るにも関わらず、その全員に対してその有効性について聞き、「インターネットホットラインセンターは安全を守るために有効と思う」と7割近くの人間に答えさせたり、対面調査によって回答の誘導を行ったりするなど、悪質かつ有害な印象操作・世論操作がそこら中で行われ、政策判断の材料として全く信用できない調査だった。</p> <p>このような非道徳まる調査を二度と行わないようにするべきであり、特に、役所の調査項目作成への関与を極力無くし、予断を与えないように調査項目の作成には細心の注意を払うよう、複数の調査機関によって項目の偏重をチェックし、対面調査で直接規制の是非を問うような片寄りしか生まない手法を取らないよう、ウェブ調査も含め、幅広く調査を行うよう気をつけるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(個人 28,33)</p>	<p>御指摘のとおり、調査の実際の在り方については、政府による調査項目作成への関与を前提とすることなく、今後、産学連携によりインターネット利用環境整備を進める新たな枠組みを含め、幅広い関係者により検討されていくことが望ましいと考えております。</p>
	168	<p>○ 134 ページにある通り、違法・有害情報への対策を立てるにあたって、犯罪統計などの科学的・客観的な調査・分析と、その成果物のオープンな公開・共有が図られることが期待されます。</p> <p>一部にはまだ、インターネット上の違法・有害情報を語る際に「負の側面だけを語る」論者もあり、携帯電話の所持を禁止してしまうというような、単純な方策に帰着してしま</p>	<p>最終取りまとめ(案)に賛成の御意見として承ります。</p> <p>御指摘の点を踏まえ、調査成果の公開・共有等に向けて、必要に応じて支援の在り方を検討して参ります。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>いがちです。しかし133ページの脚注127にもある通り、情報社会におけるインフラとしてインターネットや携帯電話が正の効果を実現しているという点を、積極的にリテラシー教育の場面で語れるよう、十分な分析・調査が行われ、その成果を広く普及できるような取組および支援があることが望ましいと考えます。</p> <p>(インターネット先進ユーザーの会)</p>	
	169	<p>○ (5)違法・有害情報対策の基礎となる調査の実施・1)現状にて、客観的な視点で分析を進めるべきと言うのはその通りです。</p> <p>「インターネットを活用した社会活動が増加しているなかで、当該活動全般の増加率よりも明らかに急速なペースでインターネットを利用した犯罪やインターネット上の情報流通による被害が増大しているのであればともかく、そうではない場合にまで、犯罪の増加等の社会問題の原因を安易にインターネットに求めることについては、慎重に考えるべきである。」というのも全くその通りです。</p> <p>(個人37)</p>	最終取りまとめ(案)に賛成の御意見として承ります。
	170	<p>○ 新たな調査の必要性についてだが、「有害情報については、そもそも当該情報を有害とみなす判断の根拠が人により様々なであり、被害の程度を客観的に計測すること自体が困難であるほか、それがインターネット上で流通したことがもたらす影響についても、情報の内容や流通の態様により大きく異なることから、個別の事案に応じたきめ細かな調査・分析が求められる」「ネット利用増大の結果としてしばしば用いられる犯罪率の増加自体についても、科学的な検証が必要である。インターネットを活用した社会活動が増加しているなかで、当該活動全般の増加率よりも明らかに急速なペースでインターネットを利用した犯罪やインターネット上の情報流通による被害が増大しているのであればともかく、そうではない場合にまで、犯罪の増加等の社会問題の原因を安易にインターネットに求めることについては、慎重に考えるべきである」としている点は評価できるものとする。</p> <p>(ジャーナリスト)</p>	最終取りまとめ(案)に賛成の御意見として承ります。
	171	<p>○ 文書の多くの箇所で、「内閣府世論調査では90%の～」等の記述が見られるが、こういった単なるアンケートを政策決定の道具にするのは非常に危険である。</p> <p>パブリックコメントを募れば「群衆の英知」を汲み上げができるかもしれないが、Yes/No式のアンケートや多数決に頼り切れれば、行き着く先は大抵「衆愚制」である。</p> <p>国会議員に給与を払っているのは、代表して多数決をするためではなく、全国人民による選挙で選ばれた正当な代表者が「議論」をし、全国民が納得する政策を見つけてもらうためである。このようなアンケートが政策を左右するのは議会や議員の存在意義を脅かし、ひいては憲法で定めた三権分立を脅かしかねない。アンケートの質問を作るのが人間なら、調査を行なうのも人間である。どんなに公平かつ客観性を期したところで、「アンケートを取りやすい相手」に偏る傾向が出るのは避けられない。その上、アンケートをされなかった大多数の市民の不公平感も増して、政治不信に繋がる。この政治不信の対象は、選挙で交換可能な「議員」ではなく、交換不可能な「政府官僚機</p>	<p>最終取りまとめ(案)において違法・有害情報対策の基礎となる調査の必要性について言及しています。</p> <p>なお、頂いた御意見については、今後の施策の参考とさせて頂きます。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>構」であるため、致命的である。この調査は議会における議論の参考である、というのが建前であろうが、これを正しい民意と勘違いしてしまう人が後をたたないし、この文書もそのようにとれるところがある。三権分立の堅持、という観点からも、政府機関が民意を問うような調査は禁止し、内閣府調査においては、純粋な事実の調査のみを許すような規制が必要ではないか？</p> <p>(個人 41)</p>	
その他	172	<p>○ 削除基準は今まで通り自主規制に委ねるべきです。</p> <p>春に成立したネット規制法でも、削除基準は民間となっているのですからそれに同調するべきなのでは。</p> <p>(個人 1)</p>	本最終取りまとめ(案)において提言されている施策は、民間主導で行われることを想定しており、削除基準は民間に委ねられるべきものと考えております。
	173	<p>○ 何をもって「違法・有害」を分類するかがはっきりしません。あいまいな基準のまま規制をかければ、アメリカの「禁酒法」のように社会をより混乱させるだけになります。</p> <p>(個人 62)</p>	御意見として承ります。
	174	<p>○ なぜインターネットだけ規制をかける必要があるのですか。テレビ・新聞の放送免許取消処分はしないのですか。最近のマスコミの報道はひどいです。</p> <p>(個人 62)</p>	御意見として承ります。
	175	<p>○ 今回疑問に感じたのは、有害情報を取り締まる為に新たな機関を設けるという点です。</p> <p>この新たな機関がコンテンツに対し判断を下すようですが、その判断基準が未だにつかめません。人はそれぞれ価値基準が違うので、何を有害とするかは分からないはずです。よく身内が殺された人が犯人を死刑にしてくれと騒ぎますが、結局は法律によって適切に裁かれます。</p> <p>しかしこの度の機関が、この被害者親族のようなものだとしたらどうでしょう。個人的な感情に左右されたら堪ったものじゃありません。誰が、どういう価値基準で判断するのか？このままではファシズム国や共産圏で行われてきた言論統制のようになってしまうのではないか？誰かの価値基準で個人が軽んじられるのは全体主義です。確かに有害情報は無くなるかも知れませんが、その代わりに私たちの自由が束縛される危険性があるようと思われます。一つの問題解決に対するリスクとしては余りにも大きすぎます。虫を追い払う為に家にバルサンを焚いたら家が燃えてしまうようなものです。確かにピンポイントな解決策があるかというと無く、じれったさがあるのも確かです。それでもリスク一な策は避けていくべきでしょう。</p> <p>そもそも、インターネットの問題を解決は個人の意識にしかないようと思われます。(PDFにもそう促すようにありましたね。)最近多く取り上げられる問題として、学校の裏サイトなどがあります。また、集団自殺のサイトなどもあります。集団自殺に関しては近所であって迷惑したことがあるので特に気になりますし、無くなつて欲しいと思いますが、インターネットの性質上無理な話と思われます。きちんとサーバーを借りたHPとしてあるサイトならばなくすのも容易いでしょうが、実際には掲示板を利用したものの</p>	<p>本最終取りまとめ(案)は、有害情報を取り締まるために新たな機関を設けることを提言したものではありません。</p> <p>なお、有害な情報については、どのような情報を有害と受け止めるかは各個人の価値観等により異なることから、対策が講じられるべき情報の範囲や方法については民間の自主的な判断に委ねられるべきものと考えております。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>が多いように思われます。掲示板でこれらに関することが書き込まれた場合、管理者に問い合わせ削除することも出来ますが、如何せん自由に書き込めるものなため、すぐに新しいものが出来てしまします。掲示板を提供しているサイトごと閉鎖することも出来ません。結局こうした問題は根絶やしにすることは出来ないです。しかしそれ故に個人の自覚が重要なのでしょうか。つまりは新たな機関というリスクを背負うよりは、個人の自覚を促す運動をより推進すべきと考えます。もっとも近いと思われるのが、PDFにもありました、フィルタリングです。フィルタリングも当然誰かの価値基準に倣うものですが、あくまでフィルタリングで、対象が無くなるわけではありません。チャタレイ夫人の恋人を、青少年に読ませ無くなかったら近くにおかなければいいのです。</p> <p>(個人5)</p>	
	176	<p>○ 子供から大人まで、ネットの中はストレス発散の場に利用されがちになり、個人のプライバシーなどを侵害したり、有害な情報を流したりしても罪悪感は薄く、並みの啓発活動だけではなかなか問題はおさまらないと思う。</p> <p>また、被害者の大半は自身に関するサイトがどこにあるかわからない場合が多いと思われる。発信者が被害者に該当の書き込みをわざと見せる意図がある場合を除き、通常は削除されたくないと思って書き込みしていると思われるからである。そのため、管理者および発信者に対してもなんらかのペナルティを設ける、あまりひどい場合は書き込みや情報掲載ができない環境にある程度強制的におくことが必要であると思う。</p> <p>表現の自由は大切だが、注意されても利かない子供を四六時中みると親や教師にとってもなかなか大変なことだと思う。社会的責任をもたない者が社会と直接関わるのであるからフィルタリングを含むネット利用の仕方について詳細に検討すべきである。</p> <p>(個人6)</p>	御意見として承ります。
	177	<p>○ まず、法律でネットという情報の善悪問わず渦巻く環境を、法律によって保護・監視する、判断基準が見る限りとても曖昧で恣意的解釈すらできてしまう、児童保護の名目で自分たちに都合の悪い情報を検閲同然にできるようにすることには強く反対いたします。</p> <p>有害だと思える、それが犯罪的であれば政治的であれ権力者に都合の悪い情報であれ、青少年保護という道徳を盾に堂々と規制する法律を打ち立てようすること自体が、日本のインターネット技術の阻害及び荒廃・情報収集能力と学習の機会を萎縮させ、かの悪名高い「禁酒法」の再来を予感させます。</p> <p>確かにインターネットが 100%安全とはいえませんが、それを無理やり100%にしようとするために法案・施策を実現しようとするのは、自己満足甚だしい。ネットにあまり精通しない方が「ネットは無法地帯で危険、有害情報はシャットダウン」というようなとんでもない意識で進めているようにしか思えない。硫化水素による自殺誘引サイトの問題においても、自殺方法の詳細まで語った既存メディアがより一層の拡大、情報弱者にまで広めた罪は問わないのでしょうか?</p>	本最終取りまとめ(案)は、民間の自主的取組の一層の促進及び利用者等のインターネットリテラシーの向上のための施策の推進を重視しており、法規制の導入については慎重に検討すべきとの立場をとっています。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>学校裏サイトの事などを取り上げられてもいましたが、インターネットは現実の苛めと違って完全に隠れることなど不可能です。現実的に警察の手で、殺人予告などをした方が逮捕される状況の中、IPアドレスという物的証拠も残り、それを辿れば誰がやったのか辿ることも可能なのです。携帯でも同様に近い事が可能ではないのでしょうか?</p> <p>いかにネット規制の色合いが薄い、などどうたっても所詮法で規制を施そうとしている姿から「臭い物に蓋」という姿勢しか浮かびません。規制よりも様々な情報、善悪全てが混在しているインターネット、携帯サイト、それらに関する危険性を周知するよう学校と家庭で教育を行い、無菌状態に置くのではなくしっかりと対策を学ばせること、親には講習会等を開いたりして正しい知識、インターネットは決して無法地帯ではない、というように教えるべきではないのでしょうか?</p> <p>いまやネットは政治家が声を載せ、ネットを使う国民が政治的な声を伝える場もあります。そうした行動を阻害・封殺するかのように青少年保護の名目で起きているネット規制の動きには非常に強い疑惑、疑念を抱かざるを得ず、政府がしゃにむに規制推進を叫ぶ姿に目的と手段を混同した暴走が見えるばかりであり、意見させていただきます。</p> <p>(個人63)</p>	
	178	<p>○ インターネットの有害性を議論するという前に、テレビ新聞の有害性を無視しているのはいかがなものか。現に総務省は、テレビ新聞の捏造報道に対しての規制を行っていない。「少年でも有害情報に触れるインターネットを規制」するまえに、「少年に対しても好きなだけ捏造情報を垂れ流せるメディア」であるテレビ新聞に対する監督を行うべきである。</p> <p>とはいっても、この規制自体がテレビ新聞といった巨大メディア主導で行うわけであり、そのメディアによって行動を制限されている総務省が行っていること自体、ネット規制さえできればそれで良しとする活動であるから不可能であることは言うまでもないが。</p> <p>青少年のため、という活動方針であるならば、まずはテレビ規制から始めるべきであろう。</p> <p>(個人8)</p>	御意見として承ります。
	179	<p>○ 規制にはおおむね反対です。理由は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何をもって有害とするのか、明確な線引きができるない。 ・例えば「名誉棄損情報」では政治家に対する批判なども名誉棄損としてとらえることができ、政治に対する判断材料が得られない場合がある。また、中傷の意図がない場合でもある個人にとっては「名誉棄損」と受け取られる場合があるなど、人によって判断基準が異なる。 ・恣意的な運用が可能。言論弾圧の可能性が多くある。 ・携帯電話はともかくとして、PCの場合18歳以下であるとどうやって正確な判断を下すのか?不可能です。 ・正常な掲示板であっても、悪意のある者が有害な情報を連続で書き込めば「有害な 	最終取りまとめ(案)は、民間の自主的取組の一層の促進及び利用者等のインターネットリテラシーの向上のための施策の推進を重視しており、法規制の導入については慎重に検討すべきとの立場をとっています。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>「サイト」として処理されてしまうことになりうる。これもまた言論弾圧の新たな手口となる。</p> <p>例えば、携帯に限ってフィルターを付け、明らかに青少年に対して有害であると万人が判断できるサイト(出会い系サイト・ギャンブル)に限り閲覧不可能にする、ということでしたら賛成です。</p> <p>大きな枠組みを作つて検閲するのではなく、未成年に対して「このサイトのみ不可」正当な苦情があった場合は解除する、というものが望ましいです。未成年のインターネットの窓口はほとんどが携帯電話です。PCのような高価な物を未成年に専用に買い与えるということもあまりないでしょうし、家族が履歴を見て注意することは十分可能では?</p> <p>成人に対しては閲覧の頻度の高いものは皆さん自主的に通報しております。自警団のようなコミュニティもでき始めていますので、民間にまかせてしまつても良いと思います。</p> <p>むしろ、限られた少数の有害サイトのために言論弾圧が横行するのではないかと、そちらの方が非常に心配です。</p> <p>(個人9)</p>	
	180	<p>○ 未成年者のアダルトサイト等の有害サイトを閲覧禁止にすることはやぶさかではありませんが、全体的に不用意に規制を行うことは、国民の『言論の自由』を奪うことにつながり、国民の人権侵害となるため、行うべきではないと考えられます。</p> <p>また、それ以上に、昨今のマスコミの偏向報道によって国民は『知る権利』を奪われ多大な人権侵害を受けております。規制するなら行き過ぎた偏向報道を行うマスコミを規制すべきだと私は考えております。</p> <p>(個人10)</p>	最終取りまとめ(案)は、民間の自主的取組の一層の促進及び利用者等のインターネットリテラシーの向上のための施策を提言したものであり、政府による法規制の導入を提言したものではありません。
	181	<p>○ 実に素晴らしい最終報告だと思います。政府に出来ることとして、インターネット利用に関する憲章を採択し、それに基づいて民間団体が自主的に規制をなしていくということを明らかにする。際して、既に民間でも十分に対策がなされていることに関する広報が足りない部分は「温暖化対策」を参考に国として広報に協力する必要はあると。また規制についていうと情報そのものを取り締まるのではなく、技術的にフィルタリングによって、特に未成年を念頭にシャットアウトすることで表現の自由に配慮を示すということも、ネットの健全なる発展を阻害しないような規制の在り方として最善の方法でしょう。またそのような対症的対策とともに、ネットリテラシーを高められるように親・子の教育の在り方を考えるというのは根治的に必要な課題として提言するのは省庁横断的ではありますが必要なことです。野放しにするのではなく、がんじがらめに取り締まるのでもなくバランスの取れた最終提案だと思います。</p> <p>一点付け加えるとすれば、この最終案が広く世に受け入れられるように今後の広報に奮起を願いたいというだけです。この最終案を纏め上げられた諸先生方の努力にただただ頭が下がる思いです。</p>	最終取りまとめ(案)への賛成の御意見として承ります。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	182	<p>(個人12)</p> <p>○ インターネットの規制に反対します。</p> <p>ネットを締め付ける前に、テレビの中立性を守らない姿勢だったり、事実をそのまま報道せず、極端に編集して違う結論に結びつけるような放送法違反に関してきっちり取り締まってください。</p> <p>ネットはパソコン本体、プロバイダー、電話回線等環境を整えるのにかなりの投資を必要とし、そのうえ自ら情報を得るために能動的にならなければなりません。</p> <p>しかも家族全員が一つのパソコンに現れた情報を同時に見るのは、パソコン自体の画面の大きさからも極めて難しいと思います。</p> <p>が、一方テレビからは一日中視聴者が無意識にテレビのスイッチをおすだけで、家庭の居間には様々な情報が無料で朝から晩まで垂れ流し状態です。</p> <p>特に事件が起こった時、最近のテレビ番組では芸能人のコメントーターを気軽に出演させ、終始感情論だけで解説し、結果根本的な問題解決にはつながらない話しかしていないように思えます。</p> <p>局や番組のスポンサーの関係上、本来なら自由な議論も規制されていることをほとんどの国民は分かっていません。</p> <p>こういったネットとテレビの特性の違い・接触時間の長さを考えれば、どちらがより利用者に対する影響が強いのか明らかではないでしょうか。</p> <p>ネットはあくまでも情報を扱う道具であり、悪意ある情報でも活用する人がいなければ問題はないはずで、法律で流せる情報を取り締まるというのは検閲と等しく、政府が国民の知る権利や、自由な言論を規制することに危機感を感じています。</p> <p>(個人14)</p>	<p>最終取りまとめ(案)は、民間の自主的取組の一層の促進及び利用者等のインターネットリテラシーの向上のための施策の推進を重視しており、法規制の導入については慎重に検討すべきとの立場をとっています。</p>
	183	<p>○ インターネットの厳しい規制をお考えのようですがテレビ、新聞、雑誌等でも目を覆いたくなるようなひどい報道などいくらもあります。私は麻生総理へのいじめとしか思えないような陰湿なバッシングに、最近はテレビも殆ど見ておりません。</p> <p>インターネットよりテレビのほうが閲覧者も多く、影響も強いと思われるのにインターネット上の規制ばかり強化しようとしている事に甚だ疑問を覚えます。</p> <p>テレビなども放送内容を決定するのは番組関係者など、限られた一部の人間であり、その一部の人間の思想を放送しているだけ、雑誌、新聞も、記事を書くのは一人の記者です。</p> <p>個人が発信しているインターネット上とどれほどの違いがあるのでしょうか。</p> <p>むしろ、個人が自分の意思に基づいて表現するインターネットの情報のほうが、マスメディアより真実を伝えている場合も少なくありません。</p> <p>なにより、インターネット上での知識者の記述があったからこそ、先日成立されてしまった国籍法改正案の虚偽認知がいくらでも可能であるという問題点が浮き彫りになりました。</p> <p>インターネットがあったからこそ、団体に属さない個人が自分の意思で国の政策が誤った方向に進まないよう防ごうとする動きが生まれたのだと思います。</p>	<p>最終取りまとめ(案)は、民間の自主的取組の一層の促進及び利用者等のインターネットリテラシーの向上のための施策の推進を重視しており、法規制の導入については慎重に検討すべきとの立場をとっています。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		日本は共産主義国家ではなく、民主主義国家です。国民一人一人に、国政に意見する権利があり、表現と言論の自由があります。それらを奪う規制には断固反対です。 (個人15)	
	184	○ この取りまとめ案のままでは、政府が直接インターネットコンテンツを管理できるような事になりかねないという事態が起きてしまい、言論統制になる恐れがあります。この案では諸外国では当然とされている独立行政委員家の存在が無視されており、総務省が直接第三者機関を指導できる立場のままでは、政府から独立した判断を下す事は不可能に近いと思われます。 どうかこの案を最終とせず、更なる検討を重ねてくださるようよろしくお願ひします。 (個人65)	最終取りまとめ(案)は、民間の自主的取組の一層の促進及び利用者等のインターネットリテラシーの向上のための施策を提言したものです。また、有害情報の判断等を行う民間の第三者機関に対し、国が指導することを提言したものではありません。
	185	○ インターネット上の有害情報は、未成年が閲覧してしまうことに大きな問題がある。報道でインターネットの「匿名性」が問題にされがちだが、少年犯罪の温床となっているのは携帯電話と実名掲示板であり、方向を間違えた規制は実効性に疑問符がつく。未成年の携帯電話所持に何らかの規制が必要だろう。未成年者向けの「電話機能・GPS機能のみ」の携帯電話の開発を各企業に勧めるべきだ。 (個人16)	御意見として承ります。
	186	○ ネット情報の規制は、実効性に疑問がある。「個人情報保護法」がありながらも、企業内・あるいは公務員内の個人のパソコンからもたえず情報は流出しているし、それは「ネット」の宿命である。故意であるなしに問わらず、情報に完全な網を張るのは不可能であり、未成年がそれを目にする確率を最も減らすのは「携帯電話所持規制」しかない。 (個人16)	御意見として承ります。
	187	○ 有害情報を指定する第三者機関等に信頼がおけるかも疑問である。文化人・マスコミ関係者らをメンバーに添えたような団体は、企業や特定団体との癒着がむしろたやすい。公的機関として、選挙で公正に選ばれた政府が責任を持つ方が団体に対する意見・陳情・請願がしやすい。いつの間にか決まっている委員会・指定団体は全く信用ならず、恣意的な有害指定を連発する可能性が高い。企業に対する圧力になるかもしれないだけに、政府と行政が責任を明確に負える立場から規制することが望ましい。第三者機関による規制は、企業や個人の上に三権以外の権力をつくることになるので、自主規制以外は憲法上ありえない。 (個人16)	御意見として承ります。
	188	○ インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会の構成員について 有識者及び業界団体及び教育関連のメンバーが集まっているが、ユーザーサイドの参加が一切無い。 一般市民は知りたい情報を隠すことなく知りたいわけですが、上記メンバーは情報を提供し、情報を与え、コントロールする側です。 情報は包み隠さず誰にもコントロールされずストレートにすべてがオープンにされるべきであり、このような検討会でターゲットになっているサイトのオナー・ユーザーが	最終取りまとめ(案)に貢献いただいた検討会及びWGの構成員についてはなるべく幅広い立場から参加いただくことを意図し、多数のご参画をいただきましたが、今後ともこのような検討の場を設けるに当たっては御指摘のような視点を参考にさせていただき、よりよい場づくりを目指してまいります。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>参加されなければまったく無意味で効果がないので、費用の浪費そのものである。</p> <p>ユーザーが知りたい情報と、国が考える情報コントロールのギャップを埋めなければならぬのに最終取りまとめ自体が、読むに耐えない長文かつ無内容であり、趣旨も普通の人には理解しがたく飛ばし読みしても、いまさら何を…という内容のものだけです。</p> <p>これを公にするのなら、この検討は無駄に税金を投入して終わったと判断すべきだと思いますが、その顛末はどこに表記されるものでしょうか。</p> <p>(個人18)</p>	
	189	<p>○ ターゲットになるサイトを閉鎖させたいのですか 話のうち3割は特定の掲示板をターゲットにしたものかと思います。 そんなにひどいと思うのなら、権力を使って、いつのこと、つぶしにかかればいいんじゃないですか？</p> <p>残念ながら、一般生活では隣に住んでいる人が誰だかもわからず、街中で男性が女性にあいさつをすれば下手すれば痴漢・ストーカー扱いされるとか、人間関係が希薄になり、今後もっとひどくなるものと思います。</p> <p>その中でインターネット上で自由に発言が可能なことは、制約されるべきでないと思います。</p> <p>特にこの最終取りまとめ(案)の中で「やぶ医者」と表記されていることが監視の対象になっているような絵がありますが、これは希薄な人間関係の中で得られる生きていくための重要な情報であると思います。</p> <p>いい評判はおおっぴらにしてもいいが、悪い評判は一律だめ。こんなのじゃどこから悪の情報が手に入るのでしょうか。</p> <p>やっぱりこの検討会は、収入にも名譽にも困らないお役人さまたちが主導して、私のような低学歴・低収入・低レベルの人間は、そのコントロール下に入りなさいという、そんな目的が見えてきます。</p> <p>出会い系サイトにしても、有害と位置づけるのはいかがなものかと思います。</p> <p>もし有害と思うのであれば、国が、こんな人間関係が希薄な世の中を変えていくような男女の出会い系の機会を提供してください。</p> <p>もしくは、女性がもっと男性に眼を向けるような考え方になるような施策を作ってください。それができないのであれば何も特定のジャンルのサイトを排除する必要はないと考えます。</p> <p>(個人18)</p>	御意見として承ります。
	190	<p>○ この世の中のありとあらゆる情報というものは、それ単体ではなんの価値基準を持ち得ません。</p> <p>情報を受け取る主体によってそれの価値は変化し、またその変化は常に行われます。</p> <p>そのため情報単体を違法・有害と断定する根拠は存在し得ません。</p> <p>これらの情報が持つ特性によって、以上の事は既に日本国憲法第19条において明</p>	御意見として承ります。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>記されています。</p> <p>「第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」</p> <p>話はそれますが、世間に目を投じれば貴方が規制すべきだと声を荒げるいわゆるエロ本やエロ漫画が大量に存在しています。</p> <p>これは世の風俗が乱れている訳ではなく、日本国憲法がきっちりと遵守されていることの証左に他なりません。</p> <p>個々人が個々人の性を肯定し、性欲を健全な形で昇華させているのが今の日本なのです。</p> <p>閑話休題</p> <p>そしてインターネットというものは人類史上初めての匿名による大量情報の送受信が可能な環境です。</p> <p>このインターネットで求められるのは情報の真偽をいかに素早く論理的に判断するかという能力です。</p> <p>つまりは論理的思考。</p> <p>小中学生に対しては論理的思考の実践を教育させれば済む話なのが、閻サイトの規制なのです。</p> <p>まったくもって単純明快。</p> <p>繰り返しますが、世の中のありとあらゆる情報は発信者の意図や受信者の願望によっていかようにも変化することを理解させればいいのです。</p> <p>(個人19)</p>	
	191	<p>○ 何をもって有害とするかが問題である。権力者が自分に不都合な情報を有害とみなして規制するのは言論弾圧にしかねない。国会議員や官僚の不正、または危険な法案などを監視するのは国民の役目であり権利である。言論の自由は守られるべきだ。</p> <p>(個人20)</p>	<p>有害な情報については、どのような情報を有害と受け止めるかは各個人の価値観等により異なることから、対策が講じられるべき情報の範囲や方法については民間の自主的な判断に委ねられるべきものと考えております。</p>
	192	<p>○ 1.違法情報への対応と有害情報への対応は別途取りまとめを行うべきである 2.有害・無害の判断はインターネット利用者に委ねるべきである</p> <p>違法情報と有害情報は明確に区別すべきものである。違法情報が取り締まられるのは当然であるが、有害情報については、ある人にとって有用な情報が別の人にとて都合の悪い「有害情報」になるケースが生じるなど一義的に決定できるものではない。両者を意図的に混同して取り締まるようなことがあってはならない。「違法・有害情報」とひとくくりにして取りまとめを行う姿勢に懸念を表明するものである。</p> <p>有害か否かを判断するのは、あくまで利用者側(保護者含む)であるべきで、国の機関であれ民間機関であれ特定機関が有害と無害の線引きをするのでは、近隣に存在する言論統制国家と何ら変わらない。表現の自由や、その対照である知る権利は最大限尊重されるべきと考える。</p> <p>以上の観点から、インターネット利用者が自由に選択することを前提として、フィルタ</p>	<p>最終取りまとめ(案)にあるとおり、違法な情報と違法ではないが有害な情報に対する対策は、区別していくべきものと考えております。</p> <p>また、有害な情報については、どのような情報を有害と受け止めるかは各個人の価値観等により異なることから、対策が講じられるべき情報や方法については民間の自主的な判断に委ねられるべきものと考えております。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		リングソフトの開発や普及促進には賛同するが、第三者機関、ISP等に現在以上の有害判定やアクセス制限等の権限を与えることには断固反対する。 (個人21)	
	193	<p>○ 私は、未成年もしくはある程度の年齢までの子供に対し、家庭と学校での倫理・道徳教育、インターネットの安全な利用に関する教育を強化してほしいと思っています。</p> <p>それと、学校の先生や親たちにも、インターネットでできることを知ってもらうための講習会のようなものを開いて知識をつけてもらいたい。子供に対するしつけ・教育が十分でないと、学校裏サイトなどを作つて(または利用して)陰湿ないじめをしたりします。</p> <p>また、ネット上の開かれた場所に、個人を特定できる情報を載せることもよくあります。最近では、犯罪をおかしたらしい学生が、SNSサイトや掲示板などで書いた情報を元に、警察ではないただのインターネットのユーザーによって個人情報を特定されかけるなんてことも起こっています。その子とは別の多くの子供の話ですが、顔写真なんかも何の危険性も考えずにアップロードしているように思えます。それが原因でストーカーやその他犯罪が起りうることは容易に予想できます。そんなわけで、子供にはインターネットの恐ろしさを知ってほしいし、インターネットを悪いことに使わせないような教育をしてほしい。</p> <p>また、親がインターネットの恐ろしさを理解せずに子供に自由にパソコンを使わせれば、好奇心旺盛な子供は犯罪をおかしたり犯罪にまきこまれたりするでしょう。学校の先生は、せめて自分の学校の裏サイトを探すことができるくらいのスキルを持っていてほしい。</p> <p>もうひとつ、小中学校で、今現在学校に携帯電話を持ち込むことが禁止されていない場合は、朝に担任の先生に預け、下校時に返却するようにしたほうがいいと思います。なぜなら私が高校生のときに、授業中に携帯電話でインターネットにつないで遊んでいたから。昔の私のような人が増えると日本の将来が危ういので、授業中に携帯電話をいじることができないようにするべきだと思います。大阪府でも橋下徹知事が私と同じような考え方をしていて、小中学校への携帯電話持込禁止などについて検討しているようですね。</p> (個人26)	最終取りまとめ(案)は、民間の自主的取組の一層の促進及び利用者等のインターネットリテラシーの向上のための施策を提言したものです。今後、関係者が相互に連携しつつ、総合的なインターネットリテラシー向上のための取組を行っていくべきと考えております。
	194	<p>○ 有害サイトについてですが…確かに、出会い系サイトや児童ポルノサイト、麻薬販売サイトなどは明らかに有害なので当然規制すべきでしょう。</p> <p>ただ…掲示板とか、そういうのまで青少年にとって有害であると決め付けてしまうのはどうかと思います。</p> <p>ネットだからこそ、言えることってあるんですよ。例えば、病気のこととか、相談しにくい悩みとか…匿名だからこそ言えることだってあるでしょう。</p> <p>そういうところを心の拠り所にして何とか生きている子達だっているでしょう。それなのに…無理矢理居場所を取り上げるようなことをしていいのですか？</p> <p>これって国民の「知る権利の侵害」ではないですか？</p> (個人30)	何が青少年にとって有害かという判断は難しく、国が関与すべきではないというのが最終取りまとめ(案)の考え方です。携帯電話フィルタリングの改善についても、御指摘のように全てのコミュニティサイトを規制することは望ましくないという問題意識を持って、検討したものです。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	195	<p>○ まず、取り締まるにしても、細かい点まで配慮しなければ言論弾圧、表現の自由に反することになります。むやみにただ規制すればいいというものではありません。青少年に有害と思われる情報は家のパソコンにフィルタするなり閲覧の際に生年月日を入力させる(偽った場合は罰則など)のネットユーザーへの配慮が必要不可欠です。無理矢理抑えつけられれば、ゆがみが生じて更に大変なことになり、国民から反発されると思います。表現の自由を奪い、言論封殺することは絶対にあってはなりません。</p> <p>(個人67)</p>	<p>最終取りまとめ(案)は、民間の自主的取組の一層の促進及び利用者等のインターネットリテラシーの向上のための施策の推進を重視しており、法規制の導入については慎重に検討すべきとの立場をとっています。</p>
	196	<p>○ 天下り先の第3者機関による、違法情報対策に関する標準的な仕組み・技術・違法性の有無の判定のプロバイダーへの押しつけつまりは青少年名をつかって自分達が好きなようなネットの世界を作りたいのがわかるまとでした。国民を侮辱しすぎです、まともな思考ならこういうものができないはず一度撤回し最初から作り直すべきです。</p> <p>(個人79)</p>	<p>具体的のどの機関を指しておられるのか不明ですが、サイト認定を行うような、第三者機関については、中間取りまとめで詳細に論じてあるよう行政からの独立が原則であると考えています。また、青少年インターネット環境整備法及びこれを踏まえた最終とりまとめ(案)も、御指摘のような点を避けることが重要と認識しています。</p>
	197	<p>○ 国民は情報にフィルタリングを掛ける際は、民間のツールで満足しており、政府に規制は求めいないと言うのが実態なのではないかと思う。有害情報排除よりも政府は「表現の自由・言論の自由」を守ることを考える方が国民の支持も得られるので、そちらにご尽力願いたい。</p> <p>(個人32)</p>	<p>御意見として承ります。</p>
	198	<p>○ 2009年4月1日の『青少年インターネット利用環境整備法』の施行を待たず、更に成人をも対象にした規制に乗り出すのは、性急過ぎると感じる。資料には >国による過度な箝制は採用せず、これまで行われてきた民間における様々な自主的取組を後押し とあるが、民間のいわゆる「自主規制」で行うとすると、「右へ倣え」で、あれもこれもと規制の対象になり得る危険性があると考える。 ネット発の情報に関しては、スポンサーに縛られない自由な発言者が大勢いることが1つに挙げられる。規制の対象が、取り扱い物の内容から言葉の使い方、組み合わせ方、などと多岐に渡っているのに対し、「言論の自由」と国民の「知る権利」などをどう守っていくか、の提案がなされていないのは寂しい限りである。 いくら「憲法違反にならない範囲内」と定めていても、国内にこういった情報規制を敷くことは、例えば「天安門」でGoogle検索しても事件の内容を知ることの出来ない中華人民共和国の事例を連想させられてしまう。それ故、ある一定の「方向付け」をなされた情報しか得られないのではないか?との不安も出てくる。 資料にあった『高度な違法・有害情報検出技術の開発イメージ』を見たが、非常に細かく分析されていると感じた。と共に、これらの違法性、危険性の判断を事業者に任せる、というのはサイト運営者の負担を増すものであり、個人の情報発信を阻害するものだと感じた。 子供のネット環境、情報の取捨選択については、ニフティの教員指導の例などが挙</p>	<p>御意見として承ります。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>げられているが、学力低下が懸念されている今、これ以上学校の課題を増やすのはどうかとの思いもある。</p> <p>インターネット絡みの事件は、マスコミがとかくセンセーショナルに報道しがちである。硫化水素や練炭による集団自殺の件に関しては、まるで報道合戦のような扱われ方で、「正義」を自負するマスコミが、情報を拡散し、事件を拡大した面もあると思う。また、情報弱者である年配層のインターネットに対する偏見を助長したと考える。</p> <p>いずれにせよ、国家が企業を巻き込んでの規制に先走るのは得策でないと考える。 (個人69)</p>	
	199	<p>○ インターネット規制内容をテレビ、新聞で報道せず(国民に周知せず)に規制内容ばかりを書き連ねたパブコメは非常に卑怯ではないでしょうか? 規制賛成派だけでなく規制に反対している人の声もテレビ、新聞で国民に周知した上で30日以上の募集期間を設けてパブコメを募集しなおすべきです。 (個人36)</p>	御意見として承ります。
	200	<p>○ 全体的に国家権力者の関与をほぼ否定し、事業者の取り組みを十二分に評価しながら事業者に対する負担が増大しないように釘を刺し、利用者のメディアリテラシーの向上に主眼を置いた提言は非常に良かった。 (個人37)</p>	最終取りまとめ(案)への賛成の御意見として承ります。
	201	<p>○ 「有害」という語は、法に全くない。「有害」という全ての文言を削除すべきである。現法に違反するものは現法に従って対応すればいい。「有害」という言葉でいたずらに対象拡大することに私は反対する。「有害」という語をわざわざ用いているのは、総務省がムダに権限拡大し、ムダな仕事を増やし、ムダに予算を浪費し、日本の情報を統制しようという宣言であり計画であり、国民へその共犯を求めていたという意味だと私は読解した。かつて日本には「内務省」という有害無益な組織が存在し、その官僚組織が暴走したため、国を滅ぼすことになった。その後継組織が「夢よもう一度」とばかりに国を滅ぼすための情報統制の「再チャレンジ」を行なうのを我々は許すべきではないと私は考える。よって、範囲対象が不明確な「有害」という文言を全て削除すべきだと考える。 (個人38)</p>	御意見として承ります。
	202	<p>○ 「違法ではない有害情報」を総務省が統制すべきであると主張しているのは、総務省は権力を濫用するから大衆は承認しろ、という要求だと解することができる。そんな要求には反対する。フィルタリングソフト会社は天下り組織であることを強く疑う。天下り先確保のための「報告書」の内容と意図に強く反対する。「天下り先」ではないと主張するのならその証明をすべきである。フィルタリングソフトが全く不合理な代物であることは「インターネット協会」講演で証明されている。「とくかく天下り先を作らせろ」という要求だと解する。そんな要求には反対する。 (個人38)</p>	青少年インターネット環境整備法制定の議論において、有害情報の判断等に国が関与することがないことを確認しています。最終取りまとめ(案)においても、この点を原則として、あくまで民間の自主的取組の進展を期待しているものです。
	203	<p>○ 何を持って違法、有害とするかの線引きが非常に難しい問題だと思います。インターネットは現在、最も自由な情報がやりとりできる場です。良いことも悪いこと</p>	有害な情報については、どのような情報を有害と受け止めるかは各個人の価値観等により異なる

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>もです。誤情報や嘘の中から本質を見抜く力を育む。そういう使い方もあるのではないかと思います。マスメディアの嘘、国が教えない情報を率先して暴き、周知させる力です。国民が今最も気安く使える、情報の自浄能力でもあります。有害、違法、差別、人権。そういった言葉で簡単に制御されることは困ります。メディアの手の入らない、主権者達の思想が見れる世界です。もしここに過剰に法の手が入れば、必ずそれを悪用しようとする人がいると思います。</p> <p>チベット、東トルキスタンのリアルな惨状などは、私はインターネットで初めて知りました。騒音問題の報道の真相などもそうです。こういった情報を拡散されたくない人たちが、情報を制御しようと活動するのではないかと懸念しています。有害情報を取り締まるのではなく、使う者のメンタルを上げていく努力をして欲しいものです。臭い物に蓋、のやりかたには反対いたします。取り締まられるのはごめんです。悪いものを悪いといって、違法と怒鳴りつけられてはたまりませんから。</p> <p>(個人40)</p>	<p>ことから、対策が講じられるべき情報の範囲や方法については民間の自主的な判断に委ねられるべきものと考えております。</p> <p>また、最終取りまとめ(案)は、民間の自主的取組の一層の促進及び利用者等のインターネットリテラシーの向上のための施策の推進を重視しており、法規制の導入については慎重に検討すべきとの立場をとっています。</p>
	204	<p>○ マスコミはスポンサーやマスメディアそのものの意向により、真実を報道しているとはとてもいえません。中国のような規制をネットにしてしまえば、国民は情報を多面的に判断することは不可能になります。匿名だからこそ、表明できる意見もあるので、安易な規制は反対です。</p> <p>(個人42)</p>	<p>最終取りまとめ(案)は、民間の自主的取組の一層の促進及び利用者等のインターネットリテラシーの向上のための施策の推進を重視しており、法規制の導入については慎重に検討すべきとの立場をとっています。</p>
	205	<p>○ インターネットを安全な場所にしようとする考え方自体が誤っている。</p> <p>日本語でかかれている情報以外が圧倒的に多い状態で、本件報告書案のような規制は「角を矯めて牛を殺す」の例えを推進することにしかならない。本件報告書案が表明している過剰な規制?を行って誰が利益を得ることができるか。インターネットを利用し、創作活動を行っている人であろうか?インターネットをコミュニケーションの場として楽しんでいる人であろうか?上記にあげたいずれの人も、損害を受けることはあっても利益を受けることはできない。過剰な規制によって不便になるだけであり、本件報告書案が問題としている違法性のある行為をインターネット上で行う輩には影響をほとんど与えることができないと考える。</p> <p>インターネットは仮想空間であり制御すべき物であるとの考えが元になっていると思うが、すでにその段階を超えた情報空間として存在していると考えている。現実と同様の危機意識を持って接するべきであり、そのことを教育を通じてインターネットは安全ではなく、使いようによっては危険な物であることこそ教育するべきであり、その方針を持って議論を再度行うことを希望する。</p> <p>(個人44)</p>	<p>最終取りまとめ(案)は、民間の自主的取組の一層の促進及び利用者等のインターネットリテラシーの向上のための施策を提言したものです。今後、関係者が相互に連携しつつ、総合的なインターネットリテラシー向上のための取組を行っていくべきと考えております。</p>
	206	<p>○ 総務省主導による有害情報の規制に反対いたします。</p> <p>そもそも有害情報とは誰の価値観に基づいて決められるものなのでしょうか。もし現行法において違法な情報であれば、現行法に則って対処すれば良いだけの話です。それを、違法ではないが「誰か特定の人物・団体の価値観」に基づいて作り上げられた「有害情報」を排除するなどの行為は、国民の知る権利や憲法にも定められている表</p>	<p>最終取りまとめ(案)は、民間の自主的取組の一層の促進及び利用者等のインターネットリテラシーの向上のための施策の推進を重視しており、法規制の導入については慎重に検討すべきとの立場をとっています。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>現の自由などを甚だしく侵害するものであると考えます。多様な価値観を撲滅する今回の最終とりまとめ案は、これによって国民そのものを統制しようとする意志のようなものが垣間見えます。戦後、国民が獲得した平和憲法にも定められているこれら権利を、一国家機関が「有害情報排除」の美名のもとに自由に検閲・削除できるなどという考えは戦前の検閲社会への回帰を志向しているものだと言わざるを得ません。</p> <p>総務省は、インターネット上におけるユーザーの自由な活動の保証を率先して取り組むべきであって、インターネットの世界を著しく萎縮させるような行動は厳に慎むべきです。インターネット上での商行為やそれらに伴う経済規模は、既に巨大なものとなっています。それを、今回の最終案はインターネット上の経済圏に対し壊滅的な打撃を与えることも十分にあり得るのです。数年前に国交省が建築基準法を改正し、さらには金融庁主導で貸金業法の改正、不動産融資規制などを「国民のため」という大義名分で行いましたが、結果として業界全体を崩壊寸前にまで落ち込ませ、大量の失業者を生み出しました。結局、これらは「官製不況」とも揶揄されるほど厳しい状況を作り出してしまったのです。総務省はこの国交省や金融庁の一連の愚策を繰り返すのでしょうか。このように国民の権利だけではなく、国民を経済面でも貶めるような今回の最終案には到底同意できるものではなく、一国民として強く反対するものであると申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">(個人47)</p>	<p>また、有害な情報については、どのような情報を有害と受け止めるかは各個人の価値観等により異なることから、対策が講じられるべき情報の範囲や方法については民間の自主的な判断に委ねられるべきものと考えております。</p>
	207	<p>○ 本プログラムのような、民間の活動を後押しする政策は歓迎すべきものであり、国には産業発展の観点から官民一体となって議論する場を設けたり、または取組み推進に関わる社会的なコスト負担を官、民、場合によってはユーザも含めて適切に分担する枠組みを整備するなど、民間による自主的、主体的取組みを支援するための仕組みづくりに一層注力していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">(社団法人関西経済連合会)</p>	<p>最終取りまとめ(案)への賛成の御意見として承ります。</p>
	208	<p>○ 私はインターネット上の違法・有害な情報を法律で規制することは、違法・有害な情報だけではなく、有益な情報までも規制されてしまうおそれがありますので、基本的には反対です。ただ、最終取りまとめ案の全体を拝見したところ、規制を行ったことに対する懸念事項についても触れられていることが判明しましたので、その点は支持したいと思います。まだまだ懸念事項は存在するかと思いますので引き続きご検討いただければ幸いです。</p> <p style="text-align: right;">(個人50)</p>	<p>最終取りまとめ(案)への賛成の御意見として承ります。</p>
	209	<p>○ どういった表現が違法なのか、そうでないのかの境界線が曖昧なままで、恣意的な運用をされる恐れがありますので、違法である例、そうでない例を、できるだけ多く明示して利用者に分かりやすくすることが重要だと考えております。また実際に規制された例、規制されなかった例をデータベースなどに格納して利用者の目に触れるようにし、わかりやすくなるのがよろしいかと思います。違法かどうかの境界線がないと、表現の萎縮を招くことになり、事実上、表現の自由の侵害につながる恐れがあります。</p> <p style="text-align: right;">(個人50)</p>	<p>有害な情報については、どのような情報を有害と受け止めるかは各個人の価値観等により異なることから、対策が講じられるべき情報の範囲や方法については民間の自主的な判断に委ねられるべきものと考えております。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	210	<p>○ 私はうつ病という精神疾患を患っております。精神疾患に対する偏見は未だ根強く残っております。そのような社会情勢の中で、悩みを相談したり、共有する場は、ほとんどありません。また体調がすぐれない時は外出もできません。しかし、そんな時こそ、誰かに苦しい思いを打ち明けたいのです。家族や主治医も、いつでも話を聞いてくれる訳ではありません。そんな状況において、唯一、相談相手を探せる場所が、インターネットの匿名掲示板です。実名では上記の偏見を実生活で受けることになり、苦痛であるばかりか、病状悪化は必至です。うつ病は最悪、自殺に至るケースも珍しくありません。このような理由により、インターネットの規制は反対です。</p> <p>(個人53)</p>	最終取りまとめ(案)は、民間の自主的取組の一層の促進及び利用者等のインターネットリテラシーの向上のための施策を提言したものです。
	211	<p>○ インターネットは便利である反面、有害な情報がある負の側面を持っていると思います。しかし、不正の告発など、一般市民が問題提起する場として有効な手段でもあります。裁判を起こす、という告発方法もありますが、費用負担など、かなり敷居が高いと思います。実際に告発された方はその後苦しい生活を余儀なくされています。また、新聞やテレビなど既存のメディアは国民の知る権利に応えていません。このような状況にあって、唯一本当の事を知る手段がインターネットです。もちろん嘘の情報もありますが、それは利用者が真偽を判定し、取捨選択すればよいことです。</p> <p>よって、インターネットの匿名性を排除するような規制には断固反対します。</p> <p>(個人54)</p>	最終取りまとめ(案)は、民間の自主的取組の一層の促進及び利用者等のインターネットリテラシーの向上のための施策の推進を重視しており、法規制の導入については慎重に検討すべきとの立場をとっています。
	212	<p>○ この案はインターネット上の表現の自由を損ねるもの、はたまた拡大解釈されて、インターネット上の言論の自由等も損ねるのではないかと危惧をしております。</p> <p>確かに、インターネットの世界では「学校の閨サイト」や「自殺誘導サイト」、「薬物への誘導サイト」など、反社会的サイトも星の数ほどあります。しかしながら「自由」の裏返しには「責任」「義務」があるはずです。その責任・義務について何らかの蓋やフィルターをかけるのではなく、別の形で取り締まり活動等はできないものでしょうか？</p> <p>日本は憲法で保障されている言論の自由などの自由権をお隣の人権圧政国家「中華人民共和国」のようにアクセス禁止などの措置をとるようになりますか？そうすれば日本の民主主義体制は必ず崩壊しますよ。</p> <p>また、このことについて一般国民はまったく知らないと思います。どうか、一個人の意見ではありますが、もっと周知活動を徹底していただき、国民の意見募集期間を長く置き、慎重な議論をしていただきたいと思います。</p> <p>(個人56)</p>	<p>最終取りまとめ(案)は、民間の自主的取組の一層の促進及び利用者等のインターネットリテラシーの向上のための施策の推進を重視しており、法規制の導入については慎重に検討すべきとの立場をとっています。</p> <p>また、インターネット利用環境の整備にあたっては、表現の自由に配慮してしていくことが必要と考えております。</p>
	213	<p>○ インターネットを規制することは断固反対です。</p> <p>インターネットが悪と言われているのは、インターネットに流れている情報を既存マスコミが歪曲・偏向報道をすることで、そういう意見に誘導させられているからです。</p> <p>逆に、真実を報道しない既存マスコミに対する指導や規制をお願いしたいです。</p> <p>なぜなら、国民が直接不利益を蒙るような情報を、マスコミはほとんど報道しないため、それらを短時間で広めるにはインターネットしかないと言うのが現状です。</p> <p>国民あっての国であり、國あっての国民ではありません。國の暴走を私たち国民は</p>	最終取りまとめ(案)は、民間の自主的取組の一層の促進及び利用者等のインターネットリテラシーの向上のための施策の推進を重視しており、法規制の導入については慎重に検討すべきとの立場をとっています。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>止める権利があります。そしてそれには、正しい情報が必要不可欠です。</p> <p>インターネット規制をするというなら、その前に既存マスコミに対する公正な報道を徹底させてからにしてください。</p> <p>(個人57)</p>	
	214	<p>○ 何でも規制すればよいとは思いません。</p> <p>ネットを規制することは、国民の知る権利を害し、更にはプライバシーの侵害であると考えます。</p> <p>今のマスコミは社の方針やスポンサーに都合の悪い事は報道せず世論を操作しようと偏見に満ちた報道を繰り返します。もはや公共のものとはいえない現状です。マスコミやそのスポンサーが隠したがる真実が散らばるネットの役割や功績は無視し有害だから、嘘だらけだから規制しようと煽っています。この辺りも公平を欠いていませんか。</p> <p>今現在もネットでしか知りえない情報は沢山あります。それはわいせつ画像などではなく、本来であれば広く報道され国民に周知されなければならないものばかりです。しかしマスコミはスポンサーが絡むと事実であっても書かない、言わない。逆に金の関わらない報道は徹底して叩く。情報を捏造しても叩きます。利害にがんじがらめになり、自身の利益を生む報道しかしないマスコミやそのスポンサーにとって安易な規制は情報隠蔽の格好の隠れ蓑です。あれもこれも規制しろと圧力をかけ、自分らに都合の悪い情報の削除にやっさきになるのは目に見えています。</p> <p>有害と認定するのは誰ですか、何を基準に有害と定めるのでしょうか。あやふやなそれを定める為にどれだけの費用を税金からつぎ込むのですか。認定は拡大解釈され、あれも違反だこれも違反だと規制されるのではないかと心配になります。与えられるばかりの情報では国民は一部のメディアに洗脳されるばかりです。確かに有害な情報もあります。しかし既に国民は与えられた情報ばかりではなくあらゆる角度から解釈された大量の情報から真偽を探し出し、自分で考え、判断しなくてはいけない時代に来ています。それを一部の利益の為に規制する事は絶対に許されません。</p> <p>児童ポルノ規制にしても児童ポルノという言葉を隠れ蓑にしあらゆる国民を監視下に置く、でっちあげの摘発をも可能にしてしまうというどこに国民の利益があるのか理解しがたいものです。更に規制して犯罪が減った国はあるのでしょうか。今の日本ほど児童ポルノに関連した犯罪が少ない国はあるのでしょうか。</p> <p>真に国民の為になるような働きを切望します。よろしくお願ひ致します。</p> <p>(個人58)</p>	<p>最終取りまとめ(案)は、民間の自主的取組の一層の促進及び利用者等のインターネットリテラシーの向上のための施策の推進を重視しており、法規制の導入については慎重に検討すべきとの立場をとっています。</p> <p>また、有害な情報については、どのような情報を有害と受け止めるかは各個人の価値観等により異なることから、対策が講じられるべき情報の範囲や方法については民間の自主的な判断に委ねられるべきものと考えております。</p>
	215	<p>○ この案について反対です。</p> <p>サイトの違法・有害情報を規制する形でなく個人個人が善悪の判断ができるようインターネットについて正しい知識をつけるよう教育するほうがいい方向にもっていかれると思うからです。それに違法・有害の判断というか線引きは誰が行うのでしょうか、何を判断にするのでしょうか。そのところも明確にせぬままこのような案を通そうとするのは遺憾です。</p>	<p>最終取りまとめ(案)は、民間の自主的取組の一層の促進及び利用者等のインターネットリテラシーの向上のための施策を提言したものです。</p> <p>また、有害な情報については、どのような情報を有害と受け止めるかは各個人の価値観等により異なることから、対策が講じられるべき情報の</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		(個人61)	範囲や方法については民間の自主的な判断に委ねられるべきものと考えております。
	216	○ 警察所管・映像送信型性風俗特殊営業の、登録型から許認可制への変更が望ましいと考えます。(ワンクリック詐欺サイトが映像送信型性風俗特殊営業開始届済を謳っておりますが、消費者が営業開始届けを出しただけで公認されたものと誤解を受けるため許認可制にして、認可番号等の表示を義務付け、定期的に監査を行い、違反に對して厳罰化) (個人7)	映像送信型性風俗特殊営業制度については、検討会における議論の対象外です。
	217	○ インターネット上の言論・思想の自由が弾圧されるような違法・有害情報への対応がなされることがあれば、国民の1人としてその対応へ断固反対します。特にインターネット上の匿名性は言論の自由において大変有益であり、大変重要なものだと思います。インターネット上の匿名性はこれからも最大限尊重していただきたい。これまでのようにインターネットの使用が続けられることを希求します。 (個人73)	最終取りまとめ(案)は、民間の自主的取組の一層の促進及び利用者等のインターネットリテラシーの向上のための施策を提言したものです。また、インターネット利用環境の整備にあたっては、表現の自由に配慮していくことが必要と考えております。
	218	○ HPや掲示板等での表現に関して、「誹謗中傷」と「告発・批判」との区別は主觀に負うところが大きく極めて曖昧であるため、現在行われている犯罪予告の取り締まり程度が適切であり、これ以上の法的規制は安易に行うべきではない。特にに政治家・政治団体・宗教団体・人権団体・民族団体に関しての発言には取り締まりをすべきでない。匿名でなければ発言できない問題が多いのが、日本の悲惨な現状です。 (個人74)	最終取りまとめ(案)は、民間の自主的取組の一層の促進及び利用者等のインターネットリテラシーの向上のための施策の推進を重視しており、法規制の導入については慎重に検討すべきとの立場をとっています。
	219	○ ネット上にはいろいろな情報があふれています。それはネット規制がないからですが、すべてが害のある者では当然なく、どこをどうやって子供たちに害がないようにすべきかは非常に難しいと思います。それに今や新聞・テレビといった特定のメディアがネットと比べて情報量にとぼしく、力のないものとなっています。国民の良識を健全にするためにも安易な規制はさるべきですが、もしも社会をよくするためのものであれば、個人的にはネット規制よりも社会を細かくわけて20年くらいかけての教育(これはネットマナーだけでなくリアルでのマナー)に力を入れたほうがいいと思います。人間は1日～2日で成長するものではないのでもっと長い時をかけて教えていくのがよろしいかと思います。 それとポルノ規制(児童ポルノ)ですが、これらも表現の自由をそこなうのでかなりデリケートな問題です。それに先進国の中では日本は性犯罪の少ない国です。アメリカやその他の多くの国と比べてどこが問題なのかも不明ですし、気をつけて取り締まらないといけないと思います。むしろ平和な日本のやり方を世界に発信できないでしょうか?内政干渉となるならば、それは日本とて同じはずです。とにかく慎重に時間をかけてやる問題だと思います。 (個人64)	最終取りまとめ(案)は、民間の自主的取組の一層の促進及び利用者等のインターネットリテラシーの向上のための施策の推進を重視しており、法規制の導入については慎重に検討すべきとの立場をとっています。 また、児童ポルノ対策については、通信の秘密や表現の自由などの法的問題点を抱えていることは御指摘のとおりであり、今後、最終取りまとめ(案)にて提言されている民間の自主的枠組みの中で、十分な調査検討がなされることが望ましいと考えます。
	220	○ 基本的に我が国は世界で最も安全かつ平穏な治安状況を維持しており、それをさらに強化するといった対応は(ゼロに近い数値を更にゼロに近づけるのは困難である以	御意見として承ります。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>上)ほぼ全ての“税金の無駄遣い”である。</p> <p>個人が自身の趣味の範囲でこういった治安活動を(ただし合法の範囲で)行うのは自由であるが、公金を用いて行うのであれば、その科学的・統計的根拠が明確であり、尚且つ他の支出よりも優先である合理的根拠が必須である。</p> <p>よって、そもそもこの行動計画自体が公金を不当に支出する反社会的計画であり、一切停止すべきである。</p> <p>(個人23)</p>	
	221	<p>○ 文中にて再三“有害情報”という破廉恥な造語が繰り返し用いられているが、“有害情報”は“違法情報”と対で用いられており、この場合は言葉の定義上“有害情報”などという情報は存在し得ない。</p> <p>即ち、情報それ自体は情報学的に透過的かつ中立であって、直接的な“害”など存在しない。</p> <p>言葉自体が現実の実体に対して直接的な害を与えるとする意見は、呪術や魔法の類の現実的な存在を肯定する幼稚で非科学的な見解であり、一顧だにする余地のない戯言であるのは当然である。</p> <p>当然、そういうたった幼稚で何ら根拠を持たない(単なる感情的な)意見を以って他者に何らかの行動を強制する行為は、正に“反社会的”運動であり、その法制化は完全に違憲立法である。</p> <p>また、情報がその受け手の“精神に”何らかの悪影響を与えるとする意見もあるが、これは受け手側の状態に著しく左右され、一律に処理できる問題ではない。</p> <p>(例えば言語圏の違う相手に対しては対象が理解できる言語を用いなければ、どんな侮蔑も賞賛も対象にとって何の意味ももたない。)</p> <p>学術的にも(対象者が精神に何らかの異常を抱えている場合を除き)“単なる情報”が“人の行動をその人の規範を超えて左右できる”ほどの、“強力で不可逆的な影響を与えるとする”仮説(弾丸効果仮説)は一世紀近い研究の下に完全に否定されており、逆に全ての情報が少しづつ小さな影響を与えるとする学説が主流となっている。</p> <p>我が国でも文部科学省の研究や、メディア影響論の第一人者である坂元章氏の研究(2000,2001等)によって改めて弾丸効果仮説の存在が否定されている。</p> <p>立憲国家の場合、諸外国でもそういった“言葉やメディアの影響力”論拠を元にした情報規制は、そのほぼ全てが“科学的根拠が無い”こと、“表現の自由を著しく否定する行為”であることを理由に違憲とされている。</p> <p>(ドイツなど憲法自体に特定の倫理観によって表現の自由を侵害することの容認を明示している特殊な国家もあるが、これは世界全体からみて極めて異例である)</p> <p>一方、人に何らかの“害”を“間接的に”与え得る情報であった場合は、例えば刑法230条や出会い系サイト規制法、児童ポルノ法などといった法令で“違法”として処理される。</p> <p>明らかに有害であるが立法が追いついていない、といった特殊な事例もあり得るが、これは過渡期に於ける例外中の例外である。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、最終取りまとめ(案)において違法・有害情報対策の基礎となる調査の必要性について言及しています。今後の方向性について引き続き検討してまいります。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>よって、本来の言葉の定義からすれば“有害情報”＝“違法情報”である。</p> <p>ところが一般に行政文書によって“違法情報”と対になって“有害情報”と記載される情報とは、“害”的存在を科学的・統計学的に証明できず、それゆえに“違法”として存在を規制できない、声の大きな“特定の団体や個人にとって”“都合の悪い”だけの、“ただの情報”でしかない。</p> <p>“有害”であることが証明できないにも係らず“有害”と記載するのは明らかに不当であり、有害と名指しされる情報に関する人々が“他人に害を与える犯罪者である”と虚偽をもって侮蔑する人権侵害に直結する。</p> <p>仮にも公人・公僕が、その様な侮蔑を目的とする文言の利用を許容されてしかるべき要因など存在しない。</p> <p>公文書での“有害情報”という侮蔑用語の利用自体を一切禁止すべきである。</p> <p>(個人23)</p>	
	222	<p>○ 一連の文書を拝見したが、極めて対症療法的で、「〇〇が問題だから〇〇を規制する」といったような、木を見て森を見ない提案が多いと感じた。</p> <p>(個人41)</p>	御意見として承ります。
	223	<p>○ インターネット上の違法情報について。これは、主に18ページ目以降で取り組みが説明されている。しかしながら、これは非常に効率の悪いものとしか思えない。</p> <p>23ページ目に、インターネットホットラインセンターに寄せられた通報の一覧がある。半数を占める「わいせつ物公然陳列」以外は、被害者が存在する深刻な犯罪に繋がっている可能性が高い。にも関わらず、半分の労力を「わいせつ物公然陳列」に割いている。この構造自体に問題があるという視点は無いのか？</p> <p>日本のポルノ産業というのは、「わいせつ図画頒布」を違法とする「刑法175条」により、合法流通のものにはモザイク修正等が行なわれているのが現状である。しかし、無修正のものにもニーズがあるために、それとは別に、非合法業者や海外サーバを利用した無修正の「裏ビデオ」と呼ばれるものが、合法流通を凌ぐほど発達している。</p> <p>しかしながら、法を守らない業者が発展するとは、一体どういうことなのか？法を守らないということは、軽犯罪法(盗撮)や児童ポルノ禁止法など無いも同然であり、むしろ、被写体に対価を払い得ない盗撮や、人件費の安い児童を使ってポルノを撮影することは、彼らにとって経費の節約になる。</p> <p>この状況を変えるために、最も確実なのは、違法業者に商材を与えていたる「刑法175条」を改正することではないか？インターネットには国境は無く、他の先進国ほとんどではポルノは既に解禁されている。にも関わらず、国内でしか通用しないような「モザイク」ルールのようなものを死守することは既に無理があるし、結果として、前述のような児童ポルノ、盗撮ビデオといったものの温床となる「裏ビデオ」産業に貢献しているとあっては、175条の改正は急務であり、最も実効性が高い。</p> <p>また、上記法改正により、センターに寄せられる苦情から「わいせつ物公然陳列」が除外されれば、案件は半減するため、その分、深刻な犯罪に関する情報の処理に資源を集中することもでき、限られた人員をより効果的に使うことができる。</p>	御意見として承ります。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>青少年に性的情報を見せたくないというニーズがあるのなら、フィルタリング技術等を利用したほうが確実である。その場合、わいせつ情報の通報先はレーティング機関である。</p> <p>このように、どう考えてもデメリットの少ない合理的な提案「刑法175条改正」が、ほとんど見かけられないのは残念なことだ。「刑法175条」のような時代遅れのローカル法について、「これが前提条件である」「その改正はこの検討会の範囲を逸脱する」という固定観念に囚われているのであれば、真の問題解決のため、是非とも気持ちを入れ替えてもらいたい。そして、現在のインターネットを取り巻く法環境自体を、この検討会を起点に変えていくくらいの意気込みで仕事をしていただきたい。</p> <p>(個人41)</p>	
	224	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民の基本的な権利をないがしろにしても自身の利権拡大のみ大事とばかりに、腐り切った天下り役人が好き勝手に腰んだ妄想を垂れ流しているこの報告書案は、随所に理解不能の論旨の混乱が見られ、矛盾・不合理だらけで到底読むに耐えないものである。もはや自身の怒りを表すのに十分な言葉を私は持たないが、このように天下り役人が厚顔にも踏みにじっている国民の本当の安全と安心を今すぐ返してもらいたいと私は心から言いたい。 <p>この狂った報告書案の危険性は小手先の修正では治癒不能であり、情報モラル・リテラシー教育に関する「4. 利用者を育てる取組の促進」以外全て白紙に戻してゼロから検討し直されるべきである。</p> <p>インターネットの利用環境の整備は、法規制によるのではなく、民間の自主的取組によって推進することが最良の方策であるという言葉を自戒の言葉として、政府においても、今後は、恣意的な運用しか招きようのない危険な規制強化の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、地道な施策のみに注力する検討が進むことを期待する。</p> <p>(個人 28,33)</p>	<p>青少年インターネット環境整備法制定の議論において、有害情報の判断や、民間団体の支援の在り方について国の関与がないことを確認しています。最終取りまとめ(案)においても、この点を原則として、あくまで民間の自主的取組の進展やリテラシーの強化を期待しているものです。</p>
	225	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書は、違法・有害情報への対策を考えるにあたって、(1)民間での自主的な取組を網羅的かつ前向きに評価し、(2)表現の自由に対して悪影響を及ぼさないよう考慮し、(3)不必要的規制をすべきではない、というものになっており、わたしたちはその方向性を肯定的に評価しています。 <p>また、メディアリテラシー教育を柱とする「安心ネットづくり」促進プログラムの枠組みを、違法・有害情報対策とともに、基本的に賛成します。</p> <p>一方で、違法・有害情報のうち「有害情報」については、違法情報とは異なり、その基準や定義が著しく不明確であることから、本枠組みでの対象を違法情報に限定するか、少なくとも、対象となる「有害情報」の具体的な項目および詳細を定義することで、明確化を図る必要があると考えます。</p> <p>また、児童ポルノ対策については、過剰な規制論が述べられている箇所が目立ち、その技術的な対応としても、生活インフラとしてのインターネットに根本的な悪影響を与える内容になっています。特に「児童ポルノの効果的な閲覧防止策の検討」としてのブ</p>	<p>本最終取りまとめ(案)への賛成の御意見として承ります。</p> <p>また、有害な情報については、どのような情報を有害と受け止めるかは各個人の価値観等により異なることから、対策が講じられるべき情報の範囲や方法については民間の自主的な判断に委ねられるべきものと考えております。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>ロッキングは、個々のインターネットユーザーのアクセス権や通信の秘密を侵害するものとして反対します。いたずらな法改正ではなく、現行法できちんと対応するべきであると考えます。</p> <p>(インターネット先進ユーザーの会)</p>	
	226	<p>○ 確かに権利侵害で被害を受ける者がいるのも事実です。ですが特定のキーワードや情報に関して被害を受けたとした者がこの事を削除、罰を与えた場合、それは情報の検閲と情報統制につながるのではと懸念します。 匿名でなければ言えないこともあります。 事実に基づく内容を実名で書いたとしてもそれは勇気でなく無謀でしか有りません。その事実によって害を被る者が実社会での暴力として実名で書き込みをした者を害する恐れがあります。 最後にやや脱線気味ですが、最近のテレビ、マスメディアの偏向報道は見ていて気が分がとても悪くなります。 そういうもののとは関わりがないで事由に情報を得ることができる(情報の取捨、評価は自分でするべきがありますが)場というのは重要であると思います。 今、その場というのがインターネットだと思います。 どうか上記のことをふまえ慎重に検討されるようよろしくお願ひします。</p> <p>(個人 68)</p>	御意見として承ります。
	227	<p>○ ポータルサイトや省庁、地方自治体、テレビ局や新聞社のように老若男女が訪れずサイトには一定の基準が必要なはずです。大手サイト自体は直接違法のものはありませんが、違法や有害サイトへリンクや差別用語の書き込み、オカルト、靈気などへのリンクは児童には有害になり得るので注意が必要です。現状各自の基準で行っており、公共機関Webアクセシビリティ基準のような最低これだけは老若男女が訪問するポータル基準として、してはいけないすべきなどが法で規制ではなくそれこそ「チーム6%」のような動きのなか指針などで一定のWeb基準の設定が必要と考えます。</p> <p>(株式会社ネオブラッド)</p>	御指摘のような点については、モバイルコンテンツ審査・運用監視機構のような第三者機関や、設立準備が進んでいる「安心ネットづくり」促進協議会などにおいて議論が深まることを期待します。
	228	<p>○ P2Pによる、著作物や児童ポルノの拡散が問題になっているようです。しかし、これの取り締まりに単純所持処罰やダウンロードの違法化を適用するのに私は反対です。 この問題はネット料金の定額制や接続が常時接続になった事で問題が発生し、さらには超高速回線になった事によってより問題が浮き彫りになりました。 策として、例えばその超高速回線で、仮に「下り(ダウンロード)を超高速のまま」にして「上り(アップロード)を低速且つ一定時間で三秒切断」とかにしたらどうでしょうか? 超高速回線の旨みは大半が下りの速さに起因していると思います。TV局のネット放送などは下りが早ければ問題がないでしょう。そして、P2Pで仮にアップが遅いとなると、かなり使いづらいと思います。 また、特別なログインや認証をすれば本来の速度でアップできるようにする事によって、会社の業務などのやり取りに支障を生じさせない手段を残しておくべきでしょう。</p>	著作権侵害ファイルのダウンロードの違法化の問題及び児童ポルノの単純所持規制の是非については、検討会における議論の対象外です。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>ニコニコ動画の生放送なども、放送側が認証をする事によって、本来の速度でアップできれば問題がないと考えています。無認証では低速で且つ10分ごとに3秒切断され、IPアドレスが変わることによって下り側との接続が中断されるように仕組みをつくるのが良いのではないかでしょうか？。</p> <p>児童ポルノの単純所持規制は、国として宣言するのは格好がつきますが、実際の運用を考えてみると個人のプライバシーを侵害しないと捜査もできないでしょうし、また、与党案では「性癖による差別」を明言しているので、憲法の問題も出てきます。本質的には過去にあった治安維持法と同じでしょう。</p> <p>(個人 48)</p>	
	229	<p>○ 「青少年等に及ぼす影響への配慮」と「無配慮」とを判別する基準をコンテンツ制作者以外の政府や第三者が策定し、国民に半ば強制するというようなことは、民主主義国家が絶対必要とし、《日本国憲法第21条、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。》を真っ向から否定する行為です。</p> <p>そして、政府関係者や与党議員が「野党の××議員の出版物・WEBサイトが配慮に欠けており、青少年に対し非常に有害である。謝罪と発言の撤回を要求する」などという主張を連日くりかえし、与党政関係者の印象操作に躍らされたマスメディアが「無配慮議員問題」を連日報道し、議員が袋叩きになって落選するというような状況が発生する可能性もあります。「青少年等に及ぼす影響」についてあたかも「共通の判断基準の合意」があり得るかのような思想は排除すべきです。</p> <p>それ以前に、子供が悪事を学ぶ対象は、地元の実力者や宗教家、政治家や大企業とその幹部。子供の教育をどうにかしろという前に、地位の高い者が低い者に対し虚偽報告や隠蔽、収奪や抑圧するのを止めよ！</p> <p>(個人 51)</p>	御意見として承ります。
	230	<p>○ 情報発信と受信を適切に行う能力を習得させるのはいい事です「何が有害か」は、各個人が決めるものであり、誰かに、特に法律で強制されるような物ではありませんからね。</p> <p>(個人 51)</p>	有害な情報については、どのような情報を有害と受け止めるかは各個人の価値観等により異なることから、対策が講じられるべき情報や方法については民間の自主的な判断に委ねられるべきものと考えております。
	231	<p>○ 今回の最終取りまとめ案では『宣教団』や『思想暴力団』とも言うべき存在になってしまっています。この手の団体はあくまで『至近の犯罪を防ぐ』ための存在であり、『仮定の危険』を取り締まっていい存在ではありません。</p> <p>現在、インターネットホットラインセンターは自作自演も行っています。ボランティアか否かを問わず全ての警備・防犯団体はあらゆる思想から中立であるのは当然であり、むしろこれを侵す者こそ犯罪者の烙印を押されるべきです。</p> <p>まさかと思いますが、インターネット・ホットラインセンターが法で禁止されてない「実在しない18歳未満のポルノ」を、何の権限も与えられてないのに独自の基準で「違法相当の情報」として取り扱い、それを外国のNGO団体に連絡、それを受けたNGO団体がインターネット団体に苦情を申し出るという自作自演しているようですが、貴方達</p>	インターネット・ホットラインセンターは、インターネット利用者からの違法・有害情報の通報に基づき、違法情報の警察への通報や、プロバイダ等への削除依頼等の対応を行っており、違法・有害情報への有効な対策の一つであると考えています。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>は検閲行為を法的に保証させようとしてこの提言をしたのですか？国がやつたら憲法違反と叩かれるから、一応民間団体のホットラインセンターにやらせるって？それで正解ならば、貴方方は実に唾棄すべき卑怯者です！</p> <p>(個人 51)</p>	
	232	<p>○ 殆ど趣味ですが無名の一絵描きです。</p> <p>今回の法案に関して、こちらで感じた事を提出します。</p> <p>架空の人物を対象とした絵(今回の場合人物画)の規制は辞めて欲しいです。もしくは規制を全年齢向け作品に限定して欲しいです。成人向けの物に関しては購入者は空想上の産物として殆どの方はお酒やタバコのように割り切って購入していると思います。むしろ金銭や虐待目的の一般的に言うオタク狩りの方が残酷です。</p> <p>人物画は歴史上でも長いジャンルなのにジャンル制限でしかも年齢だけでなく、18歳未満に見えるという制限をかけるのは不便さと恐怖を感じます。描き手でも趣味でも何も考えずに気分で自由に伸び伸びと絵を描く事が出来なくなります。小学生趣味等は在りませんが個人的には等身的にも 18 歳前後が一番美しい比率の様に思えますが、18 歳設定の人物画を描いて 17 歳に見えると摘発される可能性があり、非常に危険や恐怖感等リスクを伴い、敷居や苦痛も跳ね上がります。回避する為に設定を上げなければなりませんが描き手とするとかなり抑圧的です。年齢設定に関係無くちょっとかわいく目を大きく描いただけでも汚名を着せられる可能性も在ってとても危ないです。</p> <p>18 歳未満で着衣でもちょっとスタイル良かったり美人に描いてしまったりしたら汚名を着せられる可能性も出てきて怖くて創作活動に差し支えます</p> <p>手順として作業過程で最初に裸を描いて服を乗せていくますが、過程で犯罪圈を通過する事になり創作活動に精神的苦痛や負担を伴います。芸術と美術は微妙に違うので芸術家志向の方は芸が売りなので技で切り抜けられるかもしれませんけど美術家志向の方は技じゃないからそういう訳にもいかずには負担になると思います。</p> <p>子供には何が重要なのか理解し難いでしょうけれど、必ず描く時に重要な点として</p> <p>服は着せる様に半自動的に非寛容に指導しがちになってしまいます。</p> <p>漫画やアニメの場合には、絵ではなくシナリオで規制する方が適切だと思います。全年齢向け作品ではアダルトな画像ではなくアダルトなシナリオに問題があると思います。</p> <p>小学生物等を擁護するつもりもありませんが、アダルト物でもシナリオの無い 18 歳前後の CG 集位は販売購入共に許容して欲しいです。現状では萌え絵は相手いない風俗行かないオッサンや相手がその気でない時の(不倫しない・できない人の)待機期間のオッサンや女性やライバル男性による虐待とかで現実女性が苦手なオッサンや内気引き籠もりがちなオッサンや面喰いなオッサンが主に性欲処理に利用しています。信じられない話ですが知人では女性と殆ど全くと言っていい位話も出来ない男性もいます。今の大人も誰かの子供って考え方もあると思います。</p> <p>普通絵がほぼ売れない修行中の絵描きへの経済的支援も不鮮明です。当然中に</p>	<p>擬似児童ポルノの規制の当否については、検討会における議論の対象外です。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>は純粹に営利目的の粗悪な物もありますけど萌え CG や萌え漫画物がそれなりに人気や売れてるのは単に裸だからとかではなくあれでもかなり職人的な手間暇技量が掛かっているからだと思います。</p> <p>もう辞めてしまって趣味の粋だけどもアニメの業界に入った時はその社長に現場に一線で立つ為には月1000枚は描ける様になる画力が必要とも言われました。週末も返上して徹夜もして月5,6万で頑張ったりもしていました。現場に就職できた時、亡くなった祖母はTVに出たとても喜んでくれました。TVに名前が載った時、田舎の知人がそれを見たと誇らしげに言ってくれた時もとても嬉しかったです。そういう思い出もあって、自分が現場にいた時に携わったアニメが処分廃棄一班閲覧規制扱いになったら凄く悲しいです。未成年向け作品だとそういう性的描写シーンを削除して販売するように指導した方が適切な気もします。 アダルト物の同人誌とかは架空に人物を扱っていて更に成人者が買う事を前提としてますし、販売側も成人者に売る事を前提としてるのでそんなに問題があるとは思えません。お酒や煙草みたいな物ではないでしょうか。それと同じように未成年なのに読む方が問題あると思います。</p> <p>真面目にやってる人達は本当に真面目にやってるんです。最近は同人誌とかも粗悪な人たばかり目に付きますが、それでも最近の人達は昔の人達に比べてずっと真面目に取り組んでいます。昔は表紙だけ詐欺(中を見せずに中は物凄い手抜きで表紙だけ立派)も沢山在りました。今はむしろそういうのが少ない位です。同人誌業界でも真面目な人は例えアダルトでも真面目に働いています。多くの買い物も努力の点も見ています。あからさまに努力も無く営利目的の方はそれ程売れませんし大きくなりませんし場所によってはひたすら叩かれたりもしています。全部まとめて規制とかではなく、そういう真面目に取り組んでいる人達の事も視野に入れて欲しいです。絵とかアニメはきっちり描くのは精神的にも物理的にも結構手間だったり負担もあるので趣味的に年齢とかを設定しないで気軽に徒然なるままに描く場合も沢山在ります。</p> <p>それが必ず描く前に細部まで設定して描かなければならなくなり趣味描きすら仕事の様になってしまい描く事自体に物凄く抵抗が生まれます。 少なくとも 18歳に見える 物も摘発対象という辺りが凄く怖いです。繰り返しますが18歳を描いて17歳評価で摘発されてはとても危険なので事実上は23~25歳以下の性的創作物は不可と言う事になってしまいそうです。</p> <p>日頃恐らくストレス世界の中を御多忙の所を大変申し訳ありませんが架空人物を対象とした人物画の規制について何卒御検討の程を御願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">(個人 52)</p>	
	233	<p>○ 単純所持規制は、所謂スピード違反の“ネズミ捕り”同様に、警察内部でのポイント稼ぎに用いられることが考えられます。また現状では前述の通りに定義があいまいで恣意的な運用すら懸念される法案であることから、表現の萎縮を招き、ひいては社会に無用の混乱を招く可能性が高いと思われます。</p> <p>児童ポルノそれ自体は基本的に犯罪の過程を記録したものであると考えますし、そ</p>	児童ポルノの単純所持の禁止の当否については、検討会における議論の対象外です。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>う定義されるべきであると考えます。これが撲滅されるべきものであることには異論はありません。被害者の人権が蹂躪され続けるということには同情しますが、単純所持が規制されたとしても、被害者の懸念が払しょくされることはないのではないかでしょうか…。削除されるべき有害情報であることには異論はありませんが、まず民間での取り組みと通報、ならびにアップロード者の特定と逮捕を徹底していただきたい。またそれ以前に、加害者の逮捕が優先されるべきことは言うまでもありませんが。少なくとも、現在の定義での単純所持の違法化には反対します。現在適法なものを新たに犯罪として定義し摘発したとしても、現在すでに起こっている犯罪が減る道理はありません。</p> <p>(個人 75)</p>	
	234	<p>○ 一部省庁からは、「漫画、アニメ、ゲーム等ではしばしば児童を対象とした性描写が見られます。これは現実には存在しない、コンピューター等で作られた児童が対象ではありませんが、児童を性の対象とする風潮を助長するという深刻な問題を生じさせるものであります。」との発言があるようですが、現在すでにそれらの漫画、アニメ、ゲームを愛好している多くの集団に、そのような風潮があるのでしょうか? そのような風潮が日本国内に存在するのでしょうか?</p> <p>確かにまれに一部例外的な犯罪者によるいたましい事件があるのは事実ですが、それでもあって数件であり、たとえばアメリカのように年に数千人からの児童が行方不明になるような事はありません。諸外国に比べても、日本は性犯罪の数自体が低いですから、この点は国際会議の場などにおいても十分に主張されるべきであると考えます。創作物に対しても規制が及んでいるカナダなどで(そのような風潮とは無縁のはずの国で)この手の犯罪の多さは注目されるべきで、これらの諸外国に倣う必要性を感じません。</p> <p>多くの人間を犯罪者予備軍であるかのように言う外務省によるこの発言は、訂正して撤回していただくべきと考えます。</p> <p>被害者の保護の観点とは無関係な架空の創作物を規制するのは根本的に間違いであると考えます。それによって保護される児童の権利は存在しません。また、例えばこれを取り締まるとすれば、そもそもが架空の創作物であるところの絵画等に対して、年齢を確認する術がありません。どこからが児童ポルノであるのかという問題がまた生じます。そしてまた、あいまいさからの混乱と恣意性の問題が生じます。表現は決定的に委縮するでしょう。日本のコンテンツの力を失わせることは間違ひありません。ポルノ以外の分野において、です。</p> <p>風潮を助長するというのも、科学的な関連性は証明されておらず、それどころか、ゲームが人の残虐性を助長するのかなどという観点では度々関連を否定する結果がでています。科学的にどちらの説が有力かは明らかです。</p> <p>確かに世界でもまれな文化ではありますが、風紀の取り締まりがしたいのでしたら、児童の保護をお題目などにせずに、堂々とそれを問題とされるべきであると考えます。</p> <p>青少年に対する悪影響が懸念されるのは事実かもしれません、インターネットにおけるゾーニングやフィルタリングのさらなる整備と発展をもって対すべきものであると考</p>	<p>擬似児童ポルノの規制の当否については、検討会における議論の対象外です。</p>

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		えます。 民間を主体とした総務省の取り組みに期待します。 (個人 75)	
	235	○ こういう大事なことはTVやラジオでも広報して意見を求めて下さい。こそこそしてもらつては困る。 (個人 76)	御意見として承ります。
	236	○ あのインターネット規制だと歴史的な真実が規制の対象になってしまいかねません。教科書には平気でウソが載っています。それを正すサイトがフィルタリングの対象になってしまいかねません。そういう可能性もあります。歴史、政治問題のサイトはフィルタリングの対象にはしないでください。 (個人 77)	フィルタリングの対象の決定については、国などの公権力が関与することは適当でなく、民間の自主的取組を通じて対応すべきものと考えます。
	237	○ 結論から申し上げますと、表現や発言を法律で縛り、厳しく規制を入れる事には反対致します。法的な面から考えても、大掛かりな表現規制は日本国憲法第3章第21条に定められている表現の自由に違反する恐れがあります。 表現をするのにあたって、インターネット利用者としての最低限のマナーは必要ですが、例えばマナーを厳守したうえでの発言であっても、見聞きする側の考え方によって解釈が変わる事があり、真っ当な意見であっても、人によっては非難や中傷をしているように聞こえたりもします。また、反社会的・非常識な言動を取った者に対する批判は、よほど悪意のある過激なものでもない限りは、やむを得ないと私は思います。このような線引きの難しい世界を無理矢理線引きし、それを維持しようとすれば、かなりの労力を必要とします。さらに、免罪の温床にもなりかねません。 確かに、昨今のインターネット上には虚偽の情報や悪質な誹謗中傷等、どの方面から解釈しても、明らかに社会へ悪影響をもたらすものが多く見受けられます。しかし、何故そのような有害な意見及び有害なサイトをインターネット上に掲載する者がいるのかを考えた場合、その原因には作成者の内面や社会的な立場にかかわっている可能性が高く、もし規制を実行しても平穏になるのは表面上だけで、真の解決には至らないと思います。悪意あるインターネット利用者の精神的な面や社会的な立場などを考慮し、教育・医学・情報等の様々な分野における的確な指摘が出来るかどうかが大事だと思います。 犯罪は、犯罪を超す事を決断した犯罪者が一番悪く、ごく一部の悪意ある人間のために、周囲の真面目な人々まで巻き込むのは好ましくありません。 インターネット上の数々の無法は確かに憂慮るべきものがありますが、これにはインターネットというものの構造上の欠陥も関係しており、一筋縄ではいきません。そこを見極めて、真にインターネットを快適に使用できる環境が形成されていくことをネットユーザーとして心から願っております。 (個人 70)	本最終取りまとめ(案)は、民間の自主的取組の一層の促進及び利用者等のインターネットリテラシーの向上のための施策の推進を重視しており、法規制の導入については慎重に検討すべきとの立場をとっています。
	238	○ ネットがなくても学校の校舎裏で、体軀部部室の影でのいじめや暴行・陰口やなくならない。ネット規制より学校そのものをなくせばいい話になる。そもそも「学校裏サイト」と	御意見として承ります。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>は言葉のトリックによるマヤカシも甚だしく、大半は単なる地域限定の世間話スレッドに過ぎない。</p> <p>学校のトイレでいじめ暴行があったからトイレを取り壊すような次元の審議。ナンセンス！要はいじめの部隊がネットに移っただけのこと。また、未成年にネット規制したが、いじめあられたこのネット告白・告発やネット反撃もできなくなる。</p> <p>同様に、アホな犯行予告ごときで国民を逮捕するなんぞ共謀罪の悪夢にも等しい。</p> <p>検閲反対。</p> <p style="text-align: right;">(個人 72)</p>	
	239	<p>○ 国会議員や官僚が不正な法案を提出するのは監視するのは、善良なる日本人の役目であり権利だ。今回の国籍法改悪の酷さに日本人は激怒している。匿名で国籍法改悪を批判する政治活動は、日本を悪意を持って支配しようとする勢力の集団ストーカー行為や嫌がらせ、暴力や殺人行為から善良なる日本人の自由と人権を守るために必要だ。ネットでの政治活動を規制して弾圧するな。</p> <p>日本人の整備を守るために、言論の自由を守れ。ネット規制に反対する。現状で十分である。</p> <p>寧ろテレビマスコミの方こそ問題だ。国籍法改悪をしっかり報道るべきだったのに全然報道しない。これは日本人の知る権利を奪うもので情報統制である。これを断じて許さない。</p> <p style="text-align: right;">(個人 78)</p>	御意見として承ります。

※ このほか、最終取りまとめ案と関係しない個別施策に関する御意見が3件あったが、記載を省略した。